

2025 (令和7) 年度

理学部
学 生 便 覧



広島大学

各学科のチューター

有意義で充実した学生生活を送るために、不明なことや困ったことが起きた場合は、以下のチューターに相談してください。チューターは、原則として卒業まで同じ教員が担当します。

※電話番号は、082-424-(内線番号)

対 象	学 科	氏 名	棟室名	内線番号
令和7年度 入 学 生	数 学 科	藤本 仰一	A508	7346
		伊森 晋平	A216	7414
	物 理 学 科	木村 昭夫	D204	7400
		嶋原 浩	先端科学総合 研究棟 305W	7011
		志村 恭通	先端科学総合 研究棟 207W	7026
		山口 頼人	B206	7376
	化 学 科	井上 克也	C708	7416
		平尾 岳大	C313	7138
		久保 和幸	C707-7	7423
	生 物 科 学 科	坂本 尚昭	A515	7447
		豊倉 浩一	植物遺伝子保 管実験施設 Q203	7491
		本田 瑞季	A309	7439
	地球惑星システム学科	井上 徹	A710	7460
		川添 貴章	A711	7463

緊急時の連絡先

以下の連絡先から電話することもありますので、携帯電話等に登録しておいてください。

連絡先名	棟室名：電話番号	時間
理学部学生支援室	E004：082-424-7315, 7316, 7317,7319, 7320	8:30～17:15
数学科事務室	E113：082-424-7350	8:30～16:30
物理学科事務室	E008：082-424-7381	8:30～17:00
化学科事務室	E114：082-424-7105	8:30～16:30
生物科学科事務室	A307：082-424-7470	8:30～17:00
地球惑星システム学科事務室	A607：082-424-7459	9:00～17:00
理学部警備員室	E005：082-424-7304	17:15～8:30

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たな知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

広島大学理学部の理念・目標

自然の真理解明のための基礎的知識，基礎的手法・技術，論理的な思考など，自然科学に関する教育を行う。

（理念）

- 自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明に向けて，純粋科学の教育研究を推進する。
- 未来を切り開く新たな知を創造・発展させ，これを継承する。
- 教育研究成果を通して社会に貢献する。

（目標）

- 自然科学の基礎を十分に修得させる。
- 真理探究への鋭い感性と総合的判断力を培う。
- 研究者・技術者・教育者として社会で活躍する人材を育成する。

広島大学憲章

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に 1949 年に創設された国立の総合研究大学である。

広島大学は、平和を希求する精神、新たな知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念 5 原則の下、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とする。

1. 人権の尊重

広島大学は、そのあらゆる活動において、民族、国籍、宗教、信条、ジェンダー、経済的・社会的地位、障がいの有無などに関わるあらゆる差別やハラスメントを許さず、一人ひとりの人権と人格を尊重し、擁護する。

2. 教育

広島大学は、個々の学生が主体的で柔軟な学びを実践できる環境を構築し、豊かな人間性と幅広い教養、秀でた専門的知識と自ら課題を発見し解決する能力を備え、自由で平和な持続的発展を可能とする社会の実現に貢献する人材を育成する。

3. 研究

広島大学は、研究者の自由な発想に基づく高度で革新的な研究により、深い真理の探究と新たな知の創造に邁進するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、地域、国及び国際社会が抱える課題の解決に向けたイノベーションを持続的に創出する。

4. 社会貢献

広島大学は、自らの活動を積極的に公開し、社会に開かれた大学、社会から信頼される大学として、地域や産業界、関係する諸機関とも連携・協働し、教育、研究、医療等の全ての活動を通じて、地域社会及び国際社会に貢献する。

5. 持続可能な社会の実現

広島大学は、持続可能な社会を実現するための世界最高水準の活動に取り組む大学として、貧困や紛争、人権の抑圧、感染症、環境や資源・エネルギー問題など、地球規模の課題に対する先端的な解決策を世界に先駆けて実践する。

広島大学の全構成員及び卒業生・修了生は、各々が矜持を持ち、国民及び世界から期待される役割をたゆまず省察し、コンプライアンスを徹底の上、相互に信頼・尊重しあいながら、その個性と能力を十分に発揮して各々の使命を果たし続ける。

(2021 年 12 月 27 日 制定)

広島大学行動規範

広島大学は、国立の総合研究大学として、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献するという使命を果たすと同時に、その活動に関して高い倫理性と社会に対する透明性を持った十分な説明責任が求められています。社会からのこれらの負託に応えるために、私たち広島大学の全構成員が常に意識し、実行すべき指針として、「広島大学行動規範」を定めます。

1. 人権と多様性の尊重

私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、あらゆる差別やハラスメントを許さず、全ての構成員がその個性と能力を十分に発揮できるキャンパスを実現します。

2. 自主性・自律性の堅持

私たちは、社会的規範や倫理、個々の活動に対するインテグリティに十分配慮しつつ、学問の自由や教育・研究の自主性・自律性を堅持し、世界最高水準の教育・研究を実施・発展させ、その成果を社会に還元します。

3. 法令等の遵守

私たちは、広島大学の構成員として活動するにあたり、社会的規範・ルール、関係法令及び学内諸規則を遵守します。

4. 情報の公開・保護

私たちは、社会に対する透明かつ公正な説明責任を果たすため、その活動の内容や結果など本学が保有する情報について適時適切な方法で社会に公開し、その情報の利用にあたっては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報の保護を図ります。

5. 情報の管理

私たちは、広島大学の情報資産の価値を把握し、その安全性及び信頼性を確保するために、情報セキュリティ上の脅威を十分に認識し、それぞれの業務に応じて、適切な管理と運用を行います。

6. 経費・資産の適正な管理

私たちは、活動のための経費及び資産の多くが税金その他社会からの支援等によるものであることを常に自覚し、大学の経費及び資産を適正かつ効率的に管理し、使用します。

7. 安全・安心な環境の整備

私たちは、業務の遂行にあたり、安全に対する意識を高め、安全・安心かつ快適な教育、学修、研究及び労働の環境を整備します。

8. 環境問題への取組

私たちは、気候変動や大規模災害、環境汚染や資源・エネルギー問題などの世界的な環境問題に率先して取り組み、安定した環境を将来の世代に引き継ぎます。

(2021 年 12 月 27 日 制定)

広島大学学期区分

期	期 間	区 分
前 期	4 月 1 日 ～ 4 月 7 日	春季休業
	4 月 8 日 ～ 8 月 10 日	授業
	8 月 11 日 ～ 9 月 30 日	夏季休業
後 期	10 月 1 日 ～ 12 月 25 日	授業
	12 月 26 日 ～ 1 月 5 日	冬季休業
	1 月 6 日 ～ 2 月 15 日	授業
	2 月 16 日 ～ 3 月 31 日	学年末休業

(注) 上記記載内容は広島大学通則に基づく期間であり、授業スケジュールとは異なる場合があります。
授業スケジュールについては、各年度の学年暦（授業スケジュール）で確認してください。

授業時間

時 限	時 間
1	8:45 ～ 9:30
2	9:30 ～ 10:15
3	10:30 ～ 11:15
4	11:15 ～ 12:00
5	12:50 ～ 13:35
6	13:35 ～ 14:20
7	14:35 ～ 15:20
8	15:20 ～ 16:05
9	16:20 ～ 17:05
10	17:05 ～ 17:50

9 (※)	16:20 ～ 17:05
10 (※)	17:10 ～ 17:55

(※) を付した時限は、45 分授業を実施する場合の時限を示します。

- 2025（令和 7）年度入学生は、卒業するまでこの「学生便覧」に従って履修等を行うので、大切に扱ってください。また、所属プログラムの履修要領をよく理解して、**履修登録単位数の上限**に注意しながら各自の年間履修計画を立ててください。
- 大事な伝達・連絡等は「My もみじ」に掲示、又は学生支援室前、ピロティ横、各学科掲示板を利用して行いますので、1 日に 1 度は必ず「My もみじ」等を確認してください。確認しなかった場合、思いもかけぬ不利益を生じる場合がありますので注意してください。

目 次

- 各学科チューター，緊急時の連絡先
- 広島大学の理念，広島大学理学部の理念・目標
- 広島大学憲章，広島大学行動規範
- 広島大学学期区分・授業時間・学生便覧等について

I 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS^{ハイプロスペクツ}®」について……………ハイプロ

II 教養教育について……………教養

III 専門教育について

- ・ 学生への連絡・通知等について…………… 1
- ・ 履修について…………… 2
- ・ 成績について…………… 2
- ・ 学業成績の送付について…………… 2
- ・ 「学生生活・就学相談室」について…………… 2
- ・ 2025（令和7）年度理学部共通授業科目履修表…………… 3
- ・ 数学プログラム履修要領・履修表…………… 4
- ・ 物理学プログラム履修要領・履修表…………… 8
- ・ 化学プログラム履修要領・履修表…………… 12
- ・ 生物学プログラム履修要領・履修表…………… 16
- ・ 地球惑星システム学プログラム履修要領・履修表…………… 20
- ・ 理数学生応援プログラム Open-end な学びによる
Hi-サイエンティスト養成プログラム履修要領・履修表…………… 24
- ・ 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」
による履修（早期履修）制度について…………… 27
- ・ 広島大学理学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準…………… 28

IV 資格取得について

- ・ 教育職員免許状の取得について…………… 29
- ・ 学芸員となる資格について…………… 54
- ・ 測量士及び測量士補について…………… 54
- ・ 毒物劇物取扱責任者について…………… 55
- ・ 危険物取扱者（甲種）について…………… 55

学芸員となる資格の取得については，ハイプロのページも参照してください。

V 諸規則

- ・ 広島大学通則…………… 57
- ・ 広島大学理学部細則…………… 76
- ・ 広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の
上限に関する申合せ…………… 100
- ・ 広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ…………… 102
- ・ 放送大学との単位互換について…………… 104
- ・ 広島大学理学部における研究生の研究期間及び
願い出期限の特例に関する申合せ…………… 104
- ・ 広島大学理学部における外国人留学生の授業科目履修上の
特例に関する申合せ…………… 105
- ・ 広島大学学生交流規則…………… 106

・ 広島大学学位規則	111
・ 広島大学授業料等免除及び猶予規則	118
・ 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	124
・ 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	126
・ 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	128
・ 広島大学転学部の取扱いに関する細則	130
・ 広島大学科目等履修生規則	132
・ 広島大学学生表彰規則	135
・ 広島大学学生懲戒規則	137
・ 広島大学学生生活に関する規則	143
・ 広島大学学生証取扱細則	146
・ 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則	149
・ 身体等に障害のある学生に対する試験等における 特別措置について（申合せ）	151
・ 社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項	153
・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて	155
・ 広島大学研究生規則	156
・ 広島大学外国人研究生規則	159
・ 広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則	163
・ 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	166
・ 学業に関する評価の取扱いについて	173
・ 気象警報の発表、公共交通機関の運休、事件・事故又は弾道ミサイル 発射等の場合における授業等の取扱いについて	176
・ 成績評価に対する異議申立制度について	178

VI その他

・ 広島大学理学部関係の沿革	181
・ 理学部建物配置図	185
・ 研究棟・講義管理棟平面図	186
・ 臨海実験所位置および平面図	195
・ 宮島自然植物実験所位置および平面図	196
・ 両生類研究センター平面図	197
・ 植物遺伝子保管実験施設平面図	198
・ 植物管理棟平面図	199
・ 学術標本共同資料館平面図	200
・ 放射光科学研究所研究棟平面図	201
・ 自然科学研究支援開発センター 機器共用・分析部/物質科学部平面図	202
・ 自然科学研究支援開発センター アイソトープ総合部門平面図	203
・ 先端科学総合研究棟平面図（物理学科関係教員部分のみ掲載）	204
・ 総合科学部／経済学部平面図（数学科/物理学科関係教員部分のみ掲載）	208

到達目標型教育プログラム ハイプロスペクツ 「HiPROSPECTS[®]」について

※ ハイプロスペクツ HiPROSPECTS は広島大学の登録商標です。

目次

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS [®] 」	ハイプロ 2
1. HiPROSPECTS [®] とは	ハイプロ 2
2. 卒業までの主な流れ	ハイプロ 2
II. HiPROSPECTS [®] の構成	ハイプロ 3
1. 主専攻プログラム	ハイプロ 3
2. 副専攻プログラム・特定プログラム	ハイプロ 4
■HiPROSPECTS [®] をより良く理解するための 3 つの資料	ハイプロ 6
III. 評価の方法	ハイプロ 7
1. 授業科目の成績評価	ハイプロ 7
2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)	ハイプロ 7
3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価	ハイプロ 9
■成績評価, GPA 及び到達度の評価の確認方法	ハイプロ 9
IV. 副専攻プログラム一覧	ハイプロ 10
V. 特定プログラム一覧	ハイプロ 11
■特定プログラムに関する資格	ハイプロ 11
VI. HiPROSPECTS [®] 関係規則等	ハイプロ 13
1. 広島大学教育プログラム規則	ハイプロ 13
2. 広島大学副専攻プログラム履修細則	ハイプロ 17
3. 広島大学特定プログラム履修細則	ハイプロ 19
VII. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先	ハイプロ 22
VIII. TOEIC [®] L&R IP テストの全学実施について	ハイプロ 23
IX. 情報科学パッケージ科目について	ハイプロ 24
X. 初年次インターンシップ (社会体験) の全学実施について	ハイプロ 26

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS[®]」

1. HiPROSPECTS[®] とは

広島大学では、みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と、卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し、「到達目標型教育プログラム『HiPROSPECTS[®]』」という独自の教育システムを実施しています。HiPROSPECTS[®]は、広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

HiPROSPECTS[®]では、

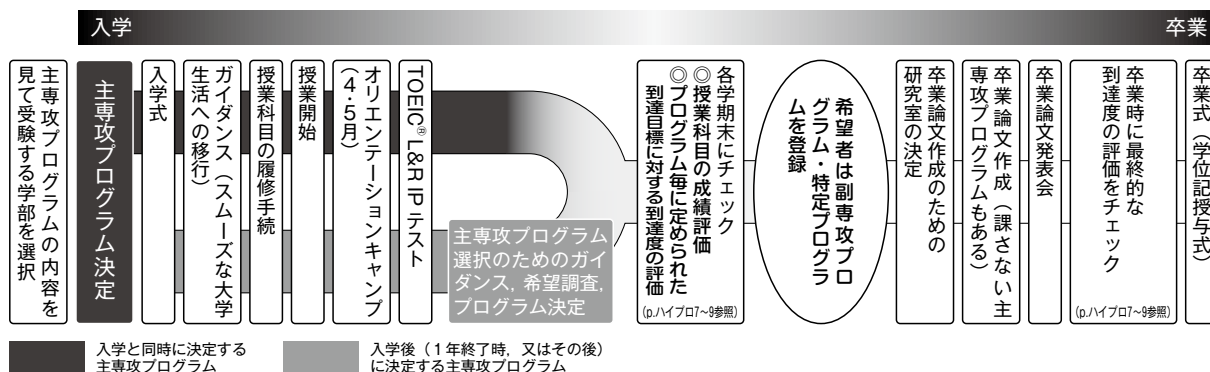
- まず入学時に、卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて、所定のカリキュラム（教育課程）に従い学習を進めてください。
- 到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか、定期的に確認してみなさんにお伝えし、その確認結果に基づいた学習サポートを行います。
例えば、確認の結果、弱い点が見つければ、それを克服するためにどのような学習をすれば良いかアドバイスする、といったことです。

以上を踏まえ、みなさんは到達目標の実現はもちろんのこと、それ以上の知識や能力を身につけられるよう、有意義な学生生活を過ごしてください。

2. 卒業までの主な流れ

授業を受けるためには、学期の始めに履修手続きを行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば、単位を修得することができます。

そして、主専攻プログラム（p. ハイプロ3 参照）で示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。



Ⅱ. HiPROSPECTS® の構成

HiPROSPECTS® は、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムの3種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは、学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方、副専攻プログラム及び特定プログラムは、その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように、各プログラムの内容を理解して、学習を進めてください。

1. 主専攻プログラム

1) 目的

主専攻プログラムとは、所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい、学士号の取得を目的として、教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって、所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員1つ登録します。

なお、所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は、その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ、転学部・転学科等を行う必要があります。

2) 学期毎の評価、卒業

主専攻プログラムでは、学期毎に履修した各授業科目で評価（p. ハイプロ7～9 参照）が行われ、自らの到達度のチェックができるようになっています。また、主専攻プログラムで示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。

3) その他

主専攻プログラムの詳細については、専門教育に関するページをご覧ください。

2. 副専攻プログラム・特定プログラム

1) 目 的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは、主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお、その履修を希望する学生のみ登録します。

プログラム	目 的
副専攻プログラム	主専攻プログラムの基礎又は概要の学習を目的として編成されたプログラムです。
特定プログラム	①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど）、又は、②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。

2) 共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには、その他、次のような共通点・相違点があります。

①共通点

項目	副専攻プログラムと特定プログラムの共通点
主専攻プログラムとの関係	主専攻プログラムの履修基準によっては、副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの卒業要件単位に算入することができる場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。
プログラムの登録手続	説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ、毎年1月上旬から2月上旬（※）にプログラムの登録を申請し、登録許可を受けた場合に、翌年度から履修を開始します。申請方法については、「Myもみじ」の掲示で確認してください。
授業科目の履修	○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち、入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば、その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。 ○授業時間割の関係で、副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。 ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点（GPA）（p. ハイプロ7～9参照）の計算対象に含まれます。
成績証明書への記載	副専攻プログラム・特定プログラムに登録されると「履修中」である旨、記載されます。プログラムの修了条件を満たすと、「修了」した旨、記載されます。

※一部の特定プログラムでは、登録申請時期が異なります。詳しくはHiPROSPECTS[®]公式ウェブサイト内の特定プログラムのページをご覧ください。（p. ハイプロ6参照）

②相違点

項目	副専攻プログラム	特定プログラム
登録できるプログラム数	1 プログラムのみ登録できます。	複数のプログラムを登録できます。
プログラムの選択範囲	自身の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができます。	原則、全てのプログラムから選択することができます。
プログラムの修了条件	副専攻プログラムの修了要件単位を修得し、卒業の認定を受けた場合に修了することができます。	特定プログラムの修了要件単位を修得し、卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。
修了証書の交付	交付されます。	一部のプログラムでのみ修了証書が交付されます。

3) 履修開始までの流れ

副専攻プログラムと特定プログラムの履修を始めるまでの流れは、次のとおりです。

時 期	詳 細
1 月上旬から 2 月上旬	○副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録申請方法等を「My もみじ」で確認 ○登録のための要件，時期等希望するプログラムの詳細を説明書で確認 ↓ ○必要に応じて事前にチューター又は指導教員に相談 ↓ ○副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請 ↓ ○登録許可の審査結果を確認
翌年度前期	○登録許可を受けた場合，副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始

4) その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み，到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また，登録する際に不明な点等があれば，チューターや所属する学部の学生支援担当に相談してください。

■HiPROSPECTS® をより良く理解するための3つの資料

HiPROSPECTS® の各プログラムの内容についての資料を、次のとおり公開しています。

	記載内容	確認方法
詳 述 書	各主専攻プログラム の詳細 (プログラムの概要, ディプロマポリシー (学位授与の方針・プログラムの到達目 標), カリキュラムポリシー (教育課程 編成・実施の方針), 学修の成果, 取得 可能な資格 等)	HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト
説 明 書	各副専攻プログラム, 各特定プログラム の詳細 (プログラムの概要, 到達目標, 登録時期, 登録要件, 授業科目 等)	
シラバス	プログラムを構成する各授業科目 の詳細 (授業計画, 予習・復習へのアドバイス, テキスト, 成績評価の基準 等)	「My もみじ」で閲覧できます。

※ HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト URL



(主専攻プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou>



(副専攻プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/hukusenkou>



(特定プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei>

Ⅲ. 評価の方法

HiPROSPECTS® の大きな特徴の一つは、これまでにない新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は、HiPROSPECTS® を導入し、プログラム毎に到達目標を定めることにより、各主専攻プログラムのみなさん一人ひとりに対し、従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて、**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより、みなさんは自分自身が身につけた力をより分かりやすく知ることができ、今後の学習方法についてのヒントを得ることができます。

1. 授業科目の成績評価

みなさんは、履修基準に従って授業科目を履修し、試験を受けて、必要な単位を修得していきますが、みなさんの学習成果の評価は、まずその授業科目毎に行われます。それが授業科目の成績評価です。

成績評価は、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) の5段階評価とし、秀、優、良、可を合格とします。成績評価の結果は、学期毎に通知します。

なお、各授業科目で行われる成績評価の基準等は、シラバスに明示されています。

2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)

授業科目の成績評価をまとめた指標として、全学的に算出方法を統一した平均評価点 (GPA : Grade Point Average) を通知します。算出公式は次のとおりです。

この GPA は、履修指導に活用する他、奨学金、授業料免除、成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

【本学共通の平均評価点 (GPA) 算出公式】

$$\text{GPA} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(注) 分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると、単位を修得しきれなくなり GPA が下がってしまうことがあります。

GPA の具体的な計算事例は次のとおりです。

Aさんの場合 適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合

登録した単位：20単位（10科目（各2単位））

前期成績：秀／10単位，優／4単位，良／2単位，可／4単位

$$\frac{10(\text{秀}) \times 4 + 4(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 4(\text{可}) \times 1}{20 \times 4} \times 100 = 75.00$$

Bさんの場合 無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合

登録した単位：30単位（15科目（各2単位））

前期成績：秀／0単位，優／10単位，良／2単位，可／12単位，（不可／6単位）

$$\frac{0(\text{秀}) \times 4 + 10(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 12(\text{可}) \times 1}{30 \times 4} \times 100 = 38.33$$

【GPA の計算対象となるもの】

5段階評価（欠席を含む。）が付された授業科目について GPA の計算対象になります。なお、**副専攻プログラムや特定プログラムとして履修した授業科目**も GPA の計算対象になります。

【GPA の計算対象とならないもの】

成績評価欄が「認定」となっている授業科目は，5段階評価が付されていないことから，GPA の計算対象となりません。また，履修手続の際に，**履修届出区分を「単位不要」とした授業科目**については，そもそも単位が出ませんので **GPA の計算対象**となりません。

【参考：「認定」の授業科目について】

他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして，単位認定するが，5段階評価を付さない場合，当該授業科目の成績欄は，「認定」となります。その取扱いは，下記のとおりです。

- ・入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（英語以外の外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，5段階評価は付さない。
- ・入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，原則として5段階評価は付さないが，協定等により5段階評価を付す根拠がそれ相応にある場合に限り，5段階評価を付すことができる。（各学部で取扱いが異なり，5段階評価を付す場合は，GPA の計算対象となる。）

3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは、詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について、到達度の評価を行っています。

到達度の評価は、「極めて優秀 (Excellent)」、「優秀 (Very Good)」、「良好 (Good)」の3段階で評価し、その結果は、学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは、その授業科目の履修の成果は分かりますが、プログラムが掲げる到達目標に対して、自分が今どの程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ることで、到達目標の実現に向けて、具体的にどのような能力がどの程度身につく、何が足りないのかを把握でき、またそれに基づいて、次のタームの学習に向けた履修計画にも役立てることができます。

到達度の評価は、学期毎に更新され、卒業時に通知される評価内容が、最終の到達度を表します。したがって、例えばある段階で「良好 (Good)」という評価を一旦受けても、その後がんばって学習を続けた結果、卒業時には「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けることもありますし、逆にある段階で「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けていても、その後の努力を怠った結果、評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら、卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

■成績評価、GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価、GPA 及び到達度の評価は、「My もみじ」で確認することができます。

My もみじ 広島大学 学生情報の森 MOMIJI

Menu

HOME

マニュアルはメニュー下のリンク欄にあります。(学生は必ず「新もみじについて」を見て下さい)

- 学籍情報
- 履修
- 成績
 - 履修成績確認
 - 確定成績確認
 - GPA参照
- 到達度評価
 - プログラム到達度評価参照

掲示

- 個人掲示/Personal Information
テスト(未)
- 学部・研究科掲示/Message from your Faculty, School of Science
- 教養教育掲示/General Education Information

成績評価・GPAの確認ができます。

到達度の評価の確認ができます。

Ⅳ. 副専攻プログラム一覧

開設キャンパス	副専攻プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	総合科学副専攻プログラム	総合科学部
	国際共創副専攻プログラム	
	哲学・思想文化学副専攻プログラム	
	歴史学副専攻プログラム	文学部
	地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム	
	日本・中国文学語学副専攻プログラム	
	欧米文学語学・言語学副専攻プログラム	
	初等教育学副専攻プログラム	教育学部
	特別支援教育学副専攻プログラム	
	理科教育学副専攻プログラム	
	数学教育学副専攻プログラム	
	技術情報教育学副専攻プログラム	
	社会認識教育学副専攻プログラム	
	国語文化教育学副専攻プログラム	
	英語文化教育学副専攻プログラム	
	日本語・日本文化教育学副専攻プログラム	
	多文化・グローバル教育学副専攻プログラム	
	健康スポーツ教育学副専攻プログラム	
	家政教育学副専攻プログラム	
	音楽教育学副専攻プログラム	
	美術教育学副専攻プログラム	
	教育学副専攻プログラム	
	心理学副専攻プログラム	
	現代経済副専攻プログラム	経済学部
	数学副専攻プログラム	理学部
	化学副専攻プログラム	
	地球惑星システム学副専攻プログラム	
	機械システム副専攻プログラム	工学部
	輸送システム副専攻プログラム	
	材料加工副専攻プログラム	
	エネルギー変換副専攻プログラム	
	電気システム情報副専攻プログラム	
	半導体システム副専攻プログラム	
	応用化学副専攻プログラム	
	化学工学副専攻プログラム	
	生物工学副専攻プログラム	
	社会基盤環境工学副専攻プログラム	
	建築副専攻プログラム	
	水圏統合科学副専攻プログラム	生物生産学部
	応用動植物科学副専攻プログラム	
	食品科学副専攻プログラム	
	分子農学生命科学副専攻プログラム	
	計算機科学副専攻プログラム	情報科学部
	データ科学副専攻プログラム	
	知能科学副専攻プログラム	
東千田キャンパス	公共政策副専攻プログラム	法学部
	ビジネス法務副専攻プログラム	

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に副専攻プログラムの説明書(p.ハイプロ6参照)に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

V. 特定プログラム一覧

【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	Global Peace Leadership Program	教育本部
	Cross-cultural and Interdisciplinary Program (Liberal Arts)	
	AI・データサイエンス応用基礎特定プログラム	AI・データーバージョン教育研究センター
	英語プロフェッショナル養成特定プログラム	外国語教育研究センター
	トライリンガル養成特定プログラム	
	アクセシビリティリーダー育成特定プログラム	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構
	ダイバーシティ特定プログラム	
	Understanding Diversity and Inclusion through a Sciences & Humanities Lens	
	科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学部
霞キャンパス	食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	薬学部

【資格の取得を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	学芸員資格取得特定プログラム	総合博物館 総合科学部 文学部 教育学部 理学部 生物生産学部
	社会調査士資格取得特定プログラム	総合科学部 文学部 教育学部 法学部
	学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム	教育学部
	社会教育士（社会教育主事基礎資格）特定プログラム	

特定プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に特定プログラムの説明書（p. ハイプロ6 参照）に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

■特定プログラムに関する資格

特定プログラムには、前述のとおり、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの、及び、資格の取得を目的として編成されたものの2種類があります。そのうち、資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は次表のとおりです。

なお、プログラムを修了するだけでは、その資格を取得することはできません。修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので、説明書等で確認してください。

資 格 (関連する特定プログラム)	資 格 の 概 要 等
学芸員 (学芸員資格取得 特定プログラム)	学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほか、動物園、植物園、水族館、科学館などがあります。 学芸員の資格を得るためには、学士の学位を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があります。これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。 なお、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。
社会調査士 (社会調査士資格取得 特定プログラム)	社会調査士は、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。 社会調査士の資格を得るためには、社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要があります。これらの科目で編成されたものが、社会調査士資格取得特定プログラムです。
学校図書館司書教諭 (学校図書館司書教諭資格取得 特定プログラム)	学校図書館は、児童生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの「生きる力」の育成に、学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。司書教諭は、この学校図書館の専門的職務をつかさどります。 司書教諭の資格を得るには、まず、教員免許状を取得し教諭であること、そして、学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下、「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた、この講習で修得する必要がある科目で編成されたものが、学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。
社会教育士 (社会教育士(社会教育主事基礎資格) 特定プログラム)	社会教育士とは、令和2年度から始まった、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号です。専門性を活かしながら、地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンを持ち、地域活動や市民活動が持続的に展開していく支援をします。世間における社会教育士の認知度は未だ低いですが、社会教育士には、公的機関だけでなく、NPO、企業、学校などの他、地域活動やボランティア活動などにおいても活躍することが期待されています。 社会教育士の称号取得者は同時に、社会教育主事基礎資格の取得者となります。都道府県及び市町村の教育委員会の事務局には、社会教育法に基づき社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導をすることを職務とする専門職員として、社会教育主事が置かれています。社会教育主事に任用されるには、社会教育主事基礎資格の取得者であることが必要です。なお、本プログラムを修了しただけでは社会教育主事として任用される条件を満たすことにはなりません。社会教育主事基礎資格を取得した後、都道府県・市町村などに職を得て社会教育関連の職務を一定期間経験するなどした上ではじめて、社会教育主事として任用される条件を満たすことになります。

VI. HiPROSPECTS[®] 関係規則等

1. 広島大学教育プログラム規則

平成18年2月14日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第19条第5項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の教育プログラムは、到達目標を明示し、その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに、学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

(名称)

第3条 本学の教育プログラムは、到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ））と称する。

(種類)

第4条 プログラムの種類は、その教育目的により、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第5条 主専攻プログラムとは、学位の取得を目的として、教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第6条 副専攻プログラムとは、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応え、学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第7条 特定プログラムとは、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

(開設及び編成)

第8条 主専攻プログラム及び副専攻プログラムは、単一の学部で、又は学部をまたがって開設することができる。

2 特定プログラムは、単一の学部等（学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で、又は学部等をまたがって開設することができる。

3 プログラムを新規に開設しようとするときは、第12条から第14条までに規定する担当教員会は、原則として開設する前年度の7月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し、プログラムを開設しようとする学部等を通じて、理事（教育・平和担当）の承認を得るものとする。

第9条 主専攻プログラムは、到達目標とその意義、育成しようとする人材像を明示して編成するものとし、修了要件単位は通則第44条第1項に示す単位数とする。

2 主専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、学部が定める。

第10条 副専攻プログラムは、一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから、そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は16単位以上で、30単位を超えない範囲とする。

2 副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 特定プログラムは、主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は10単位程度を目安とする。

2 特定プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(実施体制)

第12条 プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織として、各プログラムに担当教員会を置く。

2 副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は、当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織を兼ねるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは、責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。

第13条 主専攻プログラム担当教員会は、当該主専攻プログラムを担当する教員のうち、専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

2 二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は、原則として一つの主たるプログラムを選び、その担当教員会の構成員となる。

第14条 特定プログラム担当教員会は、当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

(詳述書等)

第15条 前3条に規定する担当教員会は、プログラムごとに、その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等を定め、次に掲げる詳述書等に明記するものとする。

(1) 主専攻プログラム 主専攻プログラム詳述書(別記様式第1号)

(2) 副専攻プログラム 副専攻プログラム説明書(別記様式第2号)

(3) 特定プログラム 特定プログラム説明書(別記様式第3号)

(シラバス)

第16条 教員は、担当する授業科目について、履修する上で必要な情報をまとめたものとして、シラバスを作成するものとする。

(登録)

第17条 主専攻プログラムは、入学と同時に決定され登録するもの並びに入学後に選択及び登録するものがあり、学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。

2 副専攻プログラム及び特定プログラムは、学生がその履修を希望し、許可された場合に登録するものとする。

(主専攻プログラムの変更)

第18条 学生が、他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは、通則第36条の規定により、転学部の許可を受けた上で変更するものとする。
- (2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは、転学科等を伴う場合は、通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし、転学科等を伴わない場合は、当該学部が定める方法により変更するものとする。

(学生の評価)

第19条 平均評価点（GPA：Grade Point Average）は、授業科目の成績評価に基づき算出し、総合的な成績評価の指標として、学期ごとに学生に通知するものとする。

2 授業科目の成績評価のほか、主専攻プログラムにおいては、プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い、学期ごとに学生に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、学生の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(点検・評価)

第20条 担当教員会は、到達度の評価結果その他プログラムの実施状況等を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

(改善)

第21条 担当教員会は、前条の点検・評価を基に、プログラムの改善を行うものとする。

2 担当教員会が、プログラムの改善を実施しようとするときは、軽微な改善を除き、当該学部等を通じて理事（教育・平和担当）の承認を得るものとする。

(廃止)

第22条 学部等は、第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは、理事（教育・平和担当）の承認を得なければならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、学部等の定めるところによる。

主専攻プログラム詳述書

別記様式第1号（第15条第1号関係）

主専攻プログラム詳述書

開設学部(学科)名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 取得できる学位	
2 概要	
3 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針・プログラムの到達目標）	
4 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	
5 開始時期・受入条件	
6 取得可能な資格	
7 授業科目及び授業内容	
8 学習の成果	
9 卒業論文（卒業研究）	
10 責任体制	

副専攻プログラム説明書

別記様式第2号（第15条第2号関係）

副専攻プログラム説明書

開設学部(学科)名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 修了要件	
8 責任体制	
9 既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等	

特定プログラム説明書

別記様式第3号（第15条第3号関係）

特定プログラム説明書

開設学部等名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 修了要件	
8 責任体制	
9 既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等	

2. 広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年3月14日

副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部）

第2条 副専攻プログラムの名称及びその開設学部は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第2号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は、一つに限り副専攻プログラムに登録することができる。ただし、登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは、登録することができない。

2 前項の登録に関する手続は、各学年次終了時の所定の時期に行うものとし、その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会が定める。

5 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムに登録している間、成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 副専攻プログラムの担当教員会は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。

2 開設学部の長は、副専攻プログラムを修了した者に、副専攻プログラム修了証書（別

記様式)を授与する。

3 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムを修了した場合、成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

(単位数の計算の基準)

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則(平成18年2月14日規則第6号)、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

(試験及び追試験)

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

(単位の取扱い)

第11条 副専攻プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会の定めるところによる。

別表(第2条関係)

(略)

別記様式(第8条第2項関係)

第	号
副専攻プログラム 修了証書	
学部・学科等	
氏	名
生	年 月 日
本学〇〇学部の〇〇副専攻プログラムを修了した ことを認める	
年 月 日	
広島大学	長
	印

3. 広島大学特定プログラム履修細則

平成18年3月14日

副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部等）

第2条 特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 特定プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第3号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、特定プログラムが定める基準を満たしている場合は、当該プログラムに登録することができる。

2 前項の登録に関する手続は、各ターム末又は各学期末の所定の時期に行うものとし、登録時期及び登録の可否は当該プログラムの担当教員会又は責任者が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 特定プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会又は責任者が定める。

5 所属する学部の長は、学生が特定プログラムに登録している間、成績証明書に特定プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部等がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は、責任者の意見。次項において同じ。）に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 特定プログラムの担当教員会又は責任者は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。ただし、卒業の認定を受けていない者であっても、所属する学部の長が認め、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したものについても、修了の判定を行う。

2 開設学部等の長は、特定プログラムを修了した者に、特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。

3 所属する学部の長は、学生が特定プログラムを修了した場合、成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年2月14日規則第6号）、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は、広島大学通則第19条の3第1項に規定する基準に基づき、当該プログラムの担当教員会又は責任者が定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（試験及び追試験）

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

第11条 前条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は、原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、開設学部等があらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

第12条 第10条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について、次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(1) 配偶者（性の多様性に関する理念と対応ガイドラインーLGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指してー（令和4年12月27日役員会承認）に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。）又は3親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）

(3) 天災その他の非常災害

(4) 交通機関の突発事故

(5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければなら

ない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(単位の取扱い)

第13条 特定プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、特定プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表（第2条関係）

(略)

別記様式（第8条第2項関係）

第	号
特定プログラム 修了証書	
学部・学科等	
氏	名
生	年 月 日
本学の〇〇特定プログラムを修了した ことを認める	
年 月 日	
広島大学	長 印

Ⅶ. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先

■副専攻プログラムに関する問い合わせ先

提供学部	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学系支援室 (学士課程担当)	(082)424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	人文社会科学系支援室 (文学部担当)	(082)424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学系総括支援室 (学士課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部昼間コース	東千田地区支援室 (法学部昼間コース担当)	(082)542-7071	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部昼間コース	人文社会科学系支援室 (経済学部担当)	(082)424-7217	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
理学部	理学系支援室 (学士課程担当)	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学系総括支援室 (工学部担当)	(082)424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物学系総括支援室 (学士課程担当)	(082)424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学系総括支援室 (情報科学部担当)	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp

■特定プログラムに関する問い合わせ先

プログラム名	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
Global Peace Leadership Program	教育推進グループ (学生プラザ内)	(082)424-6156	gsyugakukm-group@office.hiroshima-u.ac.jp
Cross-cultural and Interdisciplinary Program (Liberal Arts)			
AI・データサイエンス応用基礎特定プログラム			
英語プロフェッショナル養成特定プログラム			
トライリンガル養成特定プログラム			
アクセシビリティリーダー育成特定プログラム			
学芸員資格取得特定プログラム			
社会調査士資格取得特定プログラム	教育学系総括支援室 (学士課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム			
社会教育士(社会教育主事基礎資格)特定プログラム	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構 (ダイバーシティ研究センター)	(082)424-7952	diversity-center@hiroshima-u.ac.jp
ダイバーシティ特定プログラム			
Understanding Diversity and Inclusion through a Sciences & Humanities Lens	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構 (マネジメント部門)	(082)424-7952	d-and-i-management@hiroshima-u.ac.jp
科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学系支援室 (学士課程担当)	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	霞地区運営支援部学生支援グループ (薬学部担当)	(082)257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

その他, HiPROSPECTS[®] に関する質問は, 教育推進グループ(学生プラザ3F)へ問い合わせてください。なお, E-mailを送るときには, 必ず学生番号と名前を書いてください。

Ⅷ. TOEIC® L&R IP テストの全学実施について

広島大学では、グローバル化に対応した人材の育成に取り組んでいます。その一環として、TOEIC® L&R IP テストの全学一斉実施を行っており、学部生全員が受験します。受験期は、1年次5月及び3年次以降の2回です。（2回目の受験期は所属学部・学科等によって異なるので、以下の「学生向けの情報」で確認してください。）

入学してすぐの、広島大学における英語学習のスタート時と言えるスコア、そして卒業時のスコアとして、英語力を確認することになります。

また、スコアは、教育を充実させるためだけではなく、みなさんにとっても次のように役立ちますので、積極的に活用しましょう。

- 自分の力を、一般的に通用するスコアで知ることができる。
- 社会的に認められるテスト結果で、就職や大学院入学に際して自己PRに使用できる。
- 高スコアを得ると、教養教育科目の外国語科目（英語）等の単位認定を受けることができる。

学生向けの情報

最新の情報はもみじのトップページから「学びのサポート」→「TOEIC® L&R IP 情報」(<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/toeicip.html>)で確認してください。



IX. 情報科学パッケージ科目について

広島大学情報科学部では、さまざまな学問領域において必要とされる体系的な分析手法や情報処理技術に関し、情報科学部開設専門教育科目の中からそれぞれの学問領域に応じた計算機科学、データ科学、知能科学教育を「情報科学パッケージ科目」として設定しています。

情報科学部が推奨する情報科学パッケージ科目により修得された皆さんの知識は、それぞれの学問領域での卒業研究、大学院での学習、就職後の業務等さまざまな場面で活用されるはずです。

多くの学生の皆さんが、情報科学パッケージ科目を受講されることを期待しています。

情報科学パッケージ科目として推奨する授業科目表

科目区分	授業科目	単位数	履修期 (開講ターム)	パッケージ													
				総合科学系	デジタル・ヒューマニティーズ系	心理社会学系	情報と社会学系	経済学系	生物生命系	地球惑星系	医療系	機械・輸送工学系	情報工学系	応用化学・生物工学・化学工学系	社会基盤環境工学系	建築系	生物生産系
情報科学部専門教育科目	確率論基礎	2	2セメ(4T)	○				○									
	カテゴリカル・データ分析 (CDA)	2	4セメ(4T)		○	○										○	
	線形モデル	2	3セメ(2T)	○								○			○		○
	ソフトウェア工学 I	2	5セメ(2T)										○				
	システム最適化	2	4セメ(3T)	○				○				○			○	○	
	多変量解析	2	4セメ(3T)	○	○	○		○	○			○		○		○	○
	デジタル回路設計	2	4セメ(3T)														
	アルゴリズムとデータ構造	2	4セメ(3T)										○				
	データベース	2	4セメ(4T)		○			○	○				○				○
	プログラムが動く仕組み	2	4セメ(4T)										○				
	数値計算	2	4セメ(4T)	○						○					○		
	確率モデリング	2	4セメ(4T)	○									○				
	プログラミング言語	2	4セメ(4T)	○						○					○		
	データマイニング	2	5セメ(1T)					○	○		○				○		○
	ソフトウェアマネジメント	2	5セメ(2T)					○									
	計量経済学	2	5セメ(2T)					○									
	画像処理	2	5セメ(2T)														
	情報社会とセキュリティ	2	5セメ(2T)				○										
	自然言語処理	2	5セメ(2T)	○	○												
	ビジュアルコンピューティング	2	6セメ(3T)													○	
	人工知能概論	2	3セメ(1T)					○		○		○	○				○
	並列分散処理	2	6セメ(3T)	○													
	時系列分析	2	6セメ(3T)					○		○							○
	確率過程論	2	6セメ(4T)	○													
	ビッグデータ	2	6セメ(4T)					○	○		○				○		○
	数理解析	2	3セメ(2T)														
	生物・医療統計	2	6セメ(4T)						○								○
	情報処理と産業	2	3セメ(1T)				○										
	データ科学とマネジメント	2	4セメ(3T)				○								○		

(注) ○を付した授業科目がパッケージ別に推奨する授業科目を示す。なお、履修期は変更される場合があるため、履修年度の時間割を確認すること。

それぞれの主専攻プログラムが推奨するパッケージを以下に示します。なお、所属（又は希望）する主専攻プログラム名の記載がない場合も、授業科目の履修は可能なので、積極的に履修してください。

主 専 攻 プ ロ グ ラ ム	パ ッ ケ ー ジ
(総合科学部) 総合科学プログラム	総合科学系
(文学部) 欧米文学語学・言語学プログラム	デジタル・ヒューマニティーズ系
(教育学部) 心理学プログラム	心理学系
(法学部) 公共政策プログラム, ビジネス法務プログラム, 法曹養成プログラム	情報と社会系
(経済学部) 現代経済プログラム	経済学系
(理学部) 生物学プログラム	生物生命系
(理学部) 地球惑星システム学プログラム	地球惑星系
(医学部・歯学部・薬学部) 医学プログラム, 看護学プログラム, 理学療法学プログラム, 作業療法学プログラム, 歯学プログラム, 口腔保健学プログラム, 口腔工学プログラム, 薬学プログラム, 薬科学プログラム	医療系
(工学部) 機械システムプログラム, 輸送システムプログラム, 材料加工プログラム, エネルギー変換プログラム	機械・輸送工学系
(工学部) 電気システム情報プログラム, 半導体システムプログラム	情報工学系
(工学部) 応用化学プログラム, 生物工学プログラム, 化学工学プログラム	応用化学・生物工学・化学工学系
(工学部) 社会基盤環境工学プログラム	社会基盤環境工学系
(工学部) 建築プログラム	建築系
(生物生産学部) 水圏統合科学プログラム, 応用動植物科学プログラム, 食品科学プログラム, 分子農学生命科学プログラム	生物生産系

X. 初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について

広島大学では、学部1年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験、就業体験、ボランティア等を行う「初年次インターンシップ（社会体験）」を実施しています。これは、大学における学修と社会での経験を結びつけることで、今後、みなさんが大学生活をより有意義に送るよう喚起するとともに、将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先、実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

学 部	初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
総合科学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。
文学部	内容については、ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。
教育学部	内容については各授業科目のシラバスを参照してください。
教初	「小学校教育実習入門」の一部で実施
教特	「小学校教育実習入門」, 「特別支援学校教育実習入門」, 「教養ゼミ」の一部で実施
教二 教国 教英 教日 教四 教教	中・高等学校教育実習入門」の一部で実施 ※教技, 教日, 教美, 教教は「教養ゼミ」も活用して実施
教多 教心	「教養ゼミ」の一部で実施
法学部	内容については、ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。
経済学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。
理学部	内容については、ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。
医学部	夏季休業期間中、医学部・歯学部・薬学部3学部合同で、医療機関等での合同早期体験実習を実施します（医学部医学科及び薬学部は授業の一環として実施します）。詳細は My もみじで通知します。
歯学部	
薬学部	
工学部	詳細は、各類のガイダンスで説明します。なお、工学特別コースはガイダンス等でお知らせします。
工一	「教養ゼミ」の一部で、工場見学（ディスカッション等を含む）を実施
工二	企業インターンシップ、又は、施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
工三	施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施。状況に応じてオンラインツールを使用する。
工四	「教養ゼミ」の一部で、社会基盤施設または建築物の見学（ディスカッション含む）を実施

学 部	初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
生物生産学部	「教養ゼミ」の一部で、広島県内農山村での体験学習を実施します。内容についてはシラバスを参照してください。
情報科学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。

表中における教育学部，工学部の各類・学科等の略号一覧

略号	類・学科等	略号	類・学科等
教初	第一類（学校教育系）初等教育学プログラム	教四	第四類（生涯活動教育系）
教特	第一類（学校教育系）特別支援教育学プログラム	教美	第四類（生涯活動教育系）美術教育学プログラム
教二	第二類（科学文化教育系）	教教	第五類（人間形成基礎系）教育学プログラム
教技	第二類（科学文化教育系）技術情報教育学プログラム	教心	第五類（人間形成基礎系）心理学プログラム
教国	第三類（言語文化教育系）国語文化教育学プログラム	工一	第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）
教英	第三類（言語文化教育系）英語文化教育学プログラム	工二	第二類（電気電子・システム情報系）
教日	第三類（言語文化教育系）日本語・日本文化教育学プログラム	工三	第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）
教多	第三類（言語文化教育系）多文化・グローバル教育学プログラム	工四	第四類（建設・環境系）

教養教育について

注 意

1. 教養教育科目は東広島、霞及び東千田の各キャンパスで開講されます。履修を希望する科目がどこのキャンパスで開講される科目なのかを別途配付する冊子「教養教育科目授業時間割」などで確認の上、履修手続等を行ってください。
2. 授業に関する連絡事項、時間割変更、休講・補講・教室変更、期末試験情報等の講義情報は「学生情報の森 もみじ」で通知します。「学生情報の森 もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじ Top」と、ID とパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。確認を怠ったために、思いもよらない不利益を被る場合がありますので、**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**
3. 記載事項等に不明な点や疑問な点があれば、この学生便覧を持参の上、直接関係窓口で確認してください。

TOEFL 及び TOEIC はエデュケーショナル・テスト・サービス (ETS) の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を得たものではありません。

目 次

I. 教養教育の理念と目的	教養 2
II. 用語解説と一般的な履修上の注意事項	教養 4
III. 授業科目の履修	教養 6
1. 平和科目	教養 6
2. 大学教育入門	教養 6
3. 教養ゼミ	教養 7
4. 展開ゼミ	教養 7
5. 領域科目	教養 8
6. 外国語科目	教養 9
(1) 英 語	教養 9
(2) 初修外国語	教養10
7. 情報・データサイエンス科目	教養12
8. 健康スポーツ科目	教養13
9. 社会連携科目	教養14
10. 基盤科目	教養14
IV. 履修に関する手続・相談等	教養15
V. 試験及び成績	教養18
VI. 令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧	教養20
1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目	教養20
2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目	教養27
VII. 教養教育関係規則等	教養29
1. 広島大学教養教育科目履修規則	教養29
2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて	教養32
VIII. 配置図等	教養38
1. 東広島キャンパス配置図	教養38
2. 総合科学部付近配置図	教養39
3. 総合科学部講義室配置図	教養40
4. 霞キャンパス配置図	教養44
5. 東千田キャンパス配置図	教養46
6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先	教養50

I. 教養教育の理念と目的

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に1949年に創設されました。森戸辰男初代学長は、1950年11月5日の広島大学開学式において、「平和な一つの世界」を実現するために、まず民主的で平和な「一つの祖国」を建設すべきであること、そして「一つの祖国」の精神的基礎をなす自由で平和な「一つの大学」として、広島大学が世界と日本の平和的再建という責任を果たす決意を表明されました。この建学の精神に基づき、広島大学では教養教育における理念と目的を次のように立てています。

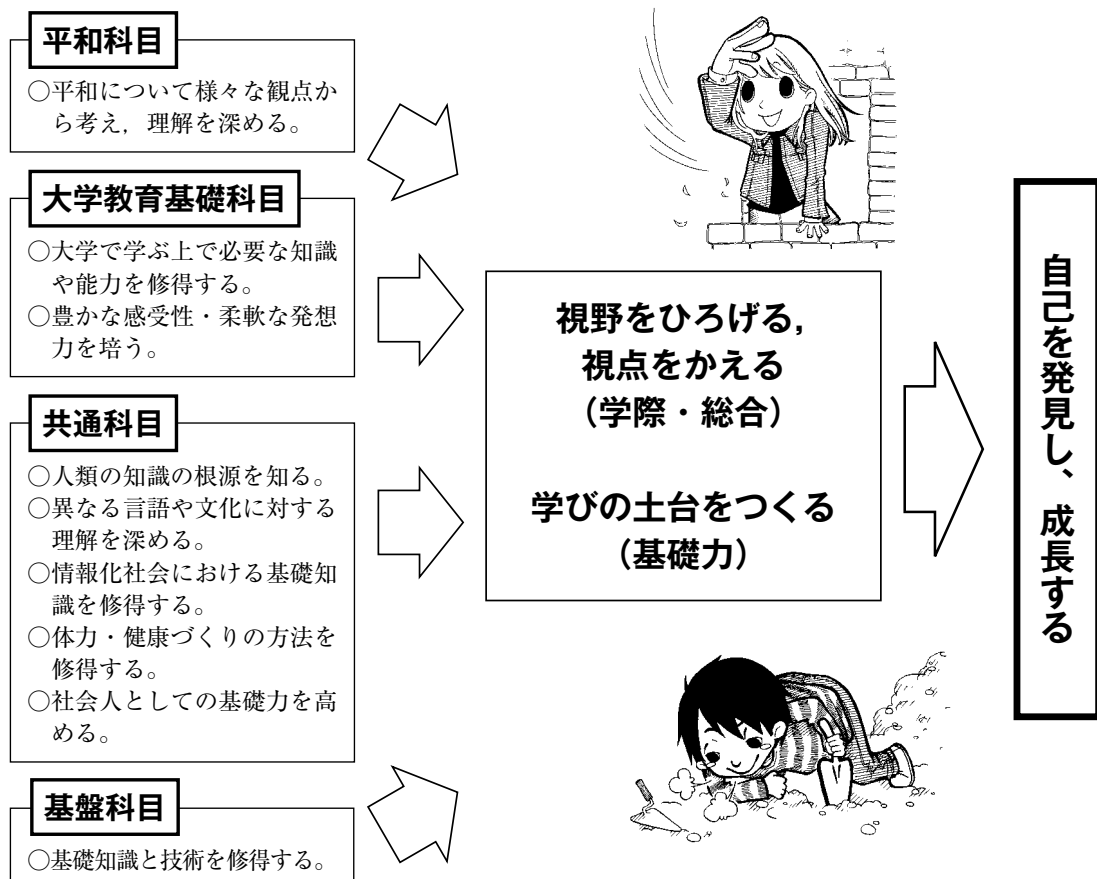
教養教育の理念

広島大学は、我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請にこたえるため、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す教養教育を行い、専門的知識・技術の修得とあいまって、人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して、国際社会に貢献する人材を育成することを目指します。

教養教育の目的

教養教育の目的は、幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには、いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を修得するだけでなく、その枠を超えて広く学問への関心を高め、ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ、教養教育で得たものを、みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

【教養教育の学習イメージ】



教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため、「平和科目」「大学教育基礎科目」「共通科目」「基盤科目」の4つの大科目区分から学びます。さらに、大学教育基礎科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

【科目区分構成】

平和科目	大学教育基礎科目	共通科目	基盤科目
	- 大学教育入門 - 教養ゼミ - 展開ゼミ	- 領域科目 - 外国語科目(英語・初修外国語) - 情報・データサイエンス科目 - 健康スポーツ科目 - 社会連携科目	

【各科目区分の教育目標】

科目区分		教 育 目 標
平 和 科 目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。
	教 養 ゼ ミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。
	展 開 ゼ ミ	最先端のテーマについて学び討論したり，体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに，チャレンジ精神，プレゼンテーション力，リーダーシップ力などの向上を図ることを目標にしています。
共 通 科 目	領 域 科 目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。
	外国語科目 ・英語 ・初修外国語	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につけさらに，将来，新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標にしています。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。
基 盤 科 目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

Ⅱ. 用語解説と一般的な履修上の注意事項

1. 学期、ターム及びセメスターについて

広島大学では、1年間を前期（4月1日から9月30日まで）と後期（10月1日から3月31日まで）の2学期に分け、原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに、各学期の授業期間がそれぞれ2つの期間に分けられた「第1タームから第4ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて、原則ターム内で週2回の授業を行う「ターム科目」と、学期を通じて週1回の授業を行う「セメスター科目」の2種類があります。

なお、一般的に、1年次前期を1期（1セメスター）、後期を2期（2セメスター）、2年次前期を3期（3セメスター）、後期を4期（4セメスター）・・・というように呼んでいます。

年 次	1 年次				2 年次				...
学 期	前期		後期		前期		後期		
ターム	1 ターム	2 ターム	3 ターム	4 ターム	1 ターム	2 ターム	3 ターム	4 ターム	
セメスター	1 セメスター		2 セメスター		3 セメスター		4 セメスター		

2. 授業科目と単位について

(1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「令和7（2025）年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養20～p. 教養28）に記載しています。なお、法学部・経済学部夜間主コースの学生は、昼間授業時間帯に開設される授業科目も、開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また、夜間授業時間帯に開設される授業科目は、許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

(2) 単位と単位の修得

卒業するためには、所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は、各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は、予習・復習の時間も考慮して、別に定める算定基準により決定されます。詳細は、「令和7（2025）年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養20～p. 教養28）の「開設単位数」欄を参照してください。

【修得できる単位数と学修時間（例）】

授業の方法（単位数）	学修時間	学修時間の内訳
講義（2単位）	90時間	（授業2時間＋予習・復習4時間）×15回
演習・実習（1単位）	45時間	（授業2時間＋予習・復習1時間）×15回
実験（1単位）	45時間	（授業3時間＋予習・復習0時間）×15回

※法令の定めるところにより、いずれの授業科目も1単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については、算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則（p. 教養29～p. 教養31）を参照してください。

なお、原則として**同一授業科目を重複して履修することはできません**。ただし、以下の授業科目については、繰り返し履修し、一定の単位数まで単位を修得することができます。

【重複して履修可能で単位が認められる科目】

大学教育基礎科目	展開ゼミ
外国語科目	コミュニケーションⅠ，コミュニケーションⅡ， Advanced English for Communication，海外語学演習， ベーシック外国語（夜間授業時間帯），ベーシック日本語
健康スポーツ科目	スポーツ実習，スポーツ演習
社会連携科目	海外フィールドスタディ， 海外フィールドスタディ・アドバンスト， 国際交流スキルアップ演習A，国際交流スキルアップ演習B， 国際交流スキルアップ演習C，国際交流スキルアップ演習D， オンライン国際協働演習（e-START）A， オンライン国際協働演習（e-START）B

3. その他

(1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを、「開設年次」といいます。これは、学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば、開設年次「2」の授業科目の場合、3セメスターまたは4セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので、「令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養20～p. 教養28)、当該年度「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

(2) 指定授業時間

各学部、学科・類（系）、コース・専攻、プログラム（以下「各学部等」といいます。）が履修基準表などで定めている必修科目、選択必修科目、履修することが望ましいとする一部の科目は、「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は、指定された曜日・時限に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は、「My もみじ」の「履修登録・参照」画面にある「教養教育科目指定クラス情報」により担当教員を確認してください。

(3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は、総合科学部事務棟1階の教育推進グループ教養教育担当または所属学部の学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

(4) 2年次生以降の履修上の注意点

次年度以降において、授業科目名が変更されることがあるので、「もみじTop」の中にある教養教育ホームページ (<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>) など「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

Ⅲ. 授業科目の履修

1. 平和科目

1) 授業の目標

戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。

*平和科目群設置の目的：広島大学の理念5原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように，学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については，戦争の悲惨さを直視し，核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし，それ以外にも「貧困」，「飢餓」，「人口増加」，「環境」，「教育」，「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

2) 授業の内容

それぞれの教員が，専門とする学問分野や視点から講義し，平和について考える場を提供します。すべての科目において，平和に関するモニュメントの見学や，平和に関する映像作品の視聴等を行った上で，授業担当教員から提示されるテーマ等に沿った「平和を考えるレポート」を提出することが義務付けられています。

3) 履修上の注意事項

a. 学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。

なお，指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

b. 修得可能な単位数は2単位（1科目）までです。

2. 大学教育入門

1) 授業の目標

大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。

2) 授業の内容

大学で何を学ぶのか，自分の目標を明確にするとともに，レポートの作成方法や，情報収集・発信をする時の倫理規範，他者との交流やかかわり方，大学の施設や各種制度などについて学習する科目です。

3) 履修上の注意事項

学部ごとに指定された時間帯で履修してください。

なお，指定時間帯については，「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」で確認してください。

3. 教養ゼミ

1) 授業の目標

人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。

2) 授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく、大学生らしく自主的に学習し、積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢、討論への参加、質疑応答などが評価されます。

全学生2単位必修です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが、多人数クラスで行う学部もあります。

3) 履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち、自学自習とそこでの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み、積極的に授業に参加してください。

授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

4. 展開ゼミ

1) 授業の目標

最先端のテーマについて学び討論したり、体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに、チャレンジ精神、プレゼンテーション力、リーダーシップ力などの向上を図ることを目標にしています。

2) 授業の内容

「教養ゼミ」での学びを土台とし、社会における新たな価値創出や課題解決のための「総合知」を実践的に活用する場を提供します。テーマ別にゼミ形式の授業を開講し、学部・学年の枠を超えた少人数のクラスにおいて、最先端のテーマについて学び討論したり、体験型の学習を行います。

3) 履修上の注意事項

- a. 履修セメスターは学部によって異なります。また、テーマによっては対象学年が限定される場合があります。
- b. 実施時期やテーマは授業ごとに異なります。詳細は「学生情報の森 もみじ」等でお知らせします。
- c. 原則として10名以内のクラスで実施します。受講希望者多数の場合は、抽選又は受講動機による選抜を行うことがあります。
- d. 修得した単位を卒業に必要な単位数（要修得単位数）に含めることができる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

5. 領域科目

1) 授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。

2) 授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え、さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて、人文社会科学系科目群と自然科学系科目群の2つの科目群で構成されています。さらに、各科目群には、以下のとおり分類を設けています。

科目群	分 類
人文社会科学系科目群	「哲学・倫理学・宗教学・芸術学」「人類学・地理学・歴史学」 「文学・言語学」「法学・政治学・社会学・経済学・教育学」「心理学」
自然科学系科目群	「数学・情報学」「自然環境・社会基盤」「物理・天文・応用物理」「化学」 「生物」「健康科学・医学情報」

3) 履修上の注意事項

- a. 全学生共通して、人文社会科学系科目群4単位及び自然科学系科目群4単位の計8単位を修得する必要があります。より幅広い教養を身に付けるため、できるだけ異なる分類の科目を履修することが望まれます。領域科目では、各学部等に指定時間帯を設けており、指定時間帯で開講されている科目を、1科目（2単位）ずつ履修していけば、計8単位修得することが可能です。なお、他学部・他学科指定の時間帯を除き、所属学部・学科の指定時間帯以外で開講される領域科目を履修することも可能です。
- b. 卒業に必要な単位数が8単位を超える学部もあります。また、必修科目、選択必修科目または履修することが望ましい科目は学部によって異なりますので、所属学部が定める履修基準等を参照してください。
- c. 要修得単位数を超えて修得した領域科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を外国語科目（英語）の単位数に算入できる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表等を参照してください。
- d. 指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

6. 外国語科目

授業の目標

グローバル化時代に対応するため、様々な言語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

(1) 英 語

1) 授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

① コミュニケーション基礎

WBT (Web-Based Training) による自学自習により、日常的・国際的な場面の英語コミュニケーションに必要となる語彙や文法 (TOEIC (R) L & R テスト600点相当) を身に付けます。

a. コミュニケーション基礎Ⅰ (原則1セメスターに開講)

b. コミュニケーション基礎Ⅱ (原則2セメスターに開講)

② コミュニケーションⅠ・Ⅱ

a. コミュニケーションⅠA, コミュニケーションⅠB (原則1セメスターに開講)

ⅠAでは「話す」、ⅠBでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。

b. コミュニケーションⅡA, コミュニケーションⅡB (原則2セメスターに開講)

ⅡAでは「書く」、ⅡBでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

③ コミュニケーション演習

日常的・国際的な場面において英語でコミュニケーションを行うための英語運用能力を養います。

コミュニケーション演習は、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科、薬学部薬科学科の学生を対象とした、コミュニケーション基礎に代わる科目です。

a. コミュニケーション演習Ⅰ

b. コミュニケーション演習Ⅱ

④ オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

コンピュータを利用し、上級の英単語など特定のテーマに沿って自学自習し、30時間分の学修を1単位とし、期末試験などにより単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は、シラバスを確認してください。

⑤ Advanced English for Communication

さまざまな言語活動を通じて、より高度な英語運用能力を養成することを目的とした授業です。

2) 履修上の注意事項

① 英語の履修基準

所属学部が定める履修基準表などで、必修単位数と履修科目を確認してください。

また、学部等によっては、「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を英語の要修得単位数などに算入することができます。詳細は、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

② 正規の授業科目以外での単位の認定

TOEIC (R), TOEFL (R), IELTS 及び英検の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p. 教養32～p. 教養38「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。)

また、放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

(2) 初修外国語

「初修外国語」として、7つの言語－アラビア語、ロシア語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語－を開設しています。

1) 授業の内容

① 授業科目の種類

a. ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ（それぞれ1・2タームに開講、週2回）

発音・表記の基礎、基礎的な文法・文型、初歩的なコミュニケーション能力の修得を目標としています。

b. ベーシック外国語Ⅲ・Ⅳ（それぞれ3・4タームに開講、週2回）

ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱに引き続き、基礎的な文型・文法を学び、視聴覚教材などを活用して、初級レベルのコミュニケーション能力の修得を目標としています。

c. 初修外国語をさらに深く学びたい場合は、「ベーシック外国語」と合わせて「インテンシブ外国語」を履修することができます。

インテンシブ外国語ⅠA（1タームに開講、週2回）

インテンシブ外国語ⅠB（2タームに開講、週2回）

インテンシブ外国語ⅡA（3タームに開講、週2回）

インテンシブ外国語ⅡB（4タームに開講、週2回）

「インテンシブ外国語」と「ベーシック外国語」は連動しており、週4回の集中的な学習を行うことにより、「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な4技能の修得を目標としています。インテンシブ外国語は、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語で開講しています。学部によっては、時間割の都合上、履修できないことがあるので注意してください。

週4回の授業を履修するので、集中的に実践的な外国語能力が身につきますが、それだけに受講生には積極的な授業への参加が求められます。

※中国語以外のインテンシブ外国語とそれに連動するベーシック外国語はすべての授業を東広島キャンパスにおいて対面式で受講しなければなりません。

※インテンシブ外国語は開講クラスが限られており定員があります。希望者が多い場合には抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので、必ず出席してください。

【参考】初修外国語の学習モデル

- ・ベーシック・コース（アラビア語、ロシア語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語）

1 年次前期		1 年次後期	
第 1 ターム	第 2 ターム	第 3 ターム	第 4 ターム
ベーシック I (週 2 回)	ベーシック II (週 2 回)	ベーシック III (週 2 回)	ベーシック IV (週 2 回)

➡ 初級レベル修了

- ・インテンシブ・コース（中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語）

1 年次前期		1 年次後期	
第 1 ターム	第 2 ターム	第 3 ターム	第 4 ターム
ベーシック I インテンシブ IA (週 4 回)	ベーシック II インテンシブ IB (週 4 回)	ベーシック III インテンシブ II A (週 4 回)	ベーシック IV インテンシブ II B (週 4 回)

➡ 中級レベル到達

- ・2 年次以降「トライリンガル養成特定プログラム」 ➡ 中級レベル修了・
上級レベルへ

ロシア、中国、韓国、スペイン、フランス、ドイツにおいて、本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し、一定の条件を満たした場合は、「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については、「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

2) 履修上の注意事項

① 初修外国語の履修基準

各学部等によっては、選択可能な言語や修得すべき言語、単位数が指定されている場合がありますので、所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

② 正規の授業科目以外での単位の認定

各言語の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p. 教養32～p. 教養37「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。) 詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

③ その他の注意事項

- ベーシック外国語 I で選んだものと同じ外国語を、ベーシック外国語 II・III・IV でも履修してください。

- b. 開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。
- c. 留学などを通じて、すでに以下のレベルに到達している場合は、別の言語の履修にチャレンジすることが推奨されます。

言語	外国語技能検定試験等	級位・得点
ドイツ語	ドイツ語技能検定	3級以上
	Österreichisches Sprachdiplom Deutsch	A2以上
	Goethe-Zertifikat	A2以上
フランス語	フランス語技能検定	3級以上
	DELFI/DALF	A1以上
	TCF フランス語能力テスト	100以上
	TEF パリ商工会議所フランス語能力認定試験	69以上
中国語	中国語検定試験	3級以上
	HSK	4級以上
韓国語	韓国語能力試験（TOPIK）	5級以上
スペイン語	スペイン語技能検定	4級以上
	DELE	A2以上

7. 情報・データサイエンス科目

1) 授業の目標

高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につけさらに、将来、新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標としています。

2) 授業の内容

「情報・データ科学入門」

全ての科目受講の基礎となる、情報科学とデータサイエンスに関する基礎的知識・技能を解説します。

「データサイエンス基礎」

標本と母集団、確率分布や統計的手法などのデータサイエンスに関する初歩的な内容を解説し、簡単なデータ分析を行います。

「ゼロからはじめるプログラミング」

プログラミングの基礎を学び、コンピュータを活用する知識や技能を解説します。

「コンピュータ・プログラミング」

プログラミング初学者を想定し、プログラミングの基本を解説します。

「知能とコンピュータ」

人工知能の構成とその特性を考察することにより、人間の知識、創造性、思考力とは何かという問いに対する各自の解答作成を試みます。

「教育のためのデータサイエンス」

教育現場におけるデータの扱い方を通じて、教員を目指している人が学ぶべきリテラシーレベルのデータサイエンスについて解説します。

3) 履修上の注意事項

① 情報・データサイエンス科目の履修基準

各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

② その他の注意事項

「情報・データ科学入門」は1週目から授業を行います。

日時、教室はあらかじめ教養教育ホームページまたは「My もみじ」に掲示します。各学部等によって日時、教室が異なりますので注意してください。（「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」も参照してください）

また、初回授業時に、コンピュータ利用経験についてアンケートを行い、その結果に基づいて、クラス編成を行う場合があります。この場合、クラスによって、2週目に行くべき教室が異なりますので、教養教育ホームページまたは「My もみじ」の掲示を必ず確認してください。

8. 健康スポーツ科目

1) 授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。

2) 授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として、講義科目と実習科目と演習科目をまとめて1つの科目区分として提供します。講義科目には「健康スポーツ科学」、実習科目には「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B（主として障害のある学生及び有疾患学生対象）」、実習と講義を合わせた演習科目には「スポーツ演習」があります。

3) 履修上の注意事項

- a. 各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。
- b. 「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」及び「スポーツ演習」は、同じ教員や種目、授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし、1年次については、1・2タームで1科目のみ、3・4タームで1科目のみしか履修することができません（集中講義を除く）。
- c. 「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」及び「スポーツ演習」は、初回にガイダンスを行います。ガイダンスの場所、服装、シューズの準備などについては、各科目のシラバス及び教養教育ホームページなどにより指示します。
- d. 集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

9. 社会連携科目

1) 授業の目標

社会における多様性を理解し、実践することを通して、社会で生き、活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。

2) 授業の内容

職場や地域社会で多様な人々と連携し協同するために必要な「社会人基礎力」を育む科目です。ボランティア教育やキャリア教育に関する科目などがあります。

3) 履修上の注意事項

各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

また、要修得単位数を超えて修得した社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を外国語科目（英語）の単位数に算入できる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表等を参照してください。

10. 基盤科目

1) 授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

2) 授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要不可欠な基礎的知識と技術を修得する科目です。高等学校などで学んでいない学生を対象とした基礎的な内容を含む科目も開設しています（「初修物理学」、「初修生物学」など）。

3) 履修上の注意事項

基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数は、所属学部が定める履修基準表などに記載されています。それら以外の基盤科目については、卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。

IV. 履修に関する手続・相談等

1. 履修手続

所属学部が定める履修基準表などに基づき、「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し、履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお、同学期（1タームと2ターム，3タームと4ターム）で開講されている同一授業科目を重複して履修することはできません。また、受講者定員を超過した授業科目については受講者抽選を行いますので、その結果を必ず「My もみじ」で確認してください。

履修手続を行っていない授業科目については、授業に全て出席し期末試験を受験しても、単位を修得することはできません。

各授業科目の履修手続の詳細については、各ターム開始前に「My もみじ」で通知しますので、確認してください。

2. 履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などは p. 教養50を参照してください。

※病気等で授業を欠席する場合について

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により2週間以上欠席する場合は、所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて、欠席届を提出してください。2週間未満の場合は、各授業担当教員へ申し出てください。

なお、教育実習・介護等体験により欠席する場合の欠席届は別に定めています。

また、病気等で試験を欠席する場合の対応は、p. 教養19の「4. 追試験」の項を参照してください。

これら履修手続など、教養教育に関する様々な情報は、教養教育ホームページ（<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>）でも確認できます。

●「学生情報の森 もみじ」について

「学生情報の森 もみじ」は広島大学で学び、生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報、その他手続きに関する情報など、誰でも自由に閲覧可能な「もみじ Top」と、広大 ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

(1) 広大 ID と広大パスワード

広大 ID と広大パスワードの認証を受けて利用する「My もみじ」のサービスには、住所や成績等の個人情報の参照、履修科目の登録・変更等の手続きが含まれます。第三者によるなりすましを防ぎ、安全な学生生活を送るためにも、広大 ID と広大パスワードは適切に管理してください。

(2) 掲示、休講補講教室変更、試験情報

各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「もみじ Top」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので、その指示に従ってください。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます。(p. 教養15参照)

(4) 学籍情報

所属、住所、父母等の住所、電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導、事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため、変更などがあった際には所属学部の学生支援室へ速やかに届け出てください。なお、メールアドレス、携帯電話番号、電話番号は、学内ネットワーク（HINET）からアクセスしている場合「My もみじ」から変更可能です。

(5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては、チューター、指導教員による面談及び承認が必要になります。(p. 教養19参照)

(6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり、授業改善につながる授業改善アンケートなどが行われます。

(7) 「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」は、学内外のネットワークに繋がったパソコン、タブレット端末及びスマートフォンからアクセスできます。なお、学生情報、成績情報等、個人情報が含まれる情報は学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。

(8) 「学生情報の森 もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森 もみじ」は24時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「もみじ Top」の「システム運用のお知らせ」で通知します。

(9) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

なお、もみじやEメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については、「大学教育入門」の授業の中で説明があります。

また、学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

V. 試験及び成績

1. 期末試験

- a. 通常、15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。
- b. 出席回数が授業実施時数の3分の2に満たない学生は、期末試験の受験を認めません。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その理由が病気その他やむを得ない事情のときは、授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。
- c. 試験実施日程や時間等の詳細については別途通知されます。

2. 試験時の主な注意事項

[対面による試験について]

- a. 受験に際しては、必ず学生証を机上に掲示してください。
- b. 学生証を携帯していない学生は受験できませんので、試験開始前に所定の手続きを行ってください。
- c. 遅刻した学生は、試験室の入室を許可されない場合があります。
- d. 試験開始後30分を経過しなければ、試験室からの退室は許可されません。
- e. 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできません。
- f. 携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り、カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。
- g. 携帯電話・スマートフォン等試験に必要なものを机の上に置いている、または使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。
- h. その他、試験中は監督の指示に従ってください。

[オンラインによる試験について]

- a. 受験に際しては、本人確認のため、学生番号が必要となる場合があるので学生証を準備しておいてください。
- b. 受験時に、システム等のログイン操作を求められた場合は、必ず、本学で発行される自身のIDやアカウントでログインしてください。
- c. 試験開始前に、周囲に人がいないことを確認してください。
- d. 遅刻した学生は、受験が認められない場合があります。
- e. 受験に必要なものを周囲に置いている、または使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。
- f. その他、試験中は監督者の指示に従ってください。

3. 不正行為

教養教育科目の期末試験等で不正行為を行った学生は、その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（D）」とし、あわせて「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。

4. 追試験

病気その他やむを得ない事情により、期末試験等の一部ないし全部を受験できなかった場合は、追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は、所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて、当該授業科目の試験実施後1週間以内に所属学部 of 学生支援担当へ申請してください（法学部昼間コース、医学部、歯学部、薬学部の1年次生は教育推進グループ（教養教育担当）及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）でも手続可能です。）。**追試験受験願**の受理以降は、授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は、**広島大学教養教育科目履修規則**の第8条（p. 教養30）を参照してください。

5. 試験等の特別措置

身体等の障害のために期末試験等を通常の条件のもとで受けることが難しい学生は、所属学部 of 学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については、「**身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について**」（学部規則）を参照してください。

6. 成績

a. 学業成績の評価は、試験、レポート及び授業への参加態度等によって判定します。

成績は、別に定めるガイドラインに基づき、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（D）の5段階で厳格に評価され、秀、優、良、可を合格とします。

b. 成績の発表については、所属学部等の指示に従ってください。なお、ターム科目であってもセメスター科目と同時期に発表されます。

c. 成績評価に疑義のある場合は、異議申立書を提出することで確認ができます。異議申立書を提出する場合は、成績発表日から次のタームの履修手続期間終了日まで「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、教育推進グループ教養教育担当（法学部昼間コース・医学部・歯学部・薬学部の学生は霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）、法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））に申し出てください。

なお、詳細は下記 URL に掲載しています。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post_4.html

VI. 令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期、開講キャンパス、授業内容等の詳細は、「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどで確認してください。

1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分			授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
平和科目			広島と平和	2	1	
			ヒロシマ発平和学	2	1	
			平和と人間Aー環境と生物の未来へー	2	1	
			平和と人間Bー人間と文化の未来へー	2	1	
			平和と人間Cー広島で学ぶ(原爆とは何だったか)ー	2	1	
			文学と芸術から考える核時代	2	1	
			戦争と平和に関する学際的考察	2	1	
			飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1	
			環境と平和	2	1	
			国際関係論	2	1	
			医学からみた戦争と平和	2	2	
			世界の紛争と平和	2	1	
			暴力の比較宗教学	2	1	
			核時代の科学と社会	2	1	
			放射線と自然科学	2	1	
			安全な社会環境の構築をめざして	2	1	
			広島の歴史と国際社会	2	1	
			霞キャンパスからの平和発信	2	2	
			ひろしま平和共生リーダー概論	2	1	
			国際平和への記憶学	2	1	
			ポストコロニアルと平和	2	1	
			広島大学のめざす国際平和	2	1	
			平和の人類学	2	1	
			沖縄と平和	2	1	
			Visualization of War	2	1	
			軍縮と平和・安全保障	2	1	
大学教育 基礎科目	大学教育入門		大学教育入門	2	1	
	教養ゼミ		教養ゼミ	2	1	
	展開ゼミ		展開ゼミ	(1)	1	
共通 科目	領域 科目 目	人文社会科学系科目群	哲学A	2	1	
			哲学B	2	1	
			Aesthetics, Philosophy of Sensibility	2	1	
			哲学の世界	2	1	
			東洋の思想	2	1	
			Introduction to Japanese Thought	2	1	
			倫理学	2	1	
			南アジア宗教論	2	1	
			キリスト教学A	2	1	
			キリスト教学B	2	1	
			比較宗教学	2	1	
			Japanese Religion A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
			Japanese Religion B	2	1	
			芸術学A	2	1	
			芸術学B	2	1	
			合唱A	1	1	
			合唱B	1	1	
			吹奏楽Ⅰ	1	1	
			吹奏楽Ⅱ	1	1	

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習A、スポーツ実習B及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共通 科目	領域 科目	人文社会科学系科目群	人類学・ 地理学・ 歴史学	アジアの近現代	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				アジアの社会史	2	1	
				アジア史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				アジア史B	2	1	
				Politics and Society in Europe	2	1	
				ヨーロッパ史A	2	1	
				ヨーロッパ史B	2	1	
				広島大学の歴史	2	1	
				日本の歴史と文化	2	1	
				日本現代史	2	1	
				アメリカ現代史	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				日本史A	2	1	
				日本史B	2	1	
				科学史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				科学史B	2	1	
				技術史A	2	1	
				技術史B	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				環境観と環境問題	2	1	
				観光地理学	2	1	
				人文地理学	2	1	
				地域地理学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				Regional Geography of Japan	2	1	
				地理・考古・文化財の世界	2	1	
				文化人類学A	2	1	
				文化人類学B	2	1	
				Cultural Anthropology	2	1	
				Introduction to Media Studies	2	1	
				Contemporary World Issues	2	1	
				Contemporary Issues of Japan	2	1	
				Anthropology of Media	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				Introduction to Tourism Studies	2	1	
				Introduction to Cultural Anthropology	2	1	
			文学・ 言語学	人文学入門A	2	1	
				人文学入門B	2	1	
				中国語圏の現代文化	2	1	
				中国語圏の伝統文化	2	1	
				英語圏の文学と社会	2	1	
				日本の文学(古典)	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				日本の文学(近現代)	2	1	
				日本の言語(古典)	2	1	
				文学の世界	2	1	
			法学・ 政治学・ 社会学・ 経済学・ 教育学	自動車産業と日本経済	2	1	
				現代社会と経済	2	1	
				現代社会と産業	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				グローバル経済と環境権	2	1	
				社会経済統計論	2	1	
				Contemporary Economic Issues I	2	1	
				Contemporary Economic Issues II	2	1	
				現代社会学A	2	1	
				現代社会学B	2	1	
				社会的なものと人間	2	1	
				生活を取りまく家族・地域・産業	2	1	
				Introduction to Statistics and Quantitative Sociology	2	1	
				現代社会と農山村	2	1	
				政治の世界	2	1	
				人の生と死をめぐる法と社会	2	1	
				日本国憲法	2	1	
				Law and Politics I	2	1	
				Law and Politics II	2	1	

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設 単位数	開設 年次	備考
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	法学・政治学・社会学・経済学・教育学	Introduction to Japanese Legal System	1	1	
				Introduction to International Cooperation	2	1	
				教育と人間	2	1	
				教育と制度	2	1	
				大学と学生	2	1	
				Multiculturalism in Education	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				Learning Hiroshima: Intercultural Field work (地域社会を学ぶ：異文化間フィールドワーク)	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				持続可能な開発と教育	2	1	
				教養としての金融	2	1	
			心理学	行動の科学	2	1	
				心の健康	2	1	
				心理学概論 A	2	1	
				心理学概論 B	2	1	
				睡眠の科学	2	1	
				心理学の最前線	2	1	
				心と社会	2	1	
			数学・情報学	思考と情報のデザイン	2	1	
				数学の世界	2	1	
				数理科学で考える	2	1	
		自然環境・社会基盤		自然環境形成論	2	1	
				自然災害と防災	2	1	
				水・物質循環の科学	2	1	
				物質循環と地球環境	2	1	
				地球と生物	2	1	
				地球科学 A	2	1	
				地球科学 B	2	1	
				環境と開発	2	1	
				世界の人の暮らし・安全・安心を支える海洋・海事	2	1	
		自然科学系科目群	物理・天文・応用物理	天文学	2	1	
				物理の視点 A	2	1	
				物理の視点 B	2	1	
				物理入門	2	1	
				Introduction to physical mathematics	2	1	
				Principles of Physics	2	1	
				Methods of Physics	2	1	
				Introduction to Mechanical Engineering	2	1	
				産業と技術	2	1	
				乗り物と輸送の科学	2	1	
				機械システムの設計と最適化	2	1	
				社会の中における工学	2	1	
				燃料・燃焼と現代社会	2	1	
				原発の哲学	2	1	
			化学	いのちを支える酵素－生命科学への招待－	2	1	
				環境と化学	2	1	
				文理科学コラボレーション	2	1	
				Modern Chemistry	2	1	
				Fundamental Chemistry A	2	1	
				Fundamental Chemistry B	2	1	
				Chemistry of Life	2	1	
				Introduction to Applied Chemistry, Chemical Engineering, and Biotechnology	2	1	
			生物	生物の世界	2	1	
				生物学からみたストレス	2	1	
				釣りの科学－魚と人間のインターアクション－	2	1	
				微生物の世界	2	1	
				Introduction to Biology	2	1	
				両生類から見た生命システム	2	1	
				脳と行動	2	1	
				分子から生命へ	2	1	

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共通科目	領域科目	自然科学系科目群	生物	フィールド科学入門	2	1	
				食の安心・安全と健康科学	2	1	
				Food and Life Science	2	1	
				SDGs に向けた生物生産学入門	2	1	
				Human and Ecological Systems in Transition	2	1	
				食文化論	2	1	
				環境と森林	2	1	
				東広島キャンパスの自然環境管理	2	1	
				自然科学研究の倫理と法令	2	1	
				生活の中の遺伝と突然変異	2	1	
				チョコレート総合科学	2	1	
			健康科学・ 医学情報	脳のはたらき	2	1	
				全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	1	
				全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	1	
				人の健康と社会	2	1	
				ヒトと微生物の関わり	2	1	
				サイエンス入門	2	1	
	英語		コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	
			コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	3(1)	1	
				コミュニケーションⅠB	3(1)	1	
			コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	3(1)	1	
				コミュニケーションⅡB	3(1)	1	
				オンライン英語演習Ⅰ	1	1	
				オンライン英語演習Ⅱ	1	1	
				オンライン英語演習Ⅲ	1	1	
				コミュニケーション演習Ⅰ	1	1	
				コミュニケーション演習Ⅱ	1	1	
				Advanced English for Communication	2(1)	1	
			初修外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅳ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅰ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅱ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅲ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅳ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅰ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅱ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅲ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅳ	1	1	
			インテンシ ブ外国語	インテンシブ・ドイツ語ⅠA	1	1	
				インテンシブ・ドイツ語ⅠB	1	1	

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科 目 区 分				授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共 通 科 目	外国語科目	初修外国語	インテンシブ外国語	インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A	1	1	
				インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	1	1	
				インテンシブ・フランス語Ⅰ A	1	1	
				インテンシブ・フランス語Ⅰ B	1	1	
				インテンシブ・フランス語Ⅱ A	1	1	
				インテンシブ・フランス語Ⅱ B	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅠA	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅠB	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅡA	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅡB	1	1	
				インテンシブ中国語Ⅰ A	1	1	
				インテンシブ中国語Ⅰ B	1	1	
				インテンシブ中国語Ⅱ A	1	1	
				インテンシブ中国語Ⅱ B	1	1	
				インテンシブ韓国語Ⅰ A	1	1	
				インテンシブ韓国語Ⅰ B	1	1	
				インテンシブ韓国語Ⅱ A	1	1	
				インテンシブ韓国語Ⅱ B	1	1	
				海外語学演習（ドイツ語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（フランス語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（スペイン語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（ロシア語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（中国語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（韓国語）	4(1～4)	1	
	日本語		ベーシック日本語Ⅰ	3(1)	1		
			ベーシック日本語Ⅱ	3(1)	1		
			ベーシック日本語Ⅲ	3(1)	1		
			ベーシック日本語Ⅳ	3(1)	1		
	情報・データサイ エンス科目		情報・データ科学入門	2	1		
			データサイエンス基礎	2	1		
			ゼロからはじめるプログラミング	2	1		
			教育のためのデータサイエンス	2	1		
			コンピュータ・プログラミング	2	1		
			知能とコンピュータ	2	1		
	健康スポーツ科目		健康スポーツ科学	2	1		
			スポーツ実習 A	(1)	1		
			スポーツ実習 B	(1)	1		
			スポーツ演習	(1)	1	講義10時間と実習10時間の 授業で1単位とする。	
	社会連携科目		学生生活概論－生き方と暮らし方のヒン ト－	2	1		
			障害学生支援ボランティア実習 A	1	1		
障害学生支援ボランティア実習 B			1	1			
INU Special Intensive Course			2	1			
国際交流スキルアップ演習 A			2(1)	1			
国際交流スキルアップ演習 B			2(1)	1			
国際交流スキルアップ演習 C			2(1)	1			
国際交流スキルアップ演習 D			2(1)	1			
ジェンダーと社会			2	1			
ダイバーシティ概論			2	1			
キャリアマネジメント概論			2	1			
地域社会探検プロジェクト－インターン シップ・ボランティアを体験してみよう－			2	1	講義20時間と実習30時間の 授業で2単位とする。		
キャリアマネジメント講座－先輩プロフェッショ ナルが「あなたの未来」のために語る－			2	1			
ワークルールと年金・社会保険のしくみ			2	1			
Academic WritingⅠ			2	1			
Academic WritingⅡ			2	1			
英語によるレポート・論文の書き方			1	1			

(注1) 開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については、（ ）で開講単位数を表示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習A、スポーツ実習B及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共通科目	社会連携科目	アントレプレナーシップ	2	1	
		ビジネスクリエーション	2	1	
		地域おこし実習－田舎から始めるライフスタイルベンチャーの探求	2	1	
		Technology Marketing	2	1	
		東広島日本酒学	1	1	
		海外フィールドスタディ	4(2)	1	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。
		海外フィールドスタディ・アドバンスト	4(2)	1	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。
		海外派遣・留学入門	1	1	
		オンライン国際協働演習（e－START）A	8(1)	1	講義10時間と演習10時間の授業で1単位とする。
		オンライン国際協働演習（e－START）B	8(2)	1	講義20時間と演習20時間の授業で2単位とする。
		海外短期研修（START）A	1	1	講義5時間と実習20時間の授業で1単位とする。
		海外短期研修（START）B	2	1	講義5～10時間と実習40～50時間の授業で2単位とする。
		海外短期研修（START）C	3	1	講義5～10時間と実習70～80時間の授業で3単位とする。
		海外短期研修（START＋）	2	1	講義5～10時間と実習40～50時間の授業で2単位とする。
		カーボンニュートラルを推進するビジネス	2	1	
		カーボンニュートラル推進科学	2	1	
		広島と世界を結ぶ半導体	2	1	
		金融リテラシー講座－将来へのキャリアとライフプランニング－	2	1	
基盤科目		ミクロ経済学入門	2	1	
		マクロ経済学入門	2	1	
		医療従事者のための心理学	2	1	
		基礎微積分学	2	1	
		基礎線形代数学	2	1	
		微分積分通論	2	1	
		微分積分学Ⅰ	2	1	
		微分積分学Ⅱ	2	1	
		数学演習Ⅰ	1	1	
		数学演習Ⅱ	1	1	
		線形代数学Ⅰ	2	1	
		線形代数学Ⅱ	2	1	
		線形代数学演習Ⅰ	1	1	
		線形代数学演習Ⅱ	1	1	
		地学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
		地学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
		初修物理学	2	1	
		基礎物理学Ⅰ	2	1	
		基礎物理学Ⅱ	2	1	
		一般力学Ⅰ	2	1	
		一般力学Ⅱ	2	1	
		基礎電磁気学	2	1	
		物理学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
		物理学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
		新入生のための物理学入門	2	1	
		初修化学	2	1	
		一般化学	2	1	
		有機化学	2	1	
		化学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（１科目当たりの単位数）が異なる授業科目については、（ ）で開講単位数を表示している。

（注２）各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
基 盤 科 目	化学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	化学実験ベーシック	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	初修生物学	2	1	
	細胞科学	2	1	
	生態学	2	1	
	種生物学	2	1	
	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	生物学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	Development of International Collaboration in Medical Science	2	1	
	Experimental Methods and Laboratory Work in Science A	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	Experimental Methods and Laboratory Work in Science B	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に表示。

2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目

科 目 区 分			授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考	昼間授業時間帯 開設授業科目		
平 和 科 目			平和と人間Cー広島で学ぶ (原爆とは何だったか)ー	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	平和と人間Cー広島で学ぶ (原爆とは何だったか)ー		
			平和と人間Dー広島から 未来に向けてー	2	1		(対応科目なし)		
			ヒロシマ発平和学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	ヒロシマ発平和学		
大学教育 基礎科目	大 学 教 育 入 門		大学教育入門	2	1		大学教育入門		
	教 養 ゼ ミ		教養ゼミ	2	1		(対応科目なし)		
	展 開 ゼ ミ		展開ゼミ	(1)	1		展開ゼミ		
共 通 科 目	領 域 科 目	哲学・ 倫理学・ 宗教学・ 芸術学	哲学A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	哲学A		
			倫理学	2	1		倫理学		
			キリスト教学A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	キリスト教学A		
			キリスト教学B	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	キリスト教学B		
		人類学・ 地理学・ 歴史学	アジア史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	アジア史A		
			アジア史B	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	アジア史B		
			ヨーロッパ史	2	1		ヨーロッパ史A		
			アメリカ現代史	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	アメリカ現代史		
			科学技術史	2	1		(対応科目なし)		
			地域地理学	2	1		地域地理学		
			日本史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	日本史A		
			日本史B	2	1		日本史B		
			文化人類学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	文化人類学A		
		文学・ 言語学	日本の文学（古典）	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	日本の文学（古典）		
			日本の文学（近現代）	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	日本の文学（近現代）		
		法学・政治学・ 社会学・経済学・ 教育学	社会学の視点	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	現代社会学A		
			日本国憲法	2	1		日本国憲法		
		心理学	心理学概論	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	(対応科目なし)		
	自然科学系科目群	数学・ 情報学	統計学への招待	2	1		(対応科目なし)		
		自然環境・ 社会基盤	地球とその環境	2	1		(対応科目なし)		
		物理・ 天文・ 応用物理	物理入門	2	1		物理入門		
		化学	化学と人間	2	1		(対応科目なし)		
		生物	食文化論	2	1		食文化論		
			生物学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	(対応科目なし)		
	外国語科目	英語	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	令和7(2025)年度は開講しません。	コミュニケーション基礎Ⅰ	
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	令和7(2025)年度は開講しません。	コミュニケーション基礎Ⅱ		
			コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	3(1)	1		コミュニケーションⅠA	
			コミュニケーションⅠB	3(1)	1		コミュニケーションⅠB		
			コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	3(1)	1		コミュニケーションⅡA	
			コミュニケーションⅡB	3(1)	1		コミュニケーションⅡB		
		初修外国語	ベーシック 外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語Ⅰ	
				ベーシック・ドイツ語Ⅱ	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語Ⅱ	
				ベーシック・ドイツ語Ⅲ	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語Ⅲ	
				ベーシック・ドイツ語Ⅳ	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語Ⅳ	
				ベーシック・フランス語Ⅰ	2(1)	1		ベーシック・フランス語Ⅰ	
				ベーシック・フランス語Ⅱ	2(1)	1		ベーシック・フランス語Ⅱ	
				ベーシック・フランス語Ⅲ	2(1)	1		ベーシック・フランス語Ⅲ	
				ベーシック・フランス語Ⅳ	2(1)	1		ベーシック・フランス語Ⅳ	
				ベーシック中国語Ⅰ	2(1)	1		ベーシック中国語Ⅰ	
				ベーシック中国語Ⅱ	2(1)	1		ベーシック中国語Ⅱ	
				ベーシック中国語Ⅲ	2(1)	1		ベーシック中国語Ⅲ	
				ベーシック中国語Ⅳ	2(1)	1		ベーシック中国語Ⅳ	
				情報・データサイ エンス科目	情報・データ科学入門	2	1		情報・データ科学入門
					データサイエンス基礎	2	1		データサイエンス基礎
	ゼロからはじめるプログラ ミング	2	1			ゼロからはじめるプロ グラミング			

科目区分		授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考	昼間授業時間帯 開設授業科目
共通科目	健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1		健康スポーツ科学
		スポーツ実習 A	(1)	1		スポーツ実習 A
		スポーツ演習	(1)	1	令和7(2025)年度は開講しません。	スポーツ演習
	社会連携科目	キャリアマネジメント概論	2	1		キャリアマネジメント概論
基盤科目		経済学入門	2	1		(対応科目なし)
		経営学入門	2	1		(対応科目なし)
		微分積分通論	2	1		微分積分通論
		基礎線形代数学	2	1		基礎線形代数学

(注1) 本表は令和7(2025)年度入学生が「令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧」の「1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合の対応表を兼ねる。本表の「昼間授業時間帯開設授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合は、左欄の授業科目を履修したものとみなされる。

(注2) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習 A 及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注3) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

VII. 教養教育関係規則等

1. 広島大学教養教育科目履修規則

平成23年2月15日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第19条第3項の規定に基づき、広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目区分及び教育目標)

第2条 教養教育科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分		教育目標
平和科目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深める。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につける。
	展開ゼミ	最先端のテーマについて学び議論したり，体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに，チャレンジ精神，プレゼンテーション力，リーダーシップ力などの向上を図る。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。
	外国語科目	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深める。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につける。さらに，将来，新しく現れる技術にも対応していく態度を育てる。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高める。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。），単位数等は，別表のとおりとする。

2 授業時間割は，学年の始めに発表する。

(履修方法)

第4条 教養教育科目の履修方法については、各学部細則の定めるところによる。

(単位数の計算の基準)

第5条 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

(1) 教養ゼミ及び展開ゼミは、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 情報・データサイエンス科目の情報・データ科学入門は、15時間の授業をもって1単位とする。

(履修手続)

第6条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし、受講者数の制限等を行う授業科目にあっては、所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

2 前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は、当該授業科目の履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

3 既に単位を修得した授業科目については、原則として履修することができない。

(試験)

第7条 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(追試験)

第8条 次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(1) 配偶者（性の多様性に関する理念と対応ガイドラインー LGBT 等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指してー（令和4年12月27日役員会承認）に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。）又は3親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）

(3) 天災その他の非常災害

(4) 交通機関の突発事故

(5) その他やむを得ない事情

- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願を所属学部長に願い出なければならない。
- 3 追試験受験を許可された者は、原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
- 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目の履修等に関し必要な事項は、教育本部が定める。

(略)

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表（略）

※別表の内容は、「令和7(2025)年度教養教育科目開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)に一部加筆修正の上、掲載しています

2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第1項及び第31条第2項に規定する文部科学大臣が別に定める学修のうち、外国語の外部検定試験等による単位認定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等, 認定授業科目及び認定単位数（言語別）は、別表のとおりとする。

(2) 単位認定の申請方法及び範囲

- ① 認定の対象となる級位又は得点は以下のとおりとする。
英語・・・入学後に受験し取得したものに限る。
英語以外・・・申請日から遡って2年以内に受験し取得したものに限る。
- ② 入学前に所定の級位又は得点を得た者で、通則第31条第2項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定める既修得単位等認定願に代えて、外国語技能検定試験等による単位認定申請書(別紙)に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部申請する。
- ③ 入学後に所定の級位又は得点を得た者で、通則第30条第1項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、各履修手続期間内に、外国語技能検定試験等による単位認定申請書(別紙)に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部申請する。
- ④ 申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ、申請を認める。ただし、ベーシック・日本語は除く。
- ⑤ 認定は単位のみとし、成績評価は付さない。
- ⑥ 各授業科目の認定単位数は、1単位を限度とする。ただし、ベーシック・日本語においては、各授業科目の認定単位数は、3単位を限度とする。
- ⑦ 申請の際現に履修登録している授業科目の認定を希望する場合は、当該授業科目の登録内容の変更について、「単位不要」又は「履修取消」のいずれかから選択する。

(略)

附則（令和7年3月11日 一部改正）

- 1 この取扱いは、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについては、この取扱いによる改正後の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについての規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

① 英語

外国語技能検定試験等		級位・得点	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）		準1級以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内
・ TOEFL iBT (R) テスト※1 ・ 広島大学が実施 する TOEFL ITP (R) テスト※2	Paper-Based ※2	520点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内
	Internet-Based	68点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内
・ TOEIC (R) Listening & Reading Test 公開テスト ・ 広島大学外国語教育研究センター が認める TOEIC (R) Listening &Reading Test IP テスト		730点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内
・ International English Language Testing System (IELTS) 「アカ デミック・モジュール」 ・ Computer-delivered IELTS Academic		5.5点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内

※1 Test Date スコアのみ対象。BestTM スコアは対象外。TOEFL iBT (R) テスト Home Edition 及び Special Home Edition は対象外。

※2 広島大学が実施する TOEFL ITP (R) テストの得点は、表中の Paper-Based の得点に読み替えて認定する。

② ドイツ語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
ドイツ語技能検定 (独検)	2 級以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
	3 級	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
	4 級	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	2 単位以内
Österreichisches Sprachdiplom Deutsch (ÖSD) ※	A2以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
	A1	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
Goethe-Zertifikat ※	A2以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
	A1	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内

※ 4 技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

③ フランス語

外国語技能検定試験等	級位・得点	認定授業科目	認定単位数
フランス語技能検定 (仏検)	3級以上	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
	4級	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ	4単位以内
	5級	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ	2単位以内
DELF /DALF ※	A1以上	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
TCF フランス語能力テスト	100以上	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
TEF パリ商工会議所フランス語 能力認定試験	69以上	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内

※ 4技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

④ 中国語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
中国語検定試験 (中検)	3 級以上	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ ベーシック・中国語Ⅲ ベーシック・中国語Ⅳ インテンシブ・中国語ⅠA インテンシブ・中国語ⅠB インテンシブ・中国語ⅡA インテンシブ・中国語ⅡB	8 単位以内
	4 級	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ ベーシック・中国語Ⅲ ベーシック・中国語Ⅳ	4 単位以内
	準 4 級	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ	2 単位以内
HSK ※	4 級以上	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ ベーシック・中国語Ⅲ ベーシック・中国語Ⅳ インテンシブ・中国語ⅠA インテンシブ・中国語ⅠB インテンシブ・中国語ⅡA インテンシブ・中国語ⅡB	8 単位以内
	3 級	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ ベーシック・中国語Ⅲ ベーシック・中国語Ⅳ	4 単位以内
	2 級	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ	2 単位以内

※ 「筆記試験」に合格している場合, 申請可能。「口頭試験」(初級・中級・高級) のみでの申請は認めない。

⑤ 韓国語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
韓国語能力試験 (TOPIK)	5 級以上	ベーシック・韓国語Ⅰ ベーシック・韓国語Ⅱ ベーシック・韓国語Ⅲ ベーシック・韓国語Ⅳ インテンシブ・韓国語ⅠA インテンシブ・韓国語ⅠB インテンシブ・韓国語ⅡA インテンシブ・韓国語ⅡB	8 単位以内
	4 級	ベーシック・韓国語Ⅰ ベーシック・韓国語Ⅱ ベーシック・韓国語Ⅲ ベーシック・韓国語Ⅳ	4 単位以内
	3 級	ベーシック・韓国語Ⅰ ベーシック・韓国語Ⅱ ベーシック・韓国語Ⅲ ベーシック・韓国語Ⅳ	2 単位以内

⑥ スペイン語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
スペイン語技能検定 (西検)	4 級以上	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ ベーシック・スペイン語Ⅲ ベーシック・スペイン語Ⅳ インテンシブ・スペイン語Ⅰ A インテンシブ・スペイン語Ⅰ B インテンシブ・スペイン語Ⅱ A インテンシブ・スペイン語Ⅱ B	8 単位以内
	5 級	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ ベーシック・スペイン語Ⅲ ベーシック・スペイン語Ⅳ	4 単位以内
	6 級	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ	2 単位以内
DELE ※	A 2 以上	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ ベーシック・スペイン語Ⅲ ベーシック・スペイン語Ⅳ インテンシブ・スペイン語Ⅰ A インテンシブ・スペイン語Ⅰ B インテンシブ・スペイン語Ⅱ A インテンシブ・スペイン語Ⅱ B	8 単位以内
	A 1	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ ベーシック・スペイン語Ⅲ ベーシック・スペイン語Ⅳ	4 単位以内

※ 4 技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

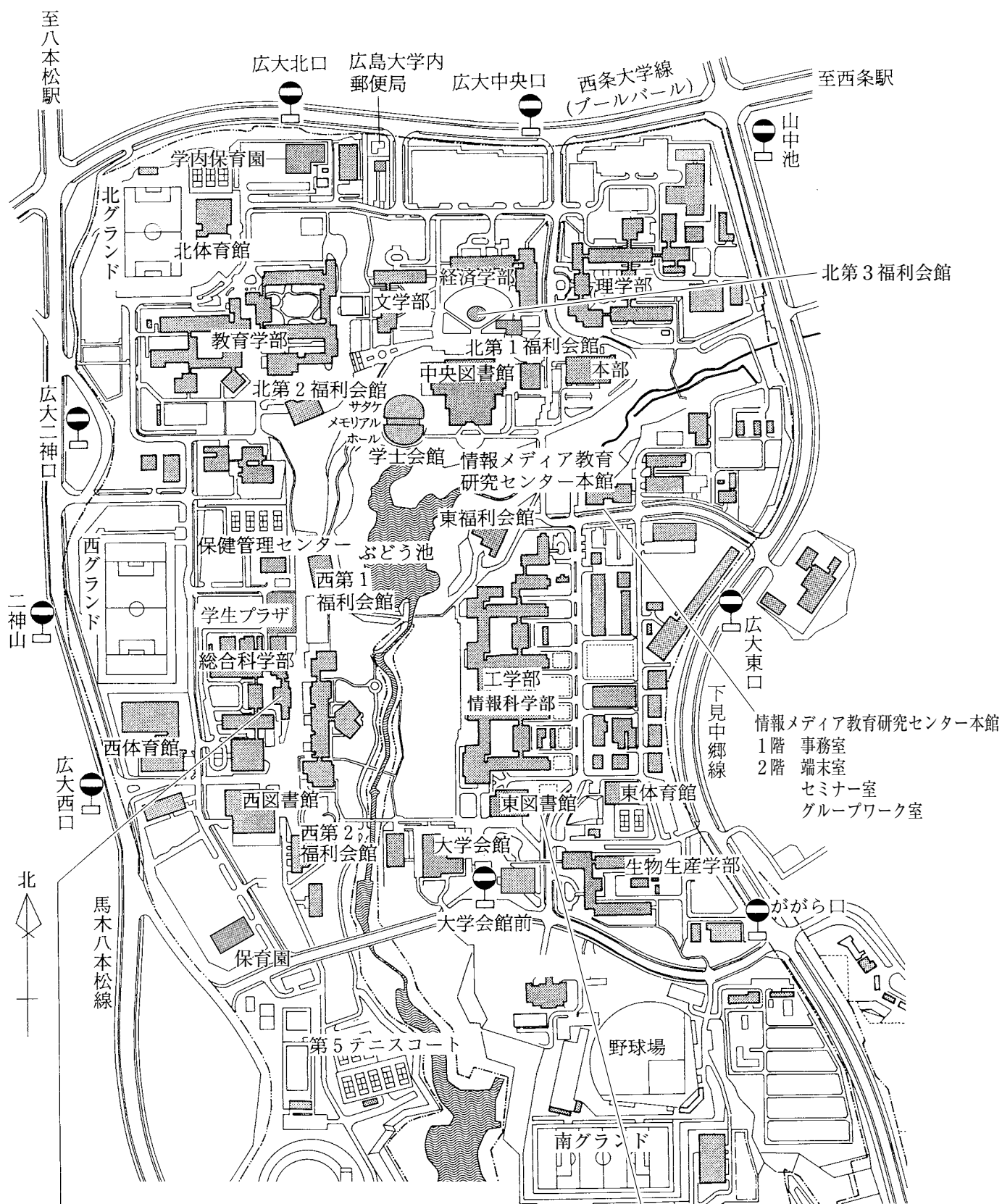
⑦ 日本語

外国語技能検定試験等	級位・得点	認定授業科目	認定単位数
日本語能力試験（JLPT）	N1	ベーシック・日本語Ⅰ ベーシック・日本語Ⅱ ベーシック・日本語Ⅲ ベーシック・日本語Ⅳ	8 単位以内
	N2	ベーシック・日本語Ⅰ ベーシック・日本語Ⅱ ベーシック・日本語Ⅲ ベーシック・日本語Ⅳ	4 単位以内

VIII. 配置図等

1. 東広島キャンパス配置図

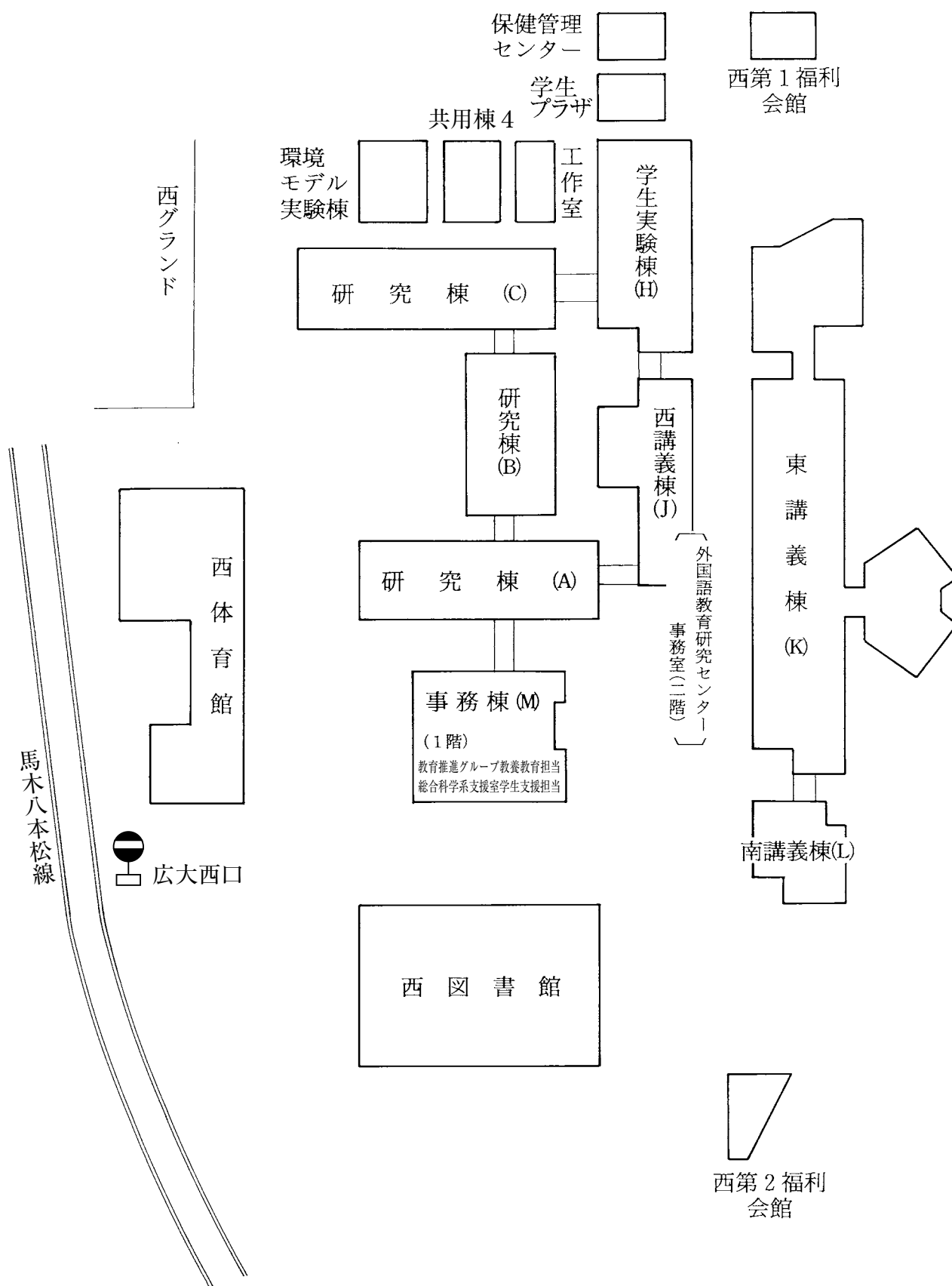
(2025年3月現在)



外国語教育研究センター事務室 総合科学部J棟2階

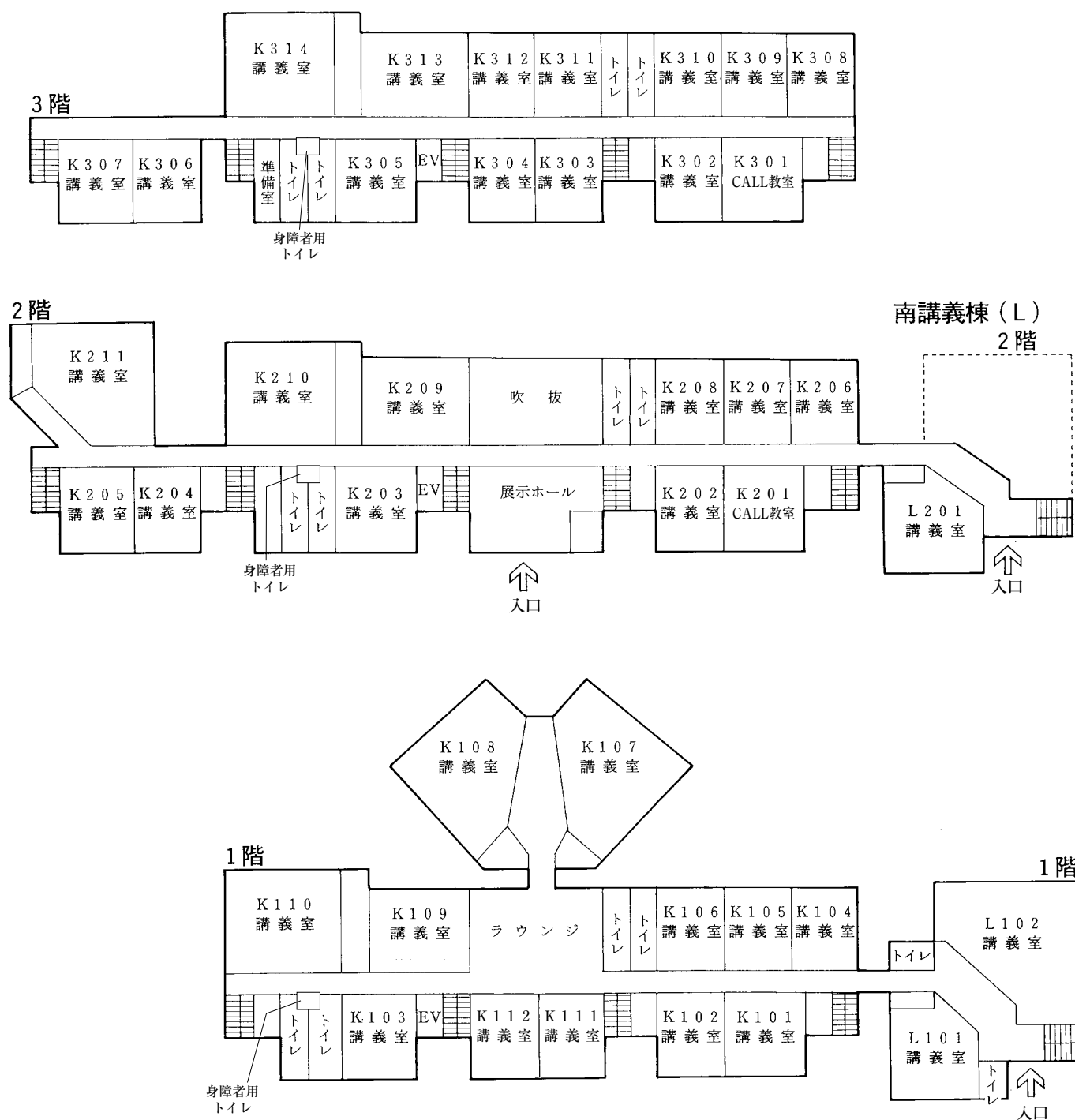
(東図書館内)
情報メディア教育研究センター東分室
2階 事務室
マルチメディア工房
3階 セミナー室

2. 総合科学部付近配置図



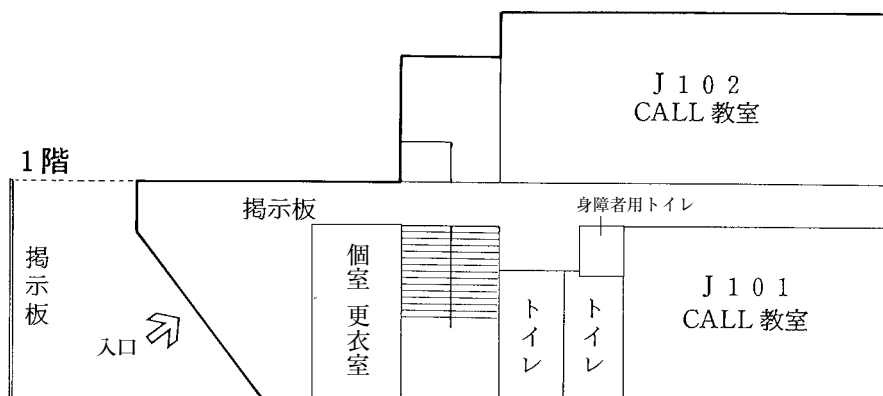
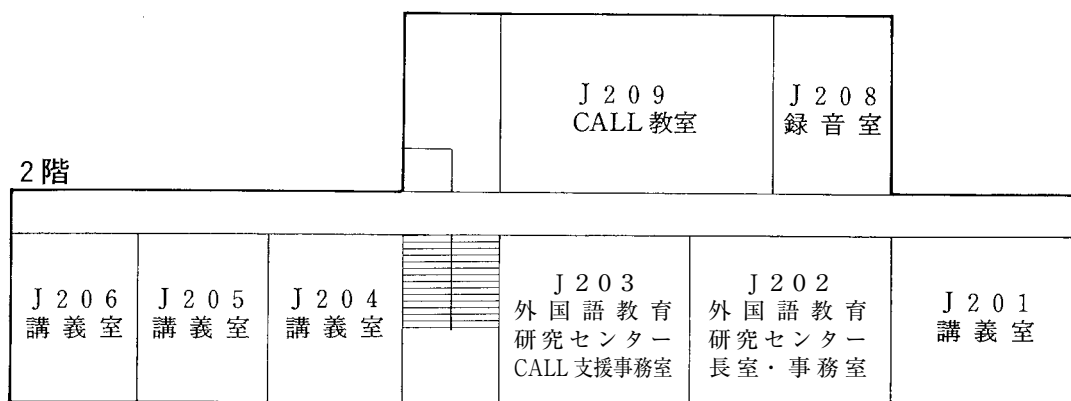
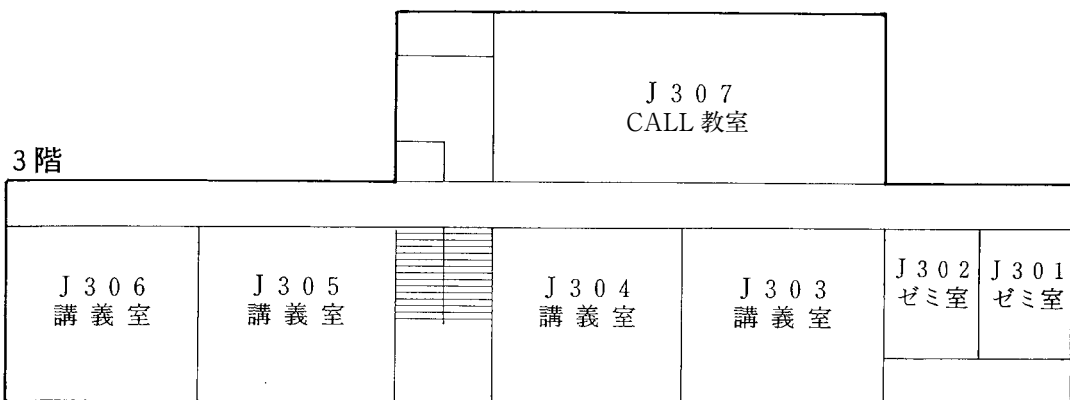
3. 総合科学部講義室配置図

東講義棟 (K)



EV…エレベーター

西講義棟（J）



学生実験棟（H）

3階

トイレ	H307 大学院 最先端 設備室	H306 大学院 最先端 設備室	H305 化学準備室	H304 化学実験室 I
トイレ				
H303 ドラフト室	H302 化学実験室 II			H301 化学実験室 III

2階

トイレ	H210 地学標本室	H209 地学準備室	H208 地学薄片室	H207 地学機械室	H205 生物学 標本室	H204 生物学実験室 I
トイレ						
H211 アクセシビリティセンター 研究 / 実験室	H206 地学実験室			H203 化学実験 準備室	H202 生物学 準備室	H201 生物学実験室 II

1階 身障者用トイレ

トイレ		H108 物理学実験室Ⅰ	H107 分光実験室	H106 物理学実験室Ⅲ	H105 レーザー 実験室
トイレ					
H110 ゼミ室Ⅱ	H109 ゼミ室Ⅰ	H104 物理学実験室Ⅱ	H103 物理学 準備室Ⅰ	H102 物理学実験室Ⅳ	H101 計算機 実験室

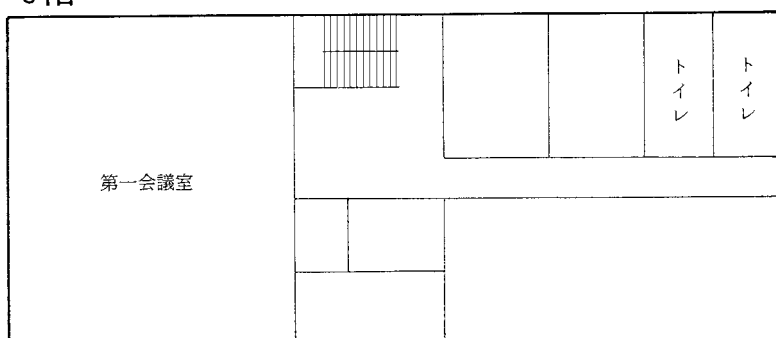
地階

The diagram shows a floor plan of a building with several rooms and a central entrance. The entrance is marked with an upward arrow and the text '入口' (Entrance) at the bottom center. To the left of the entrance is a large rectangular area divided into a grid of smaller squares, likely representing a parking lot or a courtyard. To the right of the entrance is a large rectangular area divided into two main sections. The top section contains two rooms: 'HB 0 2 比 電 荷 実 験 室' (HB 02 Ratio Charge Laboratory) on the left and 'HB 0 1 万有引力 実 験 室' (HB 01 Gravity Laboratory) on the right. The bottom section contains two rooms: 'HB 0 4 物理暗室' (HB 04 Physics Dark Room) on the left and 'HB 0 3 X線実験 準 備 室' (HB 03 X-ray Laboratory Preparation Room) on the right. Above the entrance area, there are two more rooms: 'HB 0 6 物理学準備室 II' (HB 06 Physics Preparation Room II) on the left and 'HB 0 5 X線実験室' (HB 05 X-ray Laboratory) on the right. A small 'トイレ' (Toilet) is located between the HB 06 room and the HB 04 room. Another 'トイレ' is located between the HB 06 room and the HB 03 room.

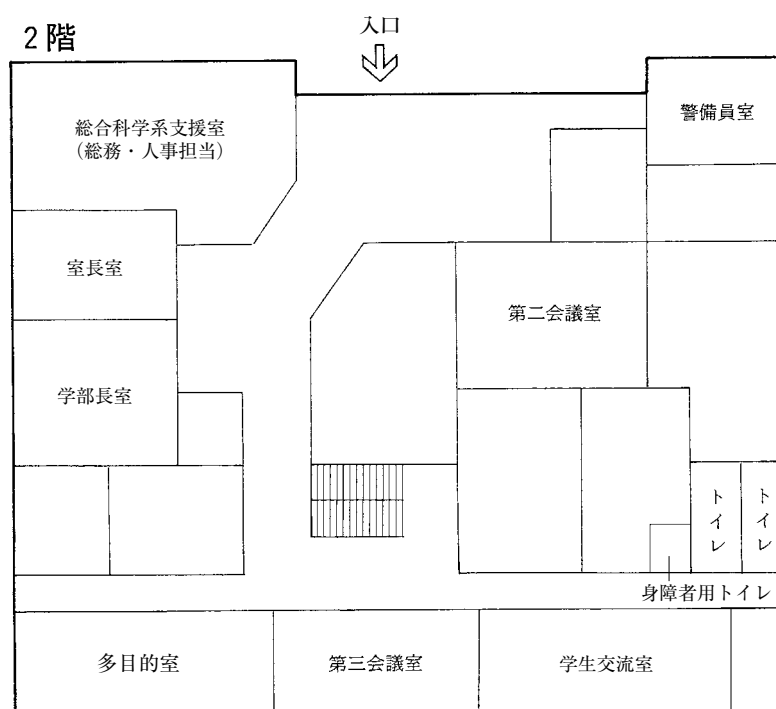
HB 0 6 物理学準備室 II		HB 0 5 X線実験室	
トイレ	HB 0 4 物理暗室	HB 0 3 X線実験 準 備 室	HB 0 2 比 電 荷 実 験 室
ト イ レ			
入口			

事務棟 (M)

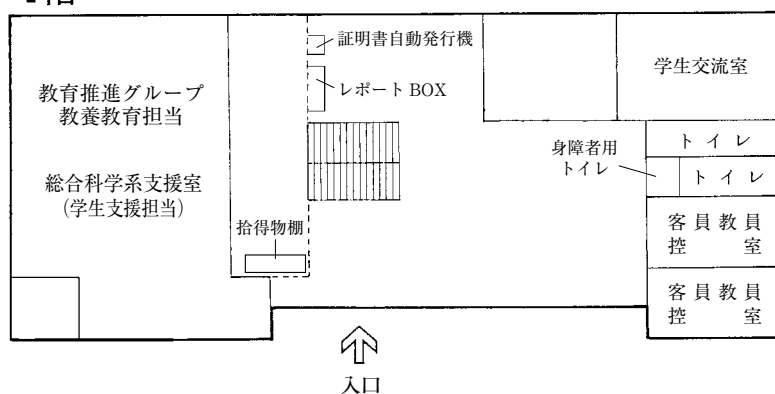
3階



2階



1階



4. 霞キャンパス配置図

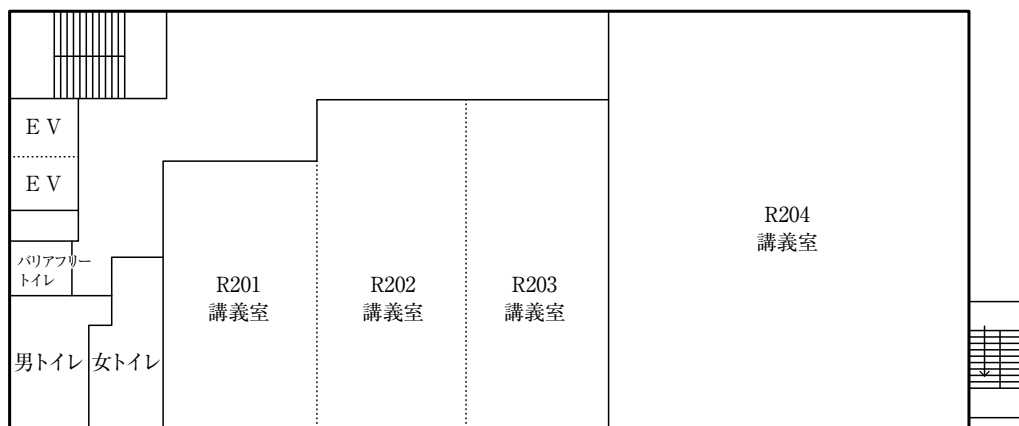


凌雲棟

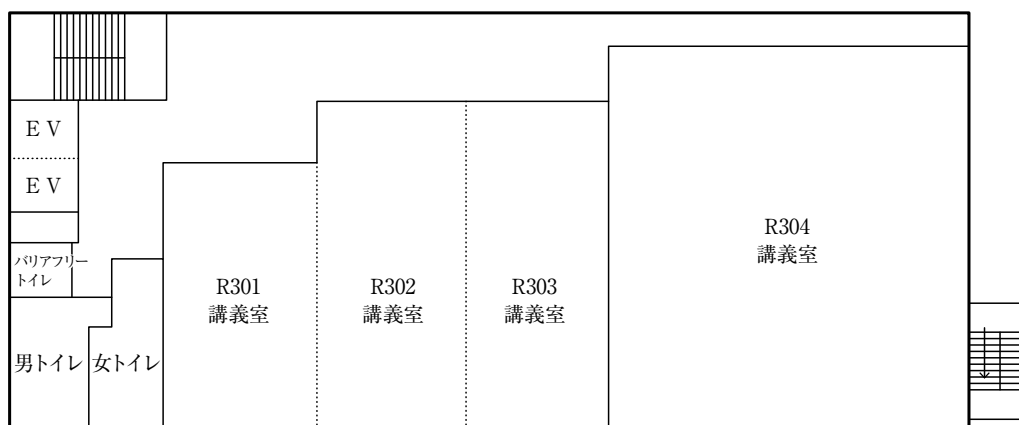
1F



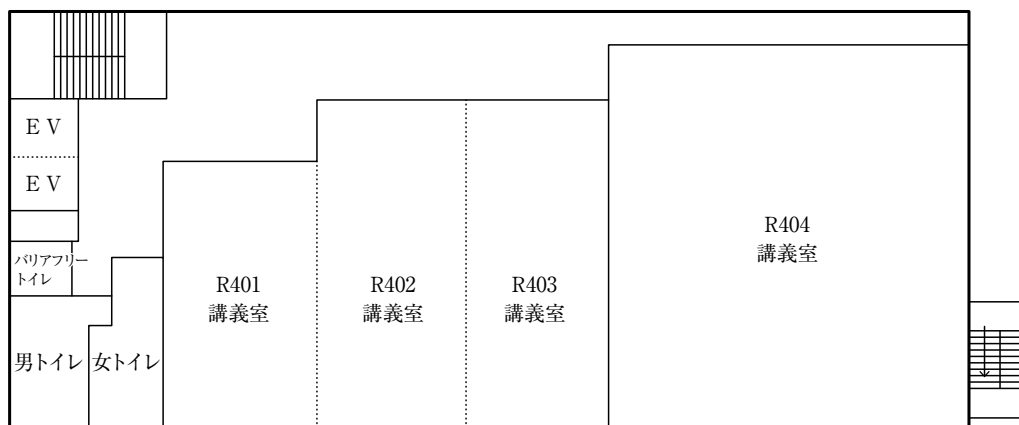
2F



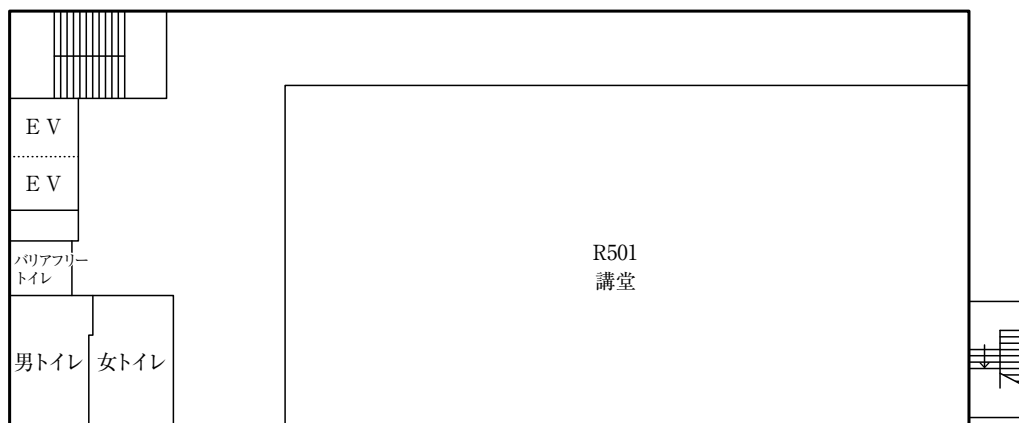
3F



4F

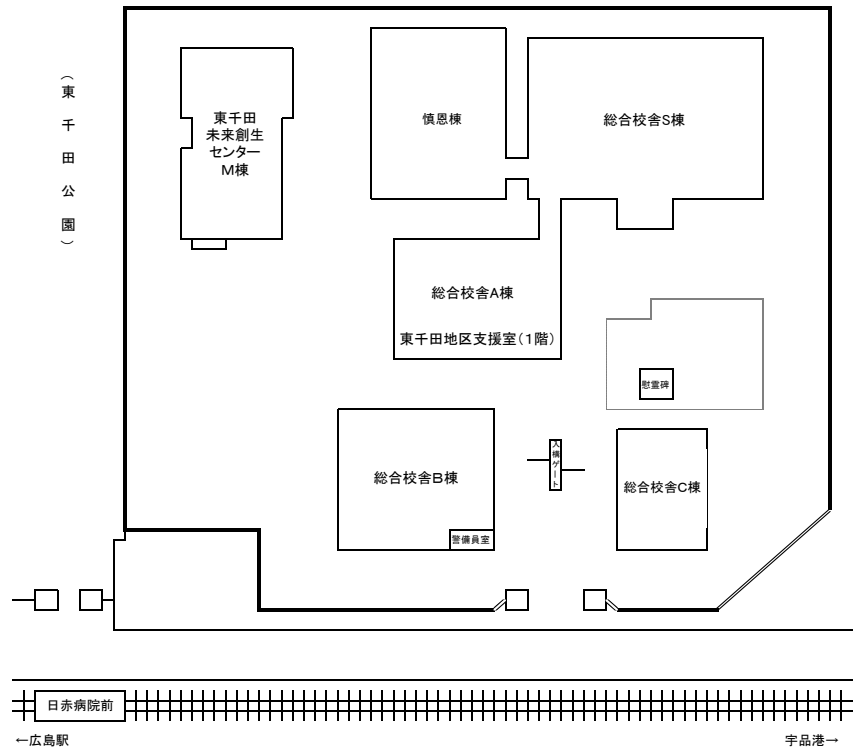


5F



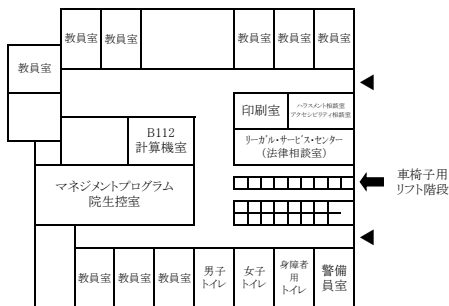
東千田キャンパス配置図

5. 東千田キャンパス配置図



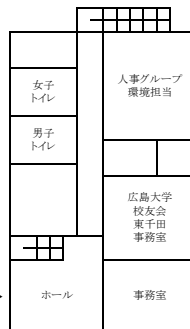
【総合校舎B棟】

1F

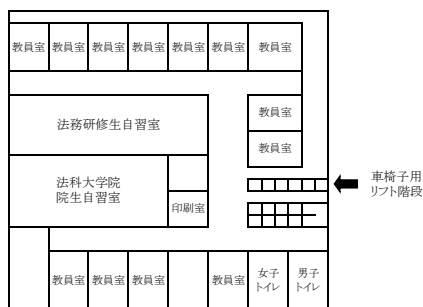


【総合校舎C棟】

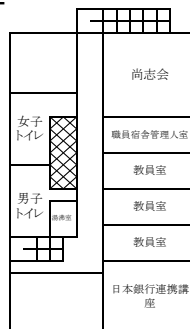
1F



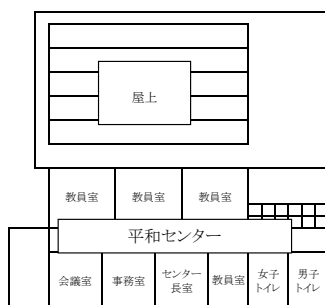
2F



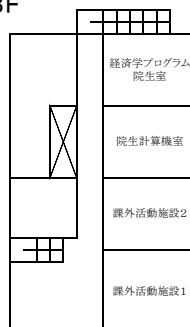
2F



3F



3F

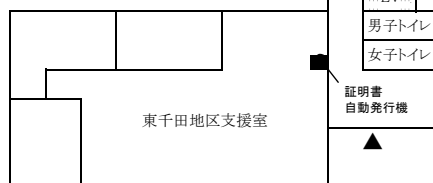


【総合校舎A棟・S棟】

【総合校舎S棟】

1F

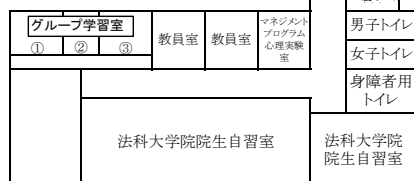
【総合校舎A棟】



【総合校舎S棟】

2F

【総合校舎A棟】



3F

【総合校舎A棟】



4F

【総合校舎A棟】



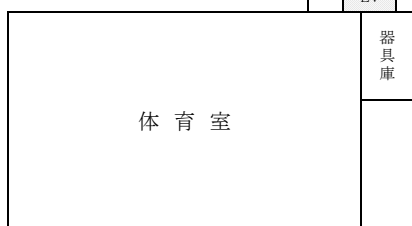
5F

【総合校舎A棟】



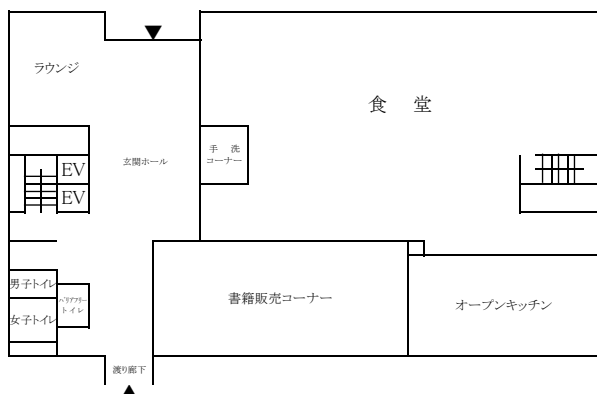
6F

【総合校舎A棟】

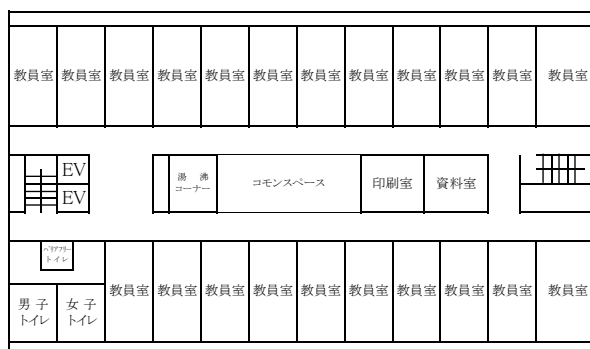


【慎恩棟】

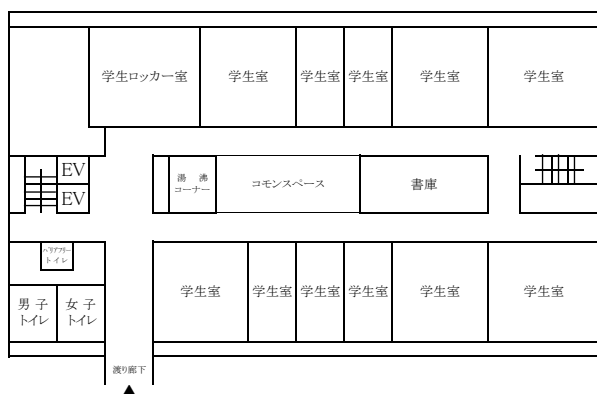
1F



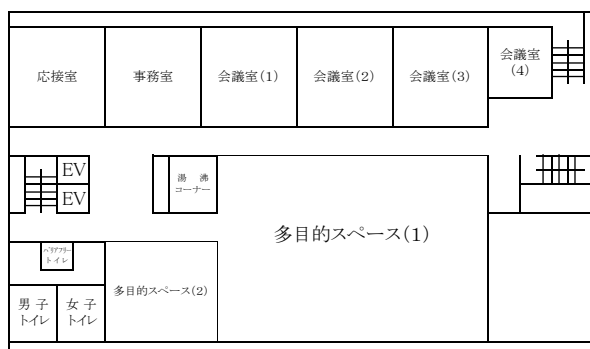
4F



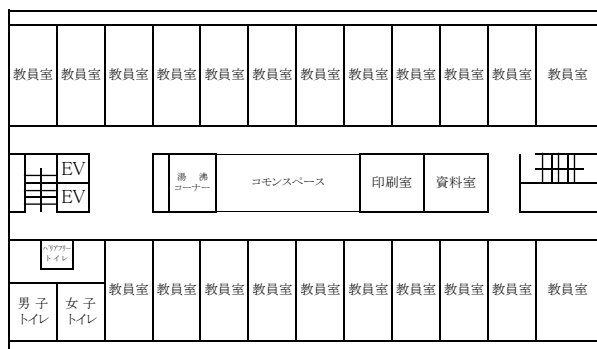
2F



5F



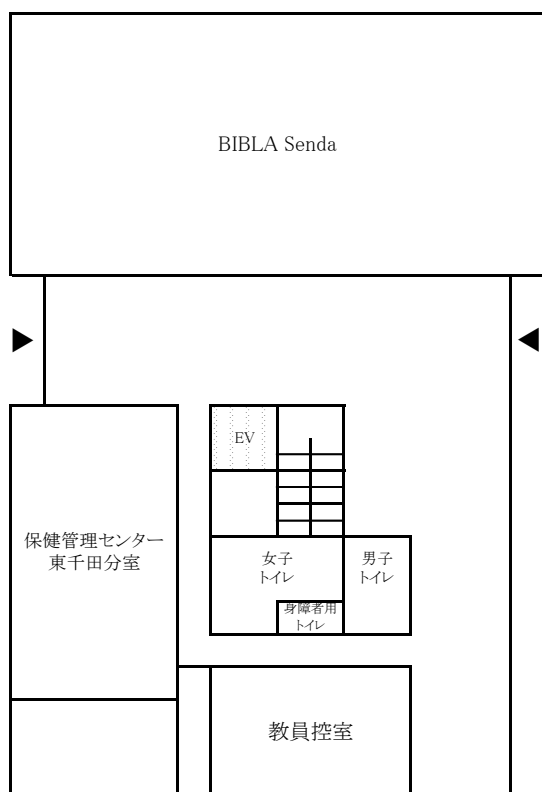
3F



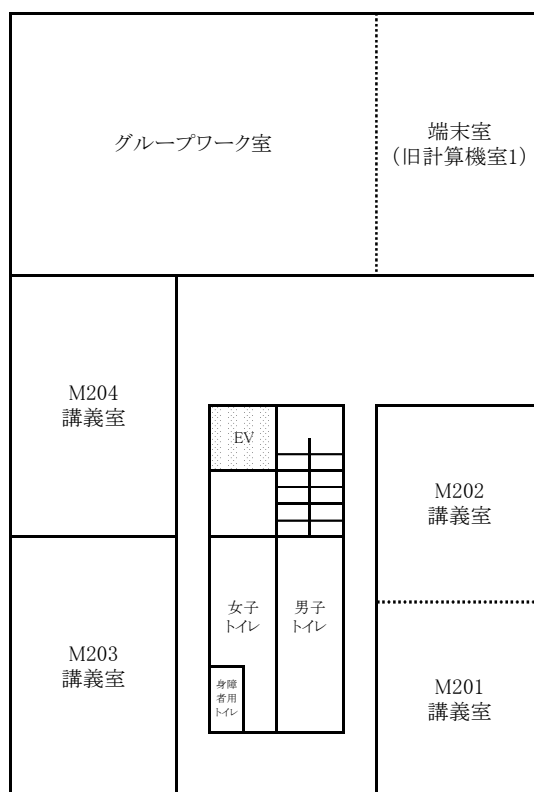
6F



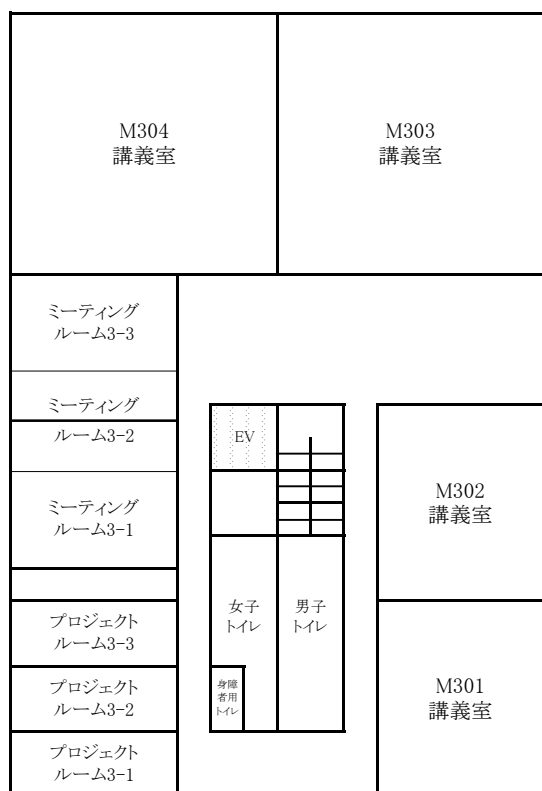
【東千田未来創生センターM棟】



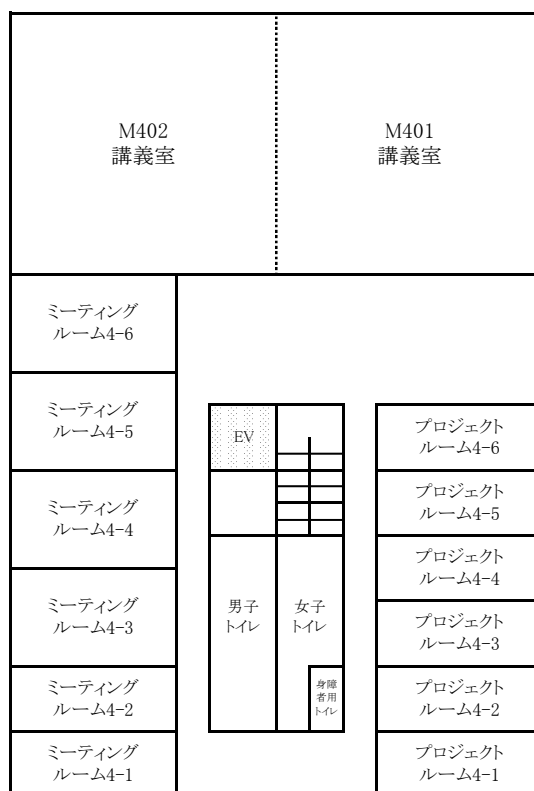
1F



2F



3F



4F

6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

なお、E-mail を送るときには、必ず学生番号と名前を書いてください。

東広島キャンパス（東広島市）

受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部		電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学科	082-424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	国際共創学科	082-424-7988	
文 学 部		082-424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教 育 学 部		082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
経 済 学 部 昼 間 コ ー ス		082-424-7217	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
理 学 部		082-424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工 学 部		082-424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生 物 生 産 学 部		082-424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情 報 科 学 部		082-424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
教育推進グループ 教 養 教 育 担 当		082-424-6139	gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp

※教育推進グループ教養教育担当は総合科学部事務棟 1 階（場所は p. 教養43参照）にあります。

霞キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部		電話番号	E-mail アドレス
医 学 部		082-257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
歯 学 部		082-257-5614	kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp
薬 学 部		082-257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部		電話番号	E-mail アドレス
法 学 部 昼 間 コ ー ス		082-542-7057	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 12時30分～21時15分

所 属 学 部		電話番号	E-mail アドレス
法 学 部 夜 間 主 コ ー ス		082-542-6998	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経 済 学 部 夜 間 主 コ ー ス		082-542-6961	

Ⅲ 専門教育について

○学生への連絡・通知等について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「Myもみじ」に掲示しますので、一日一度は必ず「Myもみじ」にログインして確認するよう心掛けてください。

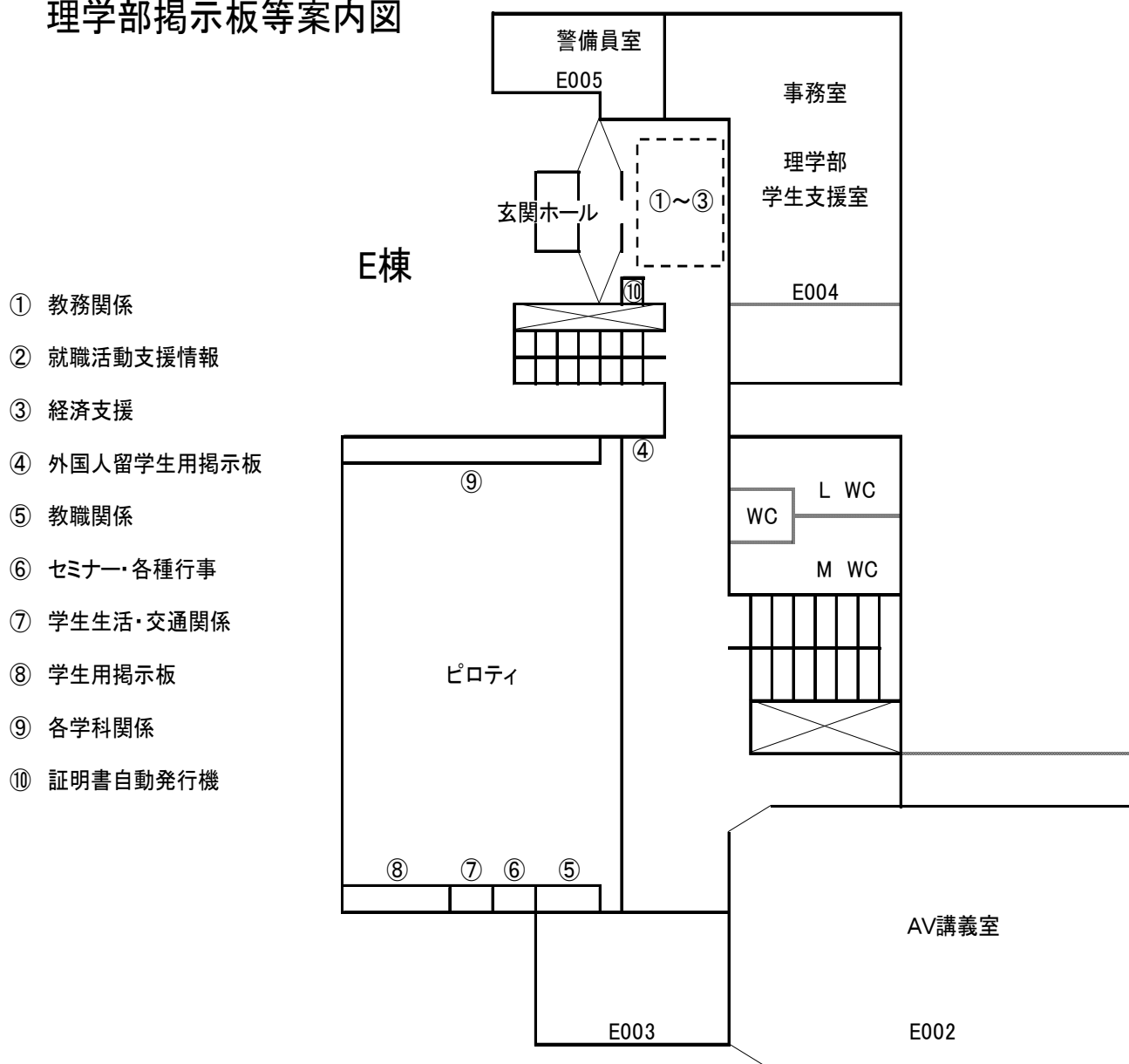
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。

また、重要な事項につきましても同様に掲示します(以下の掲示板等案内図 参照)。

- 1 履修登録期間中の掲示(カリキュラム変更, 時間割, 時間割変更, 履修手続など)
- 2 ポスターおよびチラシなどの掲示物
- 3 授業料納入告知・納入催促, 学生定期健康診断などのお知らせ
- 4 新入生や編入生に対する掲示→4月末日まで

なお, 学科等からの連絡事項については, 各学科の掲示板にも掲示されるので注意してください。

理学部掲示板等案内図



○履修について

授業科目の履修については、この『2025(令和7)年度 学生便覧(広島大学理学部)』の他に、以下のデータや掲示物、冊子等を参照してください。

【全体】

- ★「My もみじ」(学生情報の森 もみじ)のシラバス検索・掲示等
- ★各学部・学科の掲示板

【教養教育科目】

- ★「もみじ Top」－「学びのサポート」－「教養教育」
- ★『令和〇〇年度 教養教育科目 授業時間割』 ※年度ごとに配付予定

【専門教育科目】

- ★『履修の手引(令和〇〇年度) 広島大学理学部』 ※年度ごとに配付予定

○成績について

- 1 専門教育科目の期末試験で不正行為を働いた場合は、「期末試験等における不正行為の取扱いについて」に基づき、その期に履修している専門教育科目の評価が全て「不可(D)」になるとともに、「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。
教養教育科目については、本学生便覧の教養のページを参照してください。
- 2 成績発表の時期・方法等は、各学期末に理学部学生支援室前及び「My もみじ」に掲示します。
- 3 専門科目の成績に疑義のある場合は、成績発表後速やかに、授業担当教員へ申し出てください。
なお、授業担当教員から説明を受けても十分に納得できない場合に、異議申立ての手続きを設けています。詳細については、本学生便覧の「成績評価に対する異議申立制度について」(178 ページ)を参照してください。

○学業成績の送付について

本学においては、学部学生を対象に、希望している父母等に対して単位修得状況等の送付を行うこととしています。

単位修得状況等は、卒業まで毎学年終了後の5月末を目処に送付することとしており、送付する内容については、それまで履修した授業科目名(不合格科目含む。)、単位数及び当該年度前期の履修登録を行った授業科目名について表記することとしています。

また、送付先については、「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので、転居等により「父母等の連絡先」が変更になった場合は、速やかに届け出てください。

○「学生生活・就学相談室」について

学生が抱えている就学や進路、友人関係などの悩みや問題を聞き届けて、悩みや問題の解消に向けた支援を提供する「学生生活・就学相談室」を設置しています。

【実施体制】

- ・相談員：ハラスメント対策委員
各学科チューター(主に教育・研究に関する相談を担当)
学生支援室 担当職員(全般的な相談を担当)
- ・相談時間：平日9時から17時まで
- ・相談場所：学生支援室(E004)打合せ室又は教員研究室等

2025(令和7)年度 理学部共通授業科目履修表

専門基礎科目(基礎理学科目)

科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単 位 数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					1	2	3	4	5	6	7	8
専門基礎科目	所属プログラムにより異なる (注1)	数学概説	2	所属プログラムにより異なる (注1)	○							
		情報数理概説	2			○						
		物理学概説A	2		○							
		物理学概説B	2			○						
		化学概説A	2		○							
		化学概説B	2			○						
		生物科学概説A	2		○							
		生物科学概説B	2			○						
		地球惑星科学概説A	2		○							
		地球惑星科学概説B	2			○						

(注1) 履修にあたっては、学生便覧に記載されている所属プログラムの履修要領等を参照すること。

理学部開設 先端理学科目

科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単 位 数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					1	2	3	4	5	6	7	8
専門科目	2 (注2)	先端数学	2	選択必修 (注2)					○			
		先端物理学	2					○				
		先端化学	2							○		
		先端生物学	2						○			
		先端地球惑星科学	2							○		

(注2) 1科目2単位を選択する必要がある。履修にあたっては、学生便覧に記載されている所属プログラムの履修要領等を参照すること。

理学部開設 教育職員免許状関係科目

科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単 位 数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					1	2	3	4	5	6	7	8
「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」(物理学実験)	学生便覧参照 (注3)	物理学実験A	1				○					
「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」(化学実験)		化学実験A（注4）	1						○			
「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」(生物学実験)		生物学実験A	1					○				
「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」(地学実験)		地学実験A	1				○					

(注3) 中学校理科免許状を取得するためには、所属プログラム関係以外の実験科目を3科目修得する必要がある(他学部の学生は履修できない)。これらの科目の単位は卒業要件単位数に含まれないので注意すること。

(注4) 「化学実験A」を受講するまでに、教養教育科目「化学実験法・同実験Ⅰ」及び「化学実験法・同実験Ⅱ」を修得しておく必要がある。詳細は、受講予定前年度のシラバスで確認すること。

理学部開設 未来創生科学人材育成センター開講科目

科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単 位 数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					1	2	3	4	5	6	7	8
未来創生科学人材育成センター開講科目		先端融合科学（注5）	1						○	○	○	○
		科学メディアリテラシー（注6）	2				○					
		科学コミュニケーション概論A（注6）	2				○					
		科学コミュニケーション演習Ⅰ（注6）	2						○			
		科学コミュニケーション演習Ⅱ（注6）	2							○		

(注5) 集中講義形式で、海外からの短期留学生10名及び理学部生3、4年生約10名程度を対象にすべて英語により行われる授業科目。この科目の単位は卒業要件単位数に含まれない。

(注6) この科目の単位は卒業要件単位数に含まれない。

数学プログラム履修要領

「数学情報課題研究」の受講について

4年次における必修科目「数学情報課題研究」を受講するためには、次の受講基準を満たすことが必要である。

【受講基準】

- 1 下記の必修科目合計38単位中、少なくとも35単位を修得していること。

教養教育科目 (10単位)	教養ゼミ(2単位)	教養ゼミ(2単位)
	情報・データサイエンス科目(2単位)	情報・データ科学入門(2単位)
	基盤科目 (6単位)	線形代数学Ⅰ(2単位) 線形代数学演習Ⅰ(1単位) 線形代数学Ⅱ(2単位) 線形代数学演習Ⅱ(1単位)
専門教育科目 (28単位)	専門基礎科目 (28単位)	解析学Ⅰ(2単位) 同演習(1単位) 解析学Ⅱ(2単位) 同演習(1単位) 解析学Ⅲ(2単位) 同演習(1単位) 解析学Ⅳ(2単位) 同演習(1単位) 代数学Ⅰ(2単位) 同演習(1単位) 代数学Ⅱ(2単位) 同演習(1単位) 数学通論Ⅰ(2単位) 同演習(1単位) 数学通論Ⅱ(2単位) 同演習(1単位) 数式処理演習(2単位) 数学概説(2単位)

- 2 「専門科目」のうち、講義と演習を組にした下記の科目を4組以上修得していること。

代数学A, 代数学B, 幾何学A, 幾何学B, 解析学A, 解析学B,
解析学C, 解析学D, 計算数学, 計算数理A, 確率・統計A

- 3 「外国語科目」を6単位以上修得していること。
- 4 「教養教育科目」及び「専門基礎科目」に記載の概説科目（選択必修であるもの、数学英語演習を含む。）から37単位以上修得していること。
- 5 卒業要件とされる科目（128単位）のうち88単位以上修得していること。

早期卒業について

早期卒業に関しては、理学部学生便覧の「広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ」を参照すること。なおこの場合、「数学情報課題研究」受講基準2及び5の要件は緩和されることがある。この点も含めて、早期卒業を希望するものはチューターと相談すること。

編入生について

編入生が、時間割の都合等で「数学情報課題研究」受講基準を満たせない場合、受講基準2及び5の要件は緩和されることがある。

履修登録前にチューターと相談すること。

付記 この履修要領は、令和7年度入学生から適用する。

教育職員免許状（数学）の取得に関して

- 1 教養教育科目・領域科目において「日本国憲法」2単位を修得すること。
また、必修科目の修得も不可欠である。
- 2 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については以下の科目を修得すること。
◎高等学校教諭一種免許状（数学）・中学校教諭一種免許状（数学）
数学プログラムを修了するために必要な単位を修得すること。ただし、下記の（a）、（b）からそれぞれ1単位以上修得すること。

（a）	確率・統計A，確率・統計A演習，確率・統計B，確率・統計C
（b）	計算数学，計算数学演習
- 3 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のうち、「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」（各2単位）については、卒業要件単位（科目区分は『専門科目』）に算入されるが、その他の科目については、卒業の要件として修得すべき単位に算入することができない。
- 4 教育職員免許関係科目のうち「教科及び教科の指導法に関する科目」以外の科目については、理学部学生便覧の「教育職員免許状の取得について」を参照すること。これらの科目は卒業の要件として修得すべき単位に算入することができない。
なお、「中・高等学校教育実習Ⅰ」または「中・高等学校教育実習Ⅱ」を履修するためには、以下の要件をすべて満たしていることを原則とする。
【3年次で履修する場合】
 - （1）「数学情報課題研究」の受講基準1に掲げる必修科目38単位中、少なくとも32単位を修得していること。
 - （2）「数学情報課題研究」の受講基準4の要件を満たすこと。
 - （3）2年次終了時における全学基準のGPAが、45.00以上であること。
【4年次で履修する場合】
 - （1）「数学情報課題研究」の受講基準を満たすこと。
- 5 中学校の普通免許状の取得を希望する場合は、特別支援学校・社会福祉施設等の施設で介護等の体験実習が必要となる。

詳細は、理学部学生便覧の「教育職員免許状の取得について」を参照すること。

なお、専修免許状(数学)の取得を希望する場合は、大学院(本学先進理工系科学研究科先進理工系科学専攻数学プログラム・統合生命科学研究科統合生命科学専攻数理生命科学プログラム等)に進学して、さらに「教科に関する専門的事項」を定められた単位数以上修得すること。詳細は、大学院入学時の学生便覧を参照すること。

付記 この教育職員免許状（数学）の取得に関しては、令和7年度入学生から適用する。

数学プログラム履修表(令和7年度入学生用)

履修に関する条件は、数学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、数学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

なお、教育学部で開講される「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」(各2単位)は、卒業要件単位(科目区分『専門科目』)に算入される。

また、数学プログラム担当教員会が認めた場合には、授業科目履修表に掲げた履修時期より早く履修することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(数学)、高等学校教諭一種免許状(数学)、測量士補、学芸員となる資格の取得が可能である。

(教養教育)

区分	科 目 区 分		要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）											
							1年次		2年次		3年次		4年次					
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
							1	2	3	4	5	6	7	8				
教養教育科目	大学教育基礎科目		平和科目	2	「平和科目」から	各2	選択必修	○										
			大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	②										
			教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	②										
			展開ゼミ(注2)	(0)	展開ゼミ	1	自由選択	○	○									
	共通科目		領域科目	8	「領域科目」から（注3）	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
			外国語科目 （注6）（注4）	英語 （注6）	コミュニケーション基礎 （注5）	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○								
							コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○							
				コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	①									
						コミュニケーションⅠB	1		①									
				コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		①								
						コミュニケーションⅡB	1			①								
				初修外国語 （ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語のうちから1言語選択）（注6）	4	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修	○									
						ベーシック外国語Ⅱ	1		○									
						ベーシック外国語Ⅲ	1			○								
						ベーシック外国語Ⅳ	1			○								
			Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びⅣは同一言語を選択すること															
			情報・データサイエンス科目		4	2	情報・データ科学入門	2	必修	②								
						2	コンピュータ・プログラミング	2		選択必修	○	○						
							知能とコンピュータ	2				○						
							ゼロからはじめるプログラミング	2				○						
	データサイエンス基礎	2						○										
	健康スポーツ科目		2	「健康スポーツ科目」から	1又は2	選択必修	○	○										
	社会連携科目(注7)		(0)	「社会連携科目」から	1又は2	自由選択	○	○										
	基盤科目		6	線形代数学Ⅰ	2	必修	②											
				線形代数学演習Ⅰ	1		①											
				線形代数学Ⅱ	2			②										
				線形代数学演習Ⅱ	1			①										
				教養教育科目小計			34											

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注3) 『人文社会科学系科目群』から4単位、『自然科学系科目群』から4単位修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の『日本国憲法』が必修であることに留意すること。

『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」、インテンシブ外国語及び「海外語学演習(ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語)」の履修により修得した単位を算入することができる。

(注4) 要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

(注5) 修得した「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注6) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注7) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

※以下、次頁「専門教育」に関する注意事項

(注8) 『専門科目』の要修得単位数54を充たすためには、必修科目10単位及び選択必修科目計18単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から26単位以上を修得する必要がある。なお、教育学部が開講する「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」を修得した場合は、『専門科目』に算入される。

(注9) 「専門科目」の授業科目で、講義と演習が組になっているもの11組のうち、4組以上について16単位以上を修得することが必要である。

(注10) 「代数学E」は7セメスター又は8セメスターに開講される。

(注11) 『数学特殊講義』は、「代数学特殊講義」、「幾何学特殊講義」、「解析学特殊講義」、「確率統計特殊講義」等として開講される。

(注12) 「数学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降、主に7セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注13) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目34単位、専門教育科目87単位 合計121単位)だけでなく、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、合計128単位以上修得することが必要である。

ただし、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

・教育職員免許関係科目のうち「教科及び教科の指導法に関する科目」以外の科目

・「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」のうち、「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」以外の科目

・理学部他プログラムが開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(数学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(数学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

(専門教育)

区分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）									
						1年次		2年次		3年次		4年次			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
						1	2	3	4	5	6	7	8		
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目	5	情報数理解説	2	選 択 必 修		○								
			物理学概説A	2		○									
			物理学概説B	2			○								
			化学概説A	2		○									
			化学概説B	2			○								
			生物科学概説A	2		○									
			生物科学概説B	2			○								
			地球惑星科学概説A	2		○									
			地球惑星科学概説B	2			○								
			数学英語演習	1					○						
		33	数学概説	2	必 修	②									
			解析学I	2		②									
			解析学I演習	1		①									
			解析学II	2			②								
			解析学II演習	1			①								
			解析学III	2				②							
			解析学III演習	1				①							
			解析学IV	2					②						
			解析学IV演習	1					①						
			代数学I	2				②							
			代数学I演習	1				①							
			代数学II	2					②						
			代数学II演習	1					①						
			数学通論I	2				②							
			数学通論I演習	1				①							
			数学通論II	2					②						
			数学通論II演習	1					①						
			数式処理演習	2				②							
		専 門 科 目	10	数学情報課題研究(卒業研究)	各5	必 修								⑤	⑤
				先端数学	2					○					
				先端物理学	2					○					
				先端化学	2						○				
				先端生物学	2					○					
	先端地球惑星科学			2						○					
	2		上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位												
			4 組 で 16 単 位 以 上 (注 9)	代数学A	2	選 択 必 修					○				
				代数学A演習	2						○				
				代数学B	2							○			
	代数学B演習			2							○				
	幾何学A			2						○					
	幾何学A演習			2						○					
	幾何学B			2							○				
	幾何学B演習			2							○				
	解析学A			2					○						
	解析学A演習			2					○						
	解析学B			2					○						
	解析学B演習			2					○						
	解析学C			2						○					
	解析学C演習			2						○					
	解析学D			2						○					
	解析学D演習			2						○					
	計算数学			2						○					
	計算数学演習			2						○					
	計算数理解A			2							○				
	計算数理解A演習			2							○				
	確率・統計A			2							○				
	確率・統計A演習			2							○				
	54 (注 8)	代数学C	2	自 由 選 択								○			
		代数学D	2										○		
		幾何学C	2									○			
		幾何学D	2										○		
		非線形数理	2								○				
		数理解析学A	2									○			
		数理解析学B	2										○		
		確率・統計B	2								○				
		確率・統計C	2										○		
		データ科学	2					○							
		代数学E(注10)	2									○	○		
		現象数理	2								○				
		複雑系数理	2									○			
		計算数理B	2										○		
		数学インターンシップ	1						○						
		「数学特殊講義」(注11)	各2									○	○		
		「数学特別講義」(集中講義)(注12)							○	○	○	○	○		
	理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」の授業科目で数学プログラム担当教員会が認めるもの		○	○	○	○	○	○							
	理学部他プログラムで開講される「専門科目」の授業科目で数学プログラム担当教員会が認めるもの				○	○	○	○	○	○	○				
	専門教育科目小計		87												
	科目区分を問わない		(注13)				○	○	○	○	○	○	○	○	
	合計		128												

物理学プログラム履修要領

物理学プログラムでは、学生が系統的かつ効果的に物理科学を学習できるよう、必要な授業科目と標準的な履修時期が履修表のように定められている。履修上の注意事項に留意すること。

特に、履修要領及び履修表は入学時に配布されたものが適用されることに注意すること。

注意事項

- 1 必修科目の単位を履修表に示したセメスターに修得できなかった場合、次年度の開講時間は他の必修科目と重なる可能性がある。重なった場合には、前年度に修得できなかった必修科目を優先して修得することが望ましい。
- 2 教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目は、卒業の要件として修得すべき単位（以下、卒業要件単位）に算入することができない。
- 3 専門基礎科目「物理学概説A」及び「物理学概説B」は物理学プログラムの学生は卒業要件単位に算入することができない。
数学・理科系の「概説」科目の修得単位は、専門科目の単位に振り替えることができないが、『科目区分を問わない』科目の単位に算入することができる。
- 4 「物理学特別講義」の開講時期は時間割表の備考欄に示されている。
物理学プログラムでは、「物理学特別講義」から2単位までを専門科目として、2単位を超えて修得した単位は『科目区分を問わない』科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- 5 「物理学セミナー」，「卒業研究A」（7セメスター）及び「卒業研究B」（8セメスター）を受講する者は、当プログラムの研究グループに配属され、該当グループの教員の指導を受ける。研究グループへの配属は希望に沿って行われるが、同一グループへの希望者が受け入れ可能人数より多い場合は、物理学科が定める基準による成績の上位の者の希望を優先する。
- 6 早期卒業認定者については、次に述べる受講基準は適用されず「広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ」に準ずる。
- 7 標準的な履修時期より早く履修を希望するものは、1年次終了時までにチューターに申し出ること。
- 8 次に示す受講基準に注意すること。

受講基準

- 1 「物理学実験Ⅰ」，「物理学実験Ⅱ」（５，６セメスター）を受講する者は，以下の条件を満たしていなければならない。
 - (a) ２年以上在籍していること。
 - (b) 卒業要件単位のうち，「専門基礎科目」及び「専門科目」から２７単位以上修得していること。ただし，概説科目のうち４単位を超えて履修したものはこれに算入しない。
 - (c) 「物理学実験法・同実験Ⅰ」，「物理学実験法・同実験Ⅱ」及び「物理学実験法」の単位を修得していること。
 - (d) 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加していること。
（「学生教育研究災害傷害保険」のみ大学負担により４年分加入済）

- 2 「物理学セミナー」，「卒業研究Ａ」（７セメスター）及び「卒業研究Ｂ」（８セメスター）を受講する者は，以下の条件を満たしていなければならない。
 - (a) 「物理学実験Ⅰ」及び「物理学実験Ⅱ」の単位を修得していること。
 - (b) 卒業要件単位１２８単位のうち，１００単位以上修得していること。
（教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目は，卒業要件単位に算入することができない。）
 - (c) 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加していること。
（「学生教育研究災害傷害保険」のみ大学負担により４年分加入済）

付記 この履修要領は，令和７年度入学生から適用する。

物理学プログラム履修表(令和7年度入学生用)

履修に関する条件は、物理学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、物理学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、測量士補、学芸員となる資格の取得が可能である。

(教養教育)

区 分	科 目 区 分		要修得 単位数	授 業 科 目 等		単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）								
								1年次		2年次		3年次		4年次		
								前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
								1	2	3	4	5	6	7	8	
教 養 教 育 科 目	大学 教育 基礎 科目	平和科目		2	「平和科目」から		各2	選択必修	○							
		大学教育入門		2	大学教育入門		2	必 修	②							
		教養ゼミ		2	教養ゼミ		2	必 修	②							
		展開ゼミ(注2)		(0)	展開ゼミ		1	自由選択	○	○						
	共 通 科 目	領域科目		8	「領域科目」から（注3）		1又は2	選択必修	○	○	○	○				
		外 国 語 科 目 （注5） （注4）	英 語 （注5） （注4）	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ		1	必 修	①						
						コミュニケーション基礎Ⅱ		1			①					
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA		1	必 修	①							
					コミュニケーションⅠB		1		①							
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA		1	必 修		①						
					コミュニケーションⅡB		1			①						
		初修外国語 （ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語）（注5）（注6）	(0)	ベーシック外国語Ⅰ		1	自由選択	○								
				ベーシック外国語Ⅱ		1		○								
				ベーシック外国語Ⅲ		1			○							
				ベーシック外国語Ⅳ		1			○							
		情報・データサイエンス科目	4	2	情報・データ科学入門		2	必 修	②							
					コンピュータ・プログラミング		2		○	○						
				2	知能とコンピュータ		2	選択必修		○						
					ゼロからはじめるプログラミング		2			○						
					データサイエンス基礎		2		○							
		健康スポーツ科目（注7）		(0)	「健康スポーツ科目」から		1又は2	自由選択	○	○						
社会連携科目（注8）		(0)	「社会連携科目」から		1又は2	自由選択	○	○								
基 盤 科 目		10	10	微分積分学Ⅰ		2	必 修	②								
				微分積分学Ⅱ		2			②							
				線形代数学Ⅰ		2		②								
				線形代数学Ⅱ		2			②							
				物理学実験法・同実験Ⅰ		1				①						
				物理学実験法・同実験Ⅱ		1				①						
			(0)	「基盤科目」から		1又は2	自由選択	○	○	○	○	○	○			
教養教育科目小計		34														

- (注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。
- (注2) 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注3) 『人文社会科学系科目群』から4単位、『自然科学系科目群』から4単位修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。
『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」、「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習(ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語)」の履修により修得した単位を算入することができる。
- (注4) 自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ』の要修得単位として算入することができる。また、要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。
- (注5) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- (注6) 修得した「ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びⅣ」の単位については、計2単位まで『科目区分を問わない』に算入することができる。なお、アラビア語は「Ⅰ及びⅡ」のみ開講される。
- (注7) 『健康スポーツ科目』の履修を推奨する。修得した『健康スポーツ科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注8) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

※以下、次頁「専門教育」に関する注意事項

- (注9) 「専門基礎科目」及び「専門科目」の要修得単位数82を充たすためには、必修科目計54単位及び選択必修科目計16単位に加えて、選択必修科目(「専門基礎科目」の選択必修科目を除く。)及び自由選択科目から12単位以上を修得する必要がある。
- (注10) 4単位を超えて修得した単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注11) 物理学プログラムの要選科目として履修を強く推奨する。
- (注12) 「物理学特別講義」の履修については物理学プログラム履修要領を参照すること。集中形式の講義もあるので開講期間に注意すること。
- (注13) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目34単位、専門教育科目82単位 合計116単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに12単位以上修得することが必要である。
なお、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。
・2単位を超えて修得した『初修外国語』の「ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びⅣ」
・教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目
・「教科に関する専門的事項」のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」
・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(物理学プログラム担当教員会が認めるものを除く)
- (注14) 専門選択必修科目については、年度によって変更になる場合がある。

(専門教育)

区分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）								
						1年次		2年次		3年次		4年次		
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
						1	2	3	4	5	6	7	8	
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	4 (注10)	数学概説	2	選択必修	○								
			情報数理概説	2			○							
			化学概説A	2		○								
			化学概説B	2			○							
			生物科学概説A	2		○								
			生物科学概説B	2			○							
			地球惑星科学概説A	2		○								
			地球惑星科学概説B	2			○							
			上記8科目から2科目4単位											
		35	力学A	2	必 修	②								
			力学B	2			②							
			力学演習	2			②							
			物理数学B	2			②							
			解析力学	2				②						
			熱力学	2				②						
			電磁気学Ⅰ	2				②						
			電磁気学演習	2				②						
			物理数学C	2				②						
			電磁気学Ⅱ	2					②					
			量子力学Ⅰ	3					③					
			物理数学D	2					②					
			量子力学Ⅱ	2						②				
			量子力学演習	2						②				
			統計力学Ⅰ	2						②				
			統計力学Ⅱ	2							②			
			統計力学演習	2							②			
		82 (注9)	物理学演習(注11)	2	自由選択	○								
			物理数学A(注11)	2		○								
			物理学序論(注11)	2			○							
			電磁・量力演習(注11)	2					○					
			物理学数値計算法(注11)	2					○					
			エレクトロニクス	2					○					
			物理学英語	2				○						
			物理学インターンシップ	1				○						
	専門科目	19	物理学実験法	2	必 修				②					
			物理学実験Ⅰ	3						③				
			物理学実験Ⅱ	3							③			
			物理学セミナー	3								③		
			卒業研究A	4								④		
			卒業研究B	4									④	
		2 以上	先端数学	2	選択必修					○				
			先端物理学	2					○					
			先端化学	2						○				
			先端生物学	2						○				
			先端地球惑星科学	2							○			
		上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位以上												
		10 以上 (注14)	2 以上	相対性理論	2	選択必修						○		
				原子核素粒子物理学	2							○		
				宇宙天体物理学	2								○	
				粒子実験物理学	2								○	
	2 以上		固体の構造と物性	2						○				
			分子物理学	2							○			
			固体物理学Ⅰ	2							○			
	2 以上		固体物理学Ⅱ	2									○	
			応用電磁力学	2							○			
			物理数学E(群論)	2							○			
		連続体力学	2							○				
		量子力学Ⅲ	2							○				
		相対論的量子力学	2								○			
		「物理学特別講義」(注12)		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	上記14科目から10単位以上													
	理学部の他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目				自由選択	○	○	○	○	○	○	○	○	
科目区分を問わない		12	(注13)			○	○	○	○	○	○	○	○	
合計		128												

化学プログラム履修要領

化学プログラムでは、専門教育科目が体系的かつ効果的に履修できるように、専門教育科目受講基準を定めている。科目の履修に当たっては、受講基準とともに次の事項に十分留意すること。

- 1 必修の授業科目は、授業科目履修表に定められた年次に修得しておくことが望ましい。未修得科目が生じた場合には、次年次の授業科目と開講時間が重なるために受講できない場合があり、留年の原因となる。
重なった場合には、未修得科目を優先して履修することが望ましい。
- 2 受講基準1により「化学実験Ⅰ」及び「化学実験Ⅱ」を履修することができない場合には、卒業が遅れることになる。この場合でも、「化学実験Ⅰ」及び「化学実験Ⅱ」以外の授業科目は履修することができるが、未修得の必修科目の履修を優先させなければならない。
- 3 教養教育科目は3年次後期(6セメスター)までに修得しておかないと、受講基準2により卒業研究が履修できない場合がある。
- 4 専門教育科目「専門基礎科目」のうち数学・理科系の「概説」科目として「物理学概説A」及び「物理学概説B」を選択必修としているが、両方履修することが望ましい。
「概説」科目の修得単位は、専門科目(選択)の単位に振り替えることができないが、『科目区分を問わない』科目の単位にすることができる。ただし、「化学概説A」及び「化学概説B」は卒業要件単位に算入することができない。
- 5 授業担当教員の下承が得られれば、化学プログラムで開講する上位セメスターの専門教育科目を履修することができる。
- 6 特別講義は、一定期間に集中的に開講される講義である。
化学プログラムでは、「化学特別講義」及び「理学部他プログラムの特別講義」から、合計で最大2単位まで専門科目(選択)として認めることができる。
- 7 「理学部他プログラムの特別講義」の単位を卒業要件単位とする場合、理学部他プログラムの単位で専門科目(選択)の卒業要件単位とできる単位数は、8単位からその「理学部他プログラムの特別講義」の単位数を引いた数が上限となる。
- 8 『科目区分を問わない』科目として2単位必要である。この2単位には、以下の科目の単位を含めることはできない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。
 - ・教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目
 - ・「教科に関する専門的事項」のうち、「物理学実験A」、「生物学実験A」、「地学実験A」及び「化学実験A」
 - ・他学部他プログラム等が開講する『専門基礎科目』及び『専門科目』（化学プログラム担当教員会が認めるものを除く）
- 9 教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目は、卒業要件単位に算入することができない。

化学プログラム専門教育科目受講基準

- 1 化学実験Ⅰ（5セメスター）を履修するためには、各科目群において次に示す単位数以上（合計62単位）を修得していなければならない（括弧内の数字は、4セメスターまでに修得することになっている卒業に必要な単位数を表す）。化学実験Ⅱ（6セメスター）を受講するには化学実験Ⅰを修得しておく必要がある。

また、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加していることが必要である。（「学生教育研究災害傷害保険」のみ大学負担により4年分加入済）

教養ゼミ	2単位(2)	領域科目	6単位(8)
大学教育入門	2単位(2)	基盤科目	10単位 ^{*1} (14)
外国語科目	9単位(10)	専門基礎科目	31単位(37)
情報・データサイエンス科目	2単位(4)		

- *1 物理学実験法・同実験（Ⅰ・Ⅱ），化学実験法・同実験（Ⅰ・Ⅱ），及び生物学実験法・同実験（Ⅰ・Ⅱ）または地学実験法・同実験（Ⅰ・Ⅱ）はすべて修得していること。

- 2 卒業研究（7，8セメスター）を履修するためには、各科目群において次に示す単位数以上（合計110単位）を修得していなければならない（括弧内の数字は、卒業研究を除いた卒業に必要な単位数を表す。）。)

また、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加していることが必要である。（「学生教育研究災害傷害保険」のみ大学負担により4年分加入済）

教養ゼミ	2単位(2)	基盤科目	12単位(14)
大学教育入門	2単位(2)	専門基礎科目	35単位(41)
平和科目	2単位(2)	先端理学科目	2単位(2)
外国語科目	10単位(10)	専門科目(選択)	21単位(23)
情報・データサイエンス科目	4単位(4)	化学実験Ⅰ，化学実験Ⅱ	10単位(10)
領域科目	8単位(8)	科目区分を問わない科目	2単位(2)

上記受講基準1及び2について、『広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ』第3第2項により適格の認定を受けた学生（早期卒業希望者）及び編入・転入生はこの限りではない。詳細についてはチューターと相談のこと。

（なお、理学部生の留学を推奨するべく、化学科では2年次第4タームを留学のために配慮するタームとし、留学しても「化学実験Ⅰ」を履修できるよう必修専門科目等において特別な配慮（このタームの必修科目が未履修でも「化学実験Ⅰ」の受講を認める）を行います。これらの配慮を受けるためには事前に、関係する授業担当教員、チューター又は指導教員と相談の上、「留学願」及び「希望する配慮の内容（様式任意）」を理学部学生支援室に提出し、許可を得る必要があります。留学希望者は、留学に行く3か月前をめどに、書類を提出してください。）

付記 この履修要領は、令和7年度入学生から適用する。

化学プログラム履修表(令和7年度入学生用)

履修に関する条件は、化学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、化学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、毒物劇物取扱責任者、学芸員となる資格の取得が可能である。

さらに、本プログラムを卒業すれば、危険物取扱者(甲種)資格の受験が可能となる。

(教養教育)

区分	科 目 区 分			要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）										
								1年次		2年次		3年次		4年次				
								前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
								1	2	3	4	5	6	7	8			
教養教育科目	大学教育基礎科目	平和科目			2	「平和科目」から	各2	選択必修	○									
		大学教育入門			2	大学教育入門	2	必修	②									
		教養ゼミ			2	教養ゼミ	2	必修	②									
		展開ゼミ(注2)			(0)	展開ゼミ	1	自由選択	○	○								
	共通科目	領域科目			8	「領域科目」から（注3）	1又は2	選択必修	○	○	○	○						
		外国語 (注5)(注4)	英 語	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	①									
				コミュニケーション基礎Ⅱ		1			①									
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	①										
					コミュニケーションⅠB	1		①										
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		①									
					コミュニケーションⅡB	1			①									
			初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語のうちから1言語選択)(注5)	4	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修	○										
					ベーシック外国語Ⅱ	1		○										
					ベーシック外国語Ⅲ	1			○									
					ベーシック外国語Ⅳ	1			○									
			Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びⅣは同一言語を選択すること															
		情報・データサイエンス科目	4	2	情報・データ科学入門	2	必修	②										
				2	ゼロからはじめるプログラミング	2	選択必修		○									
			2	データサイエンス基礎	2			○										
		健康スポーツ科目(注6)			(0)	「健康スポーツ科目」から	1又は2	自由選択	○	○								
		社会連携科目(注7)			(0)	「社会連携科目」から	1又は2	自由選択	○	○								
	基盤科目	14	12	微分積分Ⅰ	2	必修	②											
				微分積分Ⅱ	2			②										
				線形代数学Ⅰ	2		②											
線形代数学Ⅱ				2			②											
物理学実験法・同実験Ⅰ				1			①											
物理学実験法・同実験Ⅱ				1			①											
化学実験法・同実験Ⅰ				1				①										
化学実験法・同実験Ⅱ				1				①										
2			生物学実験法・同実験Ⅰ	1	選択必修	○												
			生物学実験法・同実験Ⅱ	1		○												
			地学実験法・同実験Ⅰ	1				○										
			地学実験法・同実験Ⅱ	1				○										
上記4科目から同一科目のⅠ及びⅡの2単位																		
教養教育科目小計			42															

- (注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。
- (注2) 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注3) 『人文社会科学系科目群』から4単位、『自然科学系科目群』から4単位修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。
『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」、 「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習(ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語)」の履修により修得した単位を算入することができる。
- (注4) 自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ』の要修得単位として算入することができる。また、要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。
- (注5) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- (注6) 修得した『健康スポーツ科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注7) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

※以下、次頁「専門教育」に関する注意事項

- (注8) 「専門科目」の要修得単位数43を充たすためには、必修科目計18単位及び選択必修科目計17単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から8単位以上を修得する必要がある。
- (注9) 「化学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降)に集中形式で開講される。履修については化学プログラム履修要領を参照すること。
- (注10) その他化学プログラム担当教員会が認めた授業科目も含まれる。詳細についてはチューターと相談のこと。
- (注11) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目42単位、専門教育科目84単位 合計126単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに2単位以上修得することが必要である。
ただし、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。
- ・教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目
 - ・「教科に関する専門的事項」のうち、「物理学実験A」、「生物学実験A」、「地学実験A」及び「化学実験A」
 - ・他学部他プログラム等が開講する『専門基礎科目』及び『専門科目』(化学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

(専門教育)

区分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）									
						1年次		2年次		3年次		4年次			
						前期 1	後期 2	前期 3	後期 4	前期 5	後期 6	前期 7	後期 8		
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	4	数学概説	2	選択必修	○									
			情報数理概説	2			○								
			物理学概説A	2		○									
			物理学概説B	2			○								
			生物科学概説A	2		○									
			生物科学概説B	2			○								
			地球惑星科学概説A	2		○									
			地球惑星科学概説B	2			○								
		上記8科目から「物理学概説A」又は「物理学概説B」を含む2科目4単位													
		41	37	基礎化学A	2	必 修	②								
				基礎化学B	2		②								
				基礎物理化学A	2			②							
				基礎物理化学B	2			②							
				基礎無機化学	2			②							
				基礎有機化学	2			②							
				物理化学Ⅰ A	2				②						
				物理化学Ⅰ B	2				②						
				物理化学Ⅱ A	2					②					
				物理化学Ⅱ B	2					②					
				無機化学Ⅰ	2				②						
				無機化学Ⅱ	2				②						
				無機化学Ⅲ	2					②					
				有機化学Ⅰ	2				②						
				有機化学Ⅱ	2				②						
				有機化学Ⅲ	2					②					
				無機化学演習	1					①					
				物理化学演習	1						①				
				有機化学演習	1							①			
				化学英語演習（同一名称2科目）	各1						①	①			
				上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位											
	専門科目			43 (注8)	15 以上		先端数学	2	選択必修					○	
		先端物理学	2							○					
		先端化学	2									○			
		先端生物学	2									○			
		先端地球惑星科学	2									○			
		上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位													
		生物構造化学	2			選択必修					○				
		生体物質化学	2								○				
		有機分析化学	2								○				
		反応動力学	2									○			
		分子構造化学	2									○			
		量子化学	2									○			
		無機固体化学	2									○			
		機器分析化学	2									○			
		構造有機化学	2									○			
		反応有機化学	2								○				
		光機能化学	2									○			
		システムバイオロジー	2								○				
		生体高分子化学	2										○		
		分子光化学	2										○		
		有機金属化学	2										○		
		放射化学	2										○		
		有機合成化学	2										○		
		生物化学	2									○			
		バイオインフォマティクス	2								○				
		計算化学・同実習	2								○				
		化学演習	1									○			
		化学インターンシップ	1							○					
		「化学特別講義」（注9）								○	○	○	○		
		上記23科目から8科目15単位以上													
		18	0～8	化学実験Ⅰ	5	必 修						⑤			
				化学実験Ⅱ	5								⑤		
				卒業研究	各4									④	④
		理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目（注10）				自由選択	○	○	○	○	○	○	○		
専門教育科目 小計		84													
科目区分を問わない		2	(注11)			○	○	○	○	○	○	○	○		
合計		128													

生物学プログラム履修要領

履修上の注意

- 1 必修の授業科目は、授業科目履修表に定められた年次に修得しておくことが望ましい。
- 2 教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目は、卒業要件単位に算入することができない。
- 3 専門教育科目「生物科学基礎実験 II」の履修には「生物科学基礎実験 I」、「生物科学基礎実験 III」の履修には「生物科学基礎実験 II」の単位修得が履修要件となる。「生物科学基礎実験 IV」の履修には、「生物科学基礎実験 III」の単位修得を履修要件とするとともに、原則として3年次前期までの必修の授業科目の単位をすべて修得し、卒業の要件として修得すべき単位とされている128単位のうち104単位以上を修得することが必要である。また、「卒業研究」の履修には、「生物科学基礎実験 IV」の単位修得が履修要件となる。
- 4 早期卒業に関しては、理学部学生便覧の「広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ」を参照すること。上記第3項の基準は緩和されることがある。この点を含めて、早期卒業を希望するものはチューターに相談すること。
- 5 実験の履修に当たっては、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加していることが必要である。（「学生教育研究災害傷害保険」のみ大学負担により4年分加入済）

付記 この履修要領は、令和7年度入学生から適用する。

生物学プログラム履修表(令和7年度入学生用)

履修に関する条件は、生物学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、生物学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、学芸員となる資格の取得が可能である。

(教養教育)

区分	科 目 区 分			要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）									
								1年次		2年次		3年次		4年次			
								前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
								1	2	3	4	5	6	7	8		
教養教育科目	大学 教育 基礎 科目	平和科目			2	「平和科目」から	各2	選択必修	○								
		大学教育入門			2	大学教育入門	2	必修	②								
		教養ゼミ			2	教養ゼミ(注2)	2	必修	②								
		展開ゼミ(注3)			(0)	展開ゼミ	1	自由選択	○	○							
	共通 科目	領域科目			12	「領域科目」から（注4）	1又は2	選択必修	○	○	○	○					
		外国 語 科目 (注6 (注5))	英 語	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	①								
				コミュニケーション基礎Ⅱ		1			①								
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	①									
					コミュニケーションⅠB	1		①									
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		①								
					コミュニケーションⅡB	1			①								
			初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語)(注6)(注7)	(0)	ベーシック外国語Ⅰ	1	自由選択	○									
					ベーシック外国語Ⅱ	1		○									
					ベーシック外国語Ⅲ	1			○								
					ベーシック外国語Ⅳ	1			○								
		情報・データサイエンス科目	4	2	情報・データ科学入門	2	必修	②									
				2	ゼロからはじめるプログラミング データサイエンス基礎	2	選択必修		○								
		社会連携科目(注8)			(0)	「社会連携科目」から	1又は2	自由選択	○	○							
		基 盤 科 目	6	2	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	必修		①								
					生物学実験法・同実験Ⅱ	1			①								
2	一般化学			2	必修	○											
2	物理学実験法・同実験Ⅰ			1	選択必修		○										
	物理学実験法・同実験Ⅱ			1			○										
	化学実験法・同実験Ⅰ			1			○										
	化学実験法・同実験Ⅱ			1			○										
	地学実験法・同実験Ⅰ			1				○									
	地学実験法・同実験Ⅱ			1				○									
上記6科目から同一科目のⅠ及びⅡの2単位																	
教養教育科目小計			34														

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やタム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 「動物・生命理学分野」又は「植物分野」のいずれか1コースを選択するものとする。2コースを受講した場合は、単位が認められるのは1コース2単位に限る。

(注3) 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 『人文社会科学系科目群』から6単位以上、『自然科学系科目群』から4単位以上、合計12単位を修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。
『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」、「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習(ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語)」の履修により修得した単位を算入することができる。

(注5) 自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ』の要修得単位として算入することができる。また、要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

(注6) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注7) 修得した「ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びⅣ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。なお、アラビア語は「Ⅰ及びⅡ」のみ開講される。

(注8) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

※以下、次頁「専門教育」に関する注意事項

(注9) 「専門科目」の要修得単位数71を充たすためには、必修科目計26単位及び選択必修科目計35単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から10単位以上を修得する必要がある。

(注10) 1科目2単位を超えて修得した単位は『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注11) 「新・海洋生物学実習A」、「植物地理学実習」、「宮島生態学実習」は一定期間に集中的に行われ、それぞれについて受講人数の制限がある。「植物地理学実習」及び「宮島生態学実習」は2、3年次生を対象とし、交互に隔年で開講される。

(注12) 「公開臨海実習」は、一定期間に集中的に行われ、受講人数に制限がある。

(注13) 「新・海洋生物教育臨海実習」は、集中形式で年間3回開講され、受講人数に制限がある。

(注14) 「生物科学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注15) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目34単位、専門教育科目84単位 合計118単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに10単位以上修得することが必要である。

ただし、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

・12単位を超えて修得した「領域科目」

・「健康スポーツ科目」

・教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目

・教科に関する専門的事項のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」

・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(生物学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

(専門教育)

区分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）											
						1年次		2年次		3年次		4年次					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
						1	2	3	4	5	6	7	8				
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	13	6	数学概説	2	選択必修	○										
				情報数理概説	2			○									
				物理学概説A	2		○										
				物理学概説B	2			○									
				化学概説A	2		○										
				化学概説B	2			○									
				生物科学概説A	2		○										
				生物科学概説B	2			○									
				地球惑星科学概説A	2		○										
			地球惑星科学概説B	2		○											
			上記10科目から3科目6単位														
			7	基礎生物科学A	2	必修	②										
				基礎生物科学B	2		②										
		生物科学英語演習		1			①										
		生物科学セミナー		2				②									
		専門科目	71 (注9)	26		生物科学基礎実験Ⅰ	4	必修			④						
						生物科学基礎実験Ⅱ	4					④					
						生物科学基礎実験Ⅲ	6						⑥				
						生物科学基礎実験Ⅳ	4							④			
	卒業研究					各4								④	④		
	2 以上				先端数学	2	選択必修					○					
					先端物理学	2					○						
					先端化学	2							○				
					先端生物学	2					○						
					先端地球惑星科学	2							○				
					上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位以上												
	30 以上				生化学A	2	選択必修		○								
					遺伝学A	2			○								
					微生物学	2				○							
					植物生態学A	2				○							
					分子遺伝学A	2				○							
					細胞生物学A	2				○							
					植物分類学	2				○							
					動物生理学A	2					○						
					動物形態制御学	2					○						
					発生生物学A	2					○						
					植物生理学A	2					○						
					情報生物学	2					○						
					分子遺伝学B	2					○						
					植物生理学B	2					○						
					植物生態学B	2					○						
				ゲノム生物学	2					○							
				生化学B	2						○						
				遺伝学B	2						○						
				分子細胞情報学	2						○						
				比較発生学	2						○						
				植物形態生理機能学	2						○						
				細胞生物学B	2						○						
				発生生物学B	2						○						
				動物生理学B	2						○						
				内分泌学・免疫学	2						○						
				再生生物学	2						○						
				上記26科目から15科目30単位以上													
	2			発生生物学演習	2	選択必修										○	
				細胞生物学演習	2											○	
				分子生理学演習	2											○	
				統合自然史科学演習	2											○	
				植物生理・発生学演習	2											○	
				分子遺伝学演習	2											○	
				分子形質発現学演習	2											○	
				ゲノム機能科学演習	2											○	
				ゲノム情報科学演習	2											○	
				進化発生学演習	2											○	
				島嶼生物学演習	2											○	
				植物遺伝子資源学演習	2											○	
				両生類生物学演習	2											○	
				上記13科目から1科目2単位(注10)													
	1 以上			海洋生物学実習A	1	選択必修				○							
				植物地理学実習	1					○							
				宮島生態学実習	1						○						
				上記3科目から1科目1単位以上（注11）													
				海洋生物学実習B	1	自由選択						○					
				公開臨海実習（注12）	2					○							
				新・海洋生物教育臨海実習（注13）	1		○	○									
				「生物科学特別講義」（注14）	各1又は12							○	○	○	○		
				生物科学インターンシップ	1						○						
				理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
専門教育科目 小計				84													
科目区分を問わない				10	(注15)												
合計				128													

地球惑星システム学プログラム履修要領

科目の履修に当たっては、次の諸点に注意すること。

- 1 学問の修得は、順序立てて、基礎から積み上げていくことによって、より効果的になされうるものである。従って、授業科目は履修表に定められた年次に修得すること。
- 2 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加している必要がある。（「学生教育研究災害傷害保険」のみ大学負担により4年分加入済）
- 3 教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目は、卒業の要件として修得すべき単位（以下、卒業要件単位）に算入することができない。
- 4 卒業研究（7，8セメスター）を履修するためには、卒業要件単位128単位のうち、「地球惑星システム学実習A」及び「地球惑星システム学実習B」を含めて108単位以上を修得しなければならない。
- 5 「専門基礎科目」及び「専門科目」要修得単位数84を充たすためには、必修科目52単位及び選択必修科目24単位を修得することに加えて、選択必修科目及び自由選択科目から8単位以上を修得することが必要である。
- 6 『専門科目』の「地球惑星システム学特別講義」は、一定期間（5セメスター以降）に集中形式で開講される。

付記 この履修要領は、令和7年度入学生から適用する。

地球惑星システム学プログラム履修表(令和7年度入学生用)

履修に関する条件は、地球惑星システム学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、地球惑星システム学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、測量士補、学芸員となる資格の取得が可能である。

(教養教育)

区分	科 目 区 分		要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）											
							1年次		2年次		3年次		4年次					
							前	後	前	後	前	後	前	後				
							1	2	3	4	5	6	7	8				
教養教育科目	大学教育基礎科目	平和科目		2	「平和科目」から	各2	選択必修	○										
		大学教育入門		2	大学教育入門	2	必修	②										
		教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	②										
		展開ゼミ(注2)		(0)	展開ゼミ	1	自由選択	○	○									
	共通科目	領域科目		8	「領域科目」から（注3）	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
		外国語科目 (注5) (注4)	英語	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	①									
				コミュニケーション基礎Ⅱ		1			①									
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	①										
					コミュニケーションⅠB	1		①										
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		①									
					コミュニケーションⅡB	1			①									
			初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択) (注5)	2	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修	○										
					ベーシック外国語Ⅱ	1		○										
		Ⅰ及びⅡは同一言語を選択すること																
		情報・データサイエンス科目		4	情報・データ科学入門	2	必修	②										
					ゼロからはじめるプログラミング	2			②									
		健康スポーツ科目(注6)		(0)	「健康スポーツ科目」から	1又は2	自由選択	○	○									
		社会連携科目(注7)		(0)	「社会連携科目」から	1又は2	自由選択	○	○									
		基盤科目		4	微分積分学Ⅰ	2	選択必修	○										
					微分積分学Ⅱ	2			○									
線形代数学Ⅰ	2				○													
線形代数学Ⅱ	2					○												
上記4科目から2科目4単位																		
4	物理学実験法・同実験Ⅰ			1	選択必修		○											
	物理学実験法・同実験Ⅱ			1			○											
	化学実験法・同実験Ⅰ			1				○										
	化学実験法・同実験Ⅱ			1				○										
	生物学実験法・同実験Ⅰ			1			○											
生物学実験法・同実験Ⅱ	1			○														
地学実験法・同実験Ⅰ	1		○															
地学実験法・同実験Ⅱ	1		○															
上記8科目から同一科目のⅠ及びⅡを計4単位																		
教養教育科目小計		34																

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注3) 『人文社会科学系科目群』から4単位、『自然科学系科目群』から4単位修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。
『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」、「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習(ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語)」の履修により修得した単位を算入することができる。

(注4) 自学自習による「オンライン英語演習I・II・III」の履修により修得した単位を『コミュニケーション I・II』の要修得単位として算入することができる。また、要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

(注5) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注6) 修得した『健康スポーツ科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注7) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

※以下、次頁「専門教育」に関する注意事項

(注8) 「専門基礎科目」及び「専門科目」要修得単位数84を充たすためには、必修科目52単位及び選択必修科目24単位を修得することに加えて、選択必修科目及び自由選択科目から8単位以上を修得することが必要である。

(注9) 「卒業研究」を履修するためには、卒業要件単位128単位のうち、「地球惑星システム学実習A」及び「地球惑星システム学実習B」を含めて108単位以上を修得していなければならない。

(注10) 「測量学」は隔年に集中形式で開講される。

(注11) 「地球惑星システム学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注12) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目34単位、専門教育科目84単位 合計118単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに10単位以上修得することが必要である。

ただし、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。
・8単位を超過して修得した「領域科目」
・教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目
・「教科に関する専門的事項」のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」
・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(地球惑星システム学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

(専門教育)

区分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）（注1）									
						1年次		2年次		3年次		4年次			
						前 1	後 2	前 3	後 4	前 5	後 6	前 7	後 8		
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	19	物理学概説A	2	必 修	②									
			化学概説A	2		②									
			生物科学概説A	2		②									
			地球惑星科学概説A	2		②									
			地球科学野外巡検A	1		①									
			地球テクトニクス	2			②								
			地球惑星科学概説B	2			②								
			地球惑星物質学基礎	2				②							
			地質図学	2					②						
			地球惑星科学英語Ⅰ	2					②						
		2 以上	数学概説	2	選択必修	○									
			情報数理概説	2			○								
			物理学概説B	2			○								
			化学概説B	2			○								
			生物科学概説B	2			○								
			上記5科目から1科目2単位以上												
		専門科目	84 (注 8)	33	堆積学・古生物学Ⅰ	2	必 修			②					
					地球惑星内部物理学Ⅰ	2				②					
					固体地球化学Ⅰ	2				②					
	結晶光学演習				1				①						
	地球惑星物質学基礎演習				1				①						
	地球惑星内部物理学Ⅱ				2					②					
	地球惑星物質学Ⅰ				2					②					
	岩石学				2					②					
	岩石学演習				1					①					
	地球惑星物質学演習Ⅰ				1					①					
	地球科学野外巡検B				1					①					
	地球惑星科学英語Ⅱ				2						②				
	地球惑星システム学実習A				4						④				
	地球惑星システム学実習B				2						②				
	卒業研究（注9）				各4								④	④	
	2 以上		先端数学	2	選択必修					○					
			先端物理学	2					○						
			先端化学	2							○				
			先端生物学	2							○				
			先端地球惑星科学	2							○				
			上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位以上												
	20 以上			アストロバイオロジー	2	選択必修						○			
				地球惑星物質学Ⅱ	2					○					
				堆積学・古生物学Ⅱ	2					○					
				宇宙科学演習	1					○					
				地球惑星内部物理学A	2						○				
				固体地球化学Ⅱ	2						○				
				地球惑星物質学演習Ⅱ	1						○				
				太陽系物質進化学	2						○				
				地球惑星内部物理学演習A	1						○				
				岩石変形学Ⅰ	2						○				
				地球惑星内部物理学B	2								○		
				宇宙地球化学	2								○		
				岩石変形学Ⅱ	2								○		
				地球惑星内部物理学演習B	1								○		
				「地球惑星システム学特別講義」（注11）								○	○	○	○
				測量学（注10）	2							← ○ →			
				地球惑星システム学インターンシップ	1						○				
					理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目			自由選択	○	○	○	○	○	○	○
科目区分を問わない				10	(注12)			○	○	○	○	○	○	○	
合計			128												

理数学生応援プログラム

Open-end な学びによる Hi-サイエンティスト 養成プログラム 履修要領

広島大学理学部附属未来創生科学人材育成センターでは、学生が「答え（解法）が1つとは限らない（Open-end な）課題」に取り組む **Open-end な学びによる Hi-サイエンティスト養成プログラム**を開設しています。本プログラムは、理数分野に優れた意欲をもつ学生の皆さんをサポートし、その能力をさらに伸ばすことを目的としています。

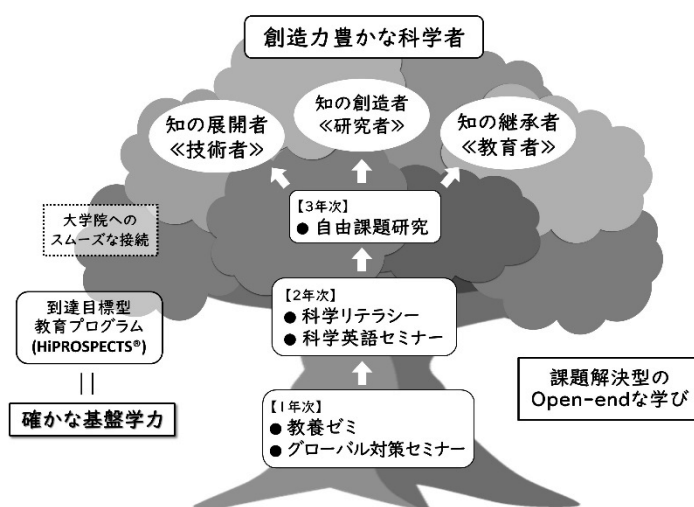
1 年次には「教養ゼミ」などの基礎科目において、身近な課題を Open-end に探求します。これによって、知識を「知る」ことから「理解」し「納得する」ことへと昇華させて欲しいと考えています。また「グローバル対策セミナー」では、理学を題材とした英語によるコミュニケーションを実体験します。

2 年次には、前期に「科学リテラシー」で日本語における科学コミュニケーションに取り組み、後期の「科学英語セミナー」では英語によるポスター発表にチャレンジします。

更に3 年次には、本プログラムの履修学生が主体的に課題を設定し、研究室（他学科、他学部の研究室を含む）を選び、課題を探究する「自由課題研究」に取り組み、その研究成果をポスター発表します。

プログラムの全課程を修了した学生には、修了証を授与します。

このような「Open-end な学び」を学部時代に一貫して取り組むことで、**知の創造者たる研究者、知の展開者たる技術者及び知の継承者たる教育者**を目指して成長する皆さんを応援します。



Open-end な学びによる Hi-サイエンティスト養成プログラム

1) 「科学リテラシー」及び「科学英語セミナー」受講基準

「科学リテラシー」(3 セメスター) 及び「科学英語セミナー」(4 セメスター) を履修するためには、以下の科目を優れた成績で、すべて修得しなければならない。

科目名	単位数	備 考
教養ゼミ	2 単位	
概説科目	4 単位	所属主専攻プログラム(分野)以外の主専攻プログラムが開設する 2 科目 4 単位を選択必修する必要がある。(注)
グローバル対策セミナー	1 単位	グローバル対策セミナーA もしくはグローバル対策セミナーB の選択必修とする。(両方とも受講することも可能)
合 計	7 単位	

(注) 数学プログラム所属学生については、「数学概説(数学プログラム・数学分野)」が所属プログラム(分野)の基準となるので、「情報数理概説(数学プログラム・情報分野)」と、他の主専攻プログラムが開設する概説科目 1 科目 2 単位の計 2 科目 4 単位を修得した場合においても、要修得単位数を満たすと見なす。

申請時期は 1 年次の 3 月頃から 4 月上旬の予定であり、詳細はもみじ掲示板等で通知する。

なお、「科学リテラシー」及び「科学英語セミナー」の受講者定員は全学で 20 人程度を想定しているため、受講希望者が全員受講できるとは限らない。

また、「科学リテラシー」及び「科学英語セミナー」は、指定された開設セメスターの学生が優先して履修可能である。

2) 「自由課題研究」受講基準

1 「自由課題研究」を履修するためには、科目区分「基礎科目」の要修得単位数を満たし、かつ「グローバル対策セミナー」及び「科学リテラシー」、「科学英語セミナー」を優れた成績で、すべて修得しなければならない。

2 上記に加え、4 セメスター終了時に、所属学科長の承諾を得る必要がある。承諾にあたっては、「将来創造的な科学者・技術者・教育者になる」という強い意志があることを前提に、適性・学習意欲・基礎学力などを評価し、本学共通の平均評価点(GPA: Grade Point Average)等を用いて総合的に判定し選考する。

申請時期は 2 年次の 3 月頃の予定であり、詳細はもみじ掲示板等で通知する。

なお、「自由課題研究」の受講者定員は理学部全体で 10 人程度を想定しているため、受講希望者が全員受講できるとは限らない。

また、「自由課題研究」は、指定された開設セメスターのみ履修可能である。

3 「自由課題研究」は、一定期間(5 及び 6 セメスター)に開講される。

4 「自由課題研究」を履修するためには、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加している必要がある(「学生教育研究災害傷害保険」については、大学負担により全員加入済(4 年間))。

理数学生応援プログラム

Open-end な学びによるHi-サイエンティスト養成プログラム履修表

履修に関する条件は、Open-end な学びによるHi-サイエンティスト養成プログラム(以下、「本プログラム」という。)履修要領にも記載されているので注意すること。
本プログラムは、平成29年度以降の理学部入学生を対象に編成される。

この表に掲げる授業科目の内、科目区分「基礎科目」の授業科目は所属主専攻プログラムの履修基準により卒業要件単位に算入することができる。
科目区分「実践科目」については、卒業要件単位に算入することはできない(所属主専攻プログラム担当教員会が認めるものを除く)。

科 目 区 分		要 修 得 単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）								授業科目 開設主専攻 プログラム名
						1年次		2年次		3年次		4年次		
						前	後	前	後	前	後	前	後	
						1	2	3	4	5	6	7	8	
基礎科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	②								各プログラム
	概説科目 (注1)	4	数学概説(数学プログラム・数学分野)（注2）	2	選択 必修	○								数学（注2）
			情報数理概説(数学プログラム・情報分野)	2			○							
			数学の未解決問題入門	1		○								
			物理学概説A(物理学プログラム)	2		○								物理学
			物理学概説B(物理学プログラム)	2			○							
			化学概説A(化学プログラム)	2		○								化学
			化学概説B(化学プログラム)	2			○							
			生物科学概説A(生物学プログラム)	2		○								生物学
			生物科学概説B(生物学プログラム)	2			○							
			地球惑星科学概説A(地球惑星システム学プログラム)	2		○								地球惑星システム学
			地球惑星科学概説B(地球惑星システム学プログラム)	2			○							
実践科目	グローバル対策 セミナー	1	グローバル対策セミナーA	1	選択 必修	○							学部共通	
			グローバル対策セミナーB	1			○							
	科学リテラシー	2	科学リテラシー（注3）	2	必修			②						
	科学英語セミナー	1	科学英語セミナー（注3）	1					①					
	自由課題研究	2	自由課題研究（注4）	2						②				
合計	12													

- (注1) 所属主専攻プログラム(分野)以外の主専攻プログラムが開設する2科目4単位を選択必修する必要がある。
- (注2) 数学プログラム所属学生については、「数学概説(数学プログラム・数学分野)」が所属プログラム(分野)の基準となるので、「情報数理概説(数学プログラム・情報分野)」と、他の主専攻プログラムが開設する概説科目1科目2単位の計2科目4単位を修得した場合においても、要修得単位数を満たすと見なす。
- (注3) 「科学リテラシー」及び「科学英語セミナー」を履修するためには、科目区分「基礎科目」の要修得単位数を満たし、かつ「グローバル対策セミナー」を修得し、その全ての科目において優れた成績を収める必要がある。
- (注4) 「自由課題研究」を履修するためには、科目区分「基礎科目」の要修得単位数を満たし、かつ「グローバル対策セミナー」及び「科学リテラシー」、「科学英語セミナー」を修得し、その全ての科目において優れた成績を収める必要がある。
また、所属学科長の推薦を得る必要がある。詳細は本プログラム履修要領を参照すること。

「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」 による履修（早期履修）制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科等に入学した場合に限り、15単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができる制度で、大学院教育との連携を図ることを目的として実施しています。

※令和7年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、令和8年度後期終了時に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科等・専攻・プログラム（令和7年4月現在）

人間社会科学研究科

人文社会科学専攻

人文学プログラム、法学・政治学プログラム、経済学プログラム、
マネジメントプログラム、国際平和共生プログラム、国際経済開発プログラム、
人間総合科学プログラム

教育科学専攻

日本語教育学プログラム、国際教育開発プログラム、教育データサイエンスプログラム

教職開発専攻

教職開発プログラム

実務法学専攻

実務法学プログラム

先進理工系科学研究科

先進理工系科学専攻

数学プログラム、物理学プログラム、地球惑星システム学プログラム、
化学プログラム、応用化学プログラム、化学工学プログラム、
電気システム制御プログラム、機械工学プログラム、輸送・環境システムプログラム、
建築学プログラム、社会基盤環境工学プログラム、情報科学プログラム、
スマートイノベーションプログラム、量子物質科学プログラム、理工学融合プログラム

統合生命科学研究科

統合生命科学専攻

生物工学プログラム、食品生命科学プログラム、生物資源科学プログラム、
生命環境総合科学プログラム、基礎生物学プログラム、数理生命科学プログラム、
生命医科学プログラム

医系科学研究科

総合健康科学専攻

保健科学プログラム、薬科学プログラム、公衆衛生学プログラム、
医学物理士プログラム、生命医療科学プログラム

スマートソサイエティ実践科学研究院

○履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の3年次以上に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 申請した学期までのGPAが、進学を志望する研究科等（専攻・プログラム）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」 — 「学びのサポート」 — 「学士課程」のページに掲載しています。

広島大学理学部 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

広島大学理学部では、研究倫理教育（標準プログラム）を修了した者に対して、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（理学）の学位を授与する。

卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

- (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。
- (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が適切であり、結論に至るまで首尾一貫した構成になっており、論理的に妥当な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

IV 資格取得について

教育職員免許状の取得について

教育職員となるためには、教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得する必要があります。

理学部において取得できる免許状の種類及び所要資格は、次表のとおりです。

なお、理学部を卒業し大学院へ進学する場合は、専修免許状取得のための科目の取扱いが異なる場合がありますので、進学先の学生便覧を必ず参照してください。

また、中学校の一種免許の取得を希望する場合は、特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で介護等体験（合計7日間）を行う必要があります。その介護等体験の実施時期、内容及び場所については、My もみじやピロティ掲示板で周知するので各自で確認してください。特に重要な情報のうち、ピロティ掲示板のみでお知らせする場合がありますので、ピロティ掲示板を見ることを習慣づけてください。

I 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の説明

1 普通免許状を取得するための所要資格

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					
		教科及び教職に関する科目					
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	計
中学校教諭	学士の学位を有すること。	28	10	10	7	4	59
高等学校教諭	学士の学位を有すること。	24	10	8	5	12	59

備考

- 1 本学部で取得できる免許状の種類及び教科は、理学部細則で学科ごとに決められていますが、必要な単位を修得すれば、他学科で取得できる免許状についても取得することができます。
- 2 本学部では、特別講義等の単位は上記の単位には含みません。
- 3 大学院で取得可能な専修免許状については、理学部学生支援室にご相談ください。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 教科に関する専門的事項

中学校教諭の場合

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	大学において修得することを必要とする最低単位数
数 学	代数学	左欄に掲げる科目について、 それぞれ 1 単位以上 計 2 0 単位
	幾何学	
	解析学	
	「確率論，統計学」	
	コンピュータ	
理 科	物理学	左欄に掲げる科目について、 それぞれ 1 単位以上 計 2 0 単位
	化学	
	生物学	
	地学	
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	

高等学校教諭の場合

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	大学において修得することを必要とする最低単位数
数 学	代数学	左欄に掲げる科目について、 それぞれ 1 単位以上 計 2 0 単位
	幾何学	
	解析学	
	「確率論，統計学」	
	コンピュータ	
理 科	物理学	左欄に掲げる科目について、 それぞれ 1 単位以上 計 2 0 単位
	化学	
	生物学	
	地学	
	「物理学実験，化学実験，生物学実験， 地学実験」	

(2) 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

事項の区分	大学において修得することを必要とする最低単位数	
	中学校教諭	高等学校教諭
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 単位以上	4 単位以上

3 教育の基礎的理解に関する科目

科目の区分		大学において修得することを必要とする最低単位数	
		中学校教諭	高等学校教諭
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

科目の区分		大学において修得することを必要とする最低単位数	
		中学校教諭	高等学校教諭
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		

5 教育実践に関する科目

科目の区分		大学において修得することを必要とする最低単位数	
		中学校教諭	高等学校教諭
教育実践に関する科目	教育実習	5	3
	教職実践演習	2	2

6 教育職員免許法施行規則第66条の6関係

科目の区分	中高必修単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2

具体的な授業科目名は、各学科所属学生用の修得必要単位一覧表を確認してください。

2027（令和9）年4月入学の編入学生（2025（令和7）年度カリキュラム適用者）は、入学時に理学部学生支援室にて確認してください。

備考

1 【「教科及び教科の指導法に関する科目」について】

各教科の指導法については、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得する必要があります。

2 【「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について】

中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」を含むものとします。

3 【教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目の流用について（中学校免許）】

中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）にあつては3単位まで、教育実践に関する科目（教職実践演習に係る部分に限る）にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。

4 【教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目の流用について（高等学校免許）】

高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）並びに教育実践に関する科目（教職実践演習に係る部分に限る）にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。

5 【編入学の場合の単位認定について】

既修得単位の認定が可能な場合がありますので、詳細については、チューター、教務委員又は理学部学生支援室員に尋ねてください。

6 大学が独自に設定する科目

理学部では、特に「大学が独自に設定する科目」を開設していません。大学において修得することを必要とする最低単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」をもってあてています。

Ⅱ 介護等体験

1 介護等体験について

- ★ 介護等体験は、事前ガイダンス、事前指導等に参加しなければ参加できません。
なお、ガイダンスは介護等体験（2年次）参加希望者を対象に、参加希望前年度（1年次）の10月頃に行う予定ですが、日程は年度により変更される場合がありますので、必ずMy もみじやピロティ掲示板等で確認してください。
- ★ ガイダンス、事前指導、実習等全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません（即、体験停止もあり得ます）。

(1) 趣旨

「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる。」

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」第1条から抜粋

(2) 制度の対象者

中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者。

ただし、身体障害者手帳に障害の程度が1級から6級と記載されている者等については免除可能です（同法施行規則第3条第2項）。

(3) 介護等体験の期間

特別支援学校 2日間、社会福祉施設等 5日間の合計7日間

2 介護等体験の実施日程(例示)

追加・変更の場合があるので、日程は「My もみじ」やピロティ掲示板等で必ず確認してください。
なお、以下の日程は、2年次で体験を行う場合を例示しています。

1年次 (参加希望 前年度)	10月	教育職員免許状取得希望者向けガイダンス 兼 介護等体験 参加希望受付 (このガイダンスに参加していない場合、次年度の介護等体験 参加はできません)
	10月	介護等体験参加希望意志 最終確認
	2月	事前指導(理学部) 要レポート提出 (レポート未提出、又はレポート内容が基準に達して いない場合、次年度の介護等体験参加を認めません)
2年次 (参加希望 年度)	4月	事前指導(広島大学) 体験施設・時期等調整
	5月～12月	体験実施(特別支援学校 2日間)
	8月～翌年1月	体験実施(社会福祉施設等 5日間)

III 教育実習

1 教育実習の履修について

★ 教育実習（事前指導含む）は、事前の理学部及び教育学部主催の説明会、実習前のオリエンテーション等に出席しなければ受講できません。

なお、理学部のガイダンスは中・高等学校教育実習Ⅰ（3年次）・Ⅱ（4年次）履修希望者を対象に、それぞれの履修前年度の12月頃に行う予定ですが、日程は年度により変更される場合がありますので、必ずMyもみじやピロティ掲示板等で確認してください。

★ 介護等体験と同様に、説明会、オリエンテーション、実習等全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません（即、実習停止もあり得ます）。

(1) 教育実習指導(事前指導)の履修について

授 業 科 目 名	対 象	開 設 セメスター	単 位	授 業 内 容
教育実習指導C	中学校及び高等学校 教諭免許状取得希望者	4	1	講義及び演習
	高等学校 教諭免許状取得希望者	6		

備考:教育実習指導の受講にあたっては、出席、遅刻、学習態度、レポート提出などが厳格に評価されるので十分留意してください。

(2) 教育実習(本実習)の履修について

授 業 科 目 名	対 象	開 設 セメスター	単 位	授 業 内 容
中・高等学校教育実習Ⅰ	中学校及び高等学校 教諭免許状取得希望者	6	4	各附属中・高等学校で実習
中・高等学校教育実習Ⅱ	高等学校 教諭免許状取得希望者	7	2	

2 教育実習受講資格について

(1) 中学校教諭免許状を取得する場合

■2年生後期(4セメスター)の教育実習指導Cを受講するための条件

受講条件は特にありませんが、教育学部主催の「教育実習指導C説明会」(1月下旬頃)に出席しなければ履修登録が行われません(自分では履修登録できない科目です)。

なお、上記説明会への参加には事前の受講登録が必要となります。事前登録に関する詳細は、Myもみじやピロティ掲示板等で通知されますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

■3年生後期(6セメスター)の中・高等学校教育実習Ⅰを受講するための条件

次の条件の他、教育学部主催の「中・高等学校教育実習Ⅰ・Ⅱ説明会」(1月下旬頃)に出席しなければ履修登録が行われません(自分では履修登録できない科目です)。

なお、上記説明会への参加には事前の受講登録が必要となります。事前登録に関する詳細は、Myもみじやピロティ掲示板等で通知されますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

- ① 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- ② 2年次後期終了時点で、介護等体験を終了していること。
- ③ 2年次後期終了時点で、次の所定の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年次前期終了時点」とする。(該当する学生は、必ず留学前に申し出ること。)

【教科及び教科の指導法に関する科目】…以下の科目から**合計14単位以上**修得

右の14単位以上修得	「教科に関する専門的事項」から10単位を選択修得
	「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から4単位を選択修得

【教育の基礎的理解に関する科目】及び【道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目】…以下の科目から**合計8単位以上**修得

右の6科目12単位から 8単位以上 修得	教職入門(2単位)	教育の思想と原理(2単位)
	教育と社会・制度(2単位)	生徒・進路指導論(2単位)
	特別活動指導法(2単位)	教育方法・技術論及び情報活用教育論(2単位)

なお、所属学科で別途条件を設ける場合があります。各学科別の教育職員免許修得必要単位一覧表等で確認してください。

(2) 高等学校教諭免許状を取得する場合

■ 3年次後期(6セメスター)の教育実習指導Cを受講するための条件

受講条件は特にありませんが、教育学部主催の「教育実習指導C説明会」(1月下旬頃)に出席しなければ履修登録が行われません(自分では履修登録できない科目です)。

なお、上記説明会への参加には事前の受講登録が必要となります。事前登録に関する詳細は、Myもみじやピロティ掲示板等で通知されますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

■ 4年次前期(7セメスター)の中・高等学校教育実習Ⅱを受講するための条件

次の条件の他、教育学部主催の「中・高等学校教育実習Ⅰ・Ⅱ説明会」(1月下旬頃)に出席しなければ履修登録が行われません(自分では履修登録できない科目です)。

なお、上記説明会への参加には事前の受講登録が必要となります。事前登録に関する詳細は、Myもみじやピロティ掲示板等で通知されますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

- ① 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- ② 3年次後期終了時点で、次の所定の単位を修得していること。

【教科及び教科の指導法に関する科目】…以下の科目から**合計14単位以上**修得

右の14単位以上修得	「教科に関する専門的事項」から10単位を選択修得
	「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から4単位を選択修得

【教育の基礎的理解に関する科目】及び【道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目】…以下の科目から合計14単位以上修得

右の10科目18単位 から14単位以上修 得	教職入門 (2単位)	教育の思想と原理 (2単位)
	教育と社会・制度 (2単位)	生徒・進路指導論 (2単位)
	特別活動指導法 (2単位)	教育方法・技術論及び情報 活用教育論 (2単位)
	児童・青年期発達論 (2単位)	特別支援教育 (1単位)
	教育課程論 (2単位)	総合的な学習の時間の指導 法 (1単位)

なお，所属学科で別途条件を設ける場合があります。各学科別の教育職員免許修得必要単位一覧表等で確認してください。

Ⅳ 教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

<教職実践演習について>

「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成 22 年度入学生から「教職実践演習」（4 年生後期の授業）を開設しています。この授業は、教員として必要な知識技能などを習得していることを確認する授業です。そのため、そうした知識技能などの習得状況を示すための証拠や振り返るための資料を残しておく必要があり、文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

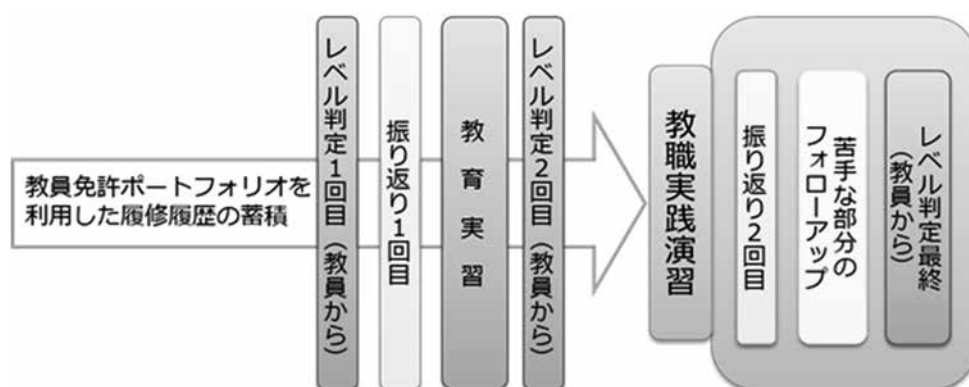
<教員免許ポートフォリオについて>

教員免許ポートフォリオには、教員として必要な知識技能などを習得していることを示す証拠や資料を、広島大学教員養成スタンダードの各規準に対応させて蓄積します。蓄積した証拠や資料は振り返りや教職実践演習の際に活用するほか、適切な時期に教員によって各規準の評価材として利用され、到達レベルが判定されます。

<教職実践演習までの流れ>

教職実践演習は、教員免許状を取得する際の必修科目です。教職実践演習を履修する場合、教員免許状の取得を希望する校種・教科のうち、主免許状として教育実習を受講する校種・教科に応じて、指定された証拠・資料を教員免許ポートフォリオに蓄積していく必要があります。校種・教科によっては 1 セメスターから蓄積しなければならない証拠・資料もあります。教員免許状の取得を希望する人は、授業内での指示や「My もみじ」等の連絡を見落とさないよう注意し、いつ、何をする必要があるのかを把握するよう努めてください。分からないことがあれば、チューター、または下記の問い合わせ先まで連絡してください。

【例】教職実践演習（中・高）を履修するまでの流れ図



問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習に関すること	教育学系総括支援室 (学士課程担当)	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオに関すること	教育推進グループ (教員免許ポートフォリオ担当)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

V 教育職員免許状申請手続

免許状授与の申請手続について

卒業予定者で免許状の授与を願い出る方は、理学部学生支援室で一括申請するので以下の書類等を期日までに提出してください。

なお、書類等の提出が遅れた方または卒業後に免許状の授与を願い出る方は、個人で各都道府県教育委員会へ申請する必要があります。

(1) 教育職員免許状授与願	所定の用紙
(2) 学力に関する証明書	理学部学生支援室で作成します
(3) 介護等体験の証明書	中学校教諭一種免許状を申請する場合のみ必要
(4) 申請手数料	1件につき3,400円(令和6年度実績)
- 中学校及び高等学校教諭の同一教科を同時申請する場合は2件と計算します。
- なお、手数料は電子納付となります。

提出期日は、例年4年次の10～11月頃に予定していますが、変更される場合があるので、「My もみじ」等の掲示板で必ず確認してください。

VI 理学部学生の単位修得方法

それぞれの免許取得に必要な科目名については、次頁以降の該当する表で確認して、必要な科目及び単位数を修得してください。

「I 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の説明」で記述している大学において修得することを必要とする最低単位数と、理学部学生が修得しなければならない単位数は異なっているので注意してください。

また、各科目の開設セメスターは「My もみじ」のシラバスを利用して年度始めに必ず確認してください(年度によって変更される可能性があります)。

教育職員免許「数学」修得必要単位一覧表

(令和7年度数学科入学生用)

- 科目名，開設セメスター等は年度により変更される場合があるので，各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)			
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目， ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	1～2	2	2	
体育	健康スポーツ科学		2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A，スポーツ実習B及びスポーツ演習は，同一科目で合計2単位取得可)
	スポーツ実習A				
	スポーツ実習B				
	スポーツ演習				
外国語コミュニケーション	※コミュニケーションⅠA		2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得不可)
	※コミュニケーションⅠB				
	※コミュニケーションⅡA				
	※コミュニケーションⅡB				
数理，データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	※情報・データ科学入門		2	2	
合	計		8	8	

2 教科及び教科の指導法に関する科目							
科目の区分		各科目に含めることが必要な事項	科目名 (理学部/教育学部開講科目, ○は免許 取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教科に関する専門的事項	数学	代数学	○代数学Ⅰ ○代数学Ⅱ 代数学Ⅰ演習 代数学Ⅱ演習 代数学A 代数学A演習 代数学B 代数学B演習 代数学C 代数学D	1～8	4	4	中学校・高校免許で28単位, 高校免許で24単位を超えて 修得した単位は,「大学が独 自に設定する科目」に充当 可能
		幾何学	○数学通論Ⅰ ○数学通論Ⅱ 数学通論Ⅰ演習 数学通論Ⅱ演習 幾何学A 幾何学A演習 幾何学B 幾何学B演習 幾何学C 幾何学D		4	4	
		解析学	○解析学Ⅰ ○解析学Ⅱ ○解析学Ⅲ ○解析学Ⅳ 解析学Ⅰ演習 解析学Ⅱ演習 解析学Ⅲ演習 解析学Ⅳ演習 解析学A 解析学A演習 解析学B 解析学B演習 解析学C 解析学C演習 解析学D 解析学D演習 非線形数理 数理解析学A 数理解析学B		8	8	
		「確率論, 統計学」	△確率・統計A △確率・統計A演習 △確率・統計B △確率・統計C		2	2	
		コンピュータ	△計算数学 △計算数学演習		2	2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				3 4 2 6 5	8	4	
合 計					28	24	

(※1)「数学教育学概論Ⅰ」「数学教育学概論Ⅱ」は中学校・高校免許、高校免許ともに必修

(※2)「数学教育方法論」「数学教育カリキュラム論」は中学校・高校免許のみ必修

3 教育の基礎的理解に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で10単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○教職入門	3	2	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○教育と社会・制度	4	2	2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○児童・青年期発達論	5	2	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	5	1	1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○教育課程論 教育方法学Ⅰ 教育方法学Ⅱ	5 2 2	2	2	
合 計			11	11	

上記の科目のほかに、人権・同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要します。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
道徳の理論及び指導法	○道徳教育指導法	5	2		本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で8単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
総合的な学習の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導法	6	1	1	
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2	
教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○教育方法・技術論及び情報活用教育論	4	2	2	
生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
合 計			11	9	

5 教育実践に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、○は免許取得上の 必修科目、△は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育実習	○教育実習指導C(※1)	4/6	1	1	
	△中・高等学校教育実習Ⅰ(※2)	6	4		
	△中・高等学校教育実習Ⅱ(※2)	7		2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2	
合 計			7	5	

(※1)「教育実習指導C」は、中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター、高等学校教諭免許状取得希望者は6セメスターで受講すること。

(※2)「中・高等学校教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するためには、以下の要件をすべて満たしていることを原則とする。

【3年次で「中・高等学校教育実習Ⅰ」を履修する場合】

- 「数学情報課題研究」の受講基準1に掲げる必修科目38単位中、少なくとも32単位を修得していること。
- 「数学情報課題研究」の受講基準4の要件を満たすこと。
- 2年次終了時における全学基準のGPAが、45.00以上であること。

【4年次で「中・高等学校教育実習Ⅰ」又は「中・高等学校教育実習Ⅱ」を履修する場合】

「数学情報課題研究」の受講基準を満たすこと。

6 大学が独自に設定する科目

科目名(理学部 / 教育学部開講科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」をもってあてる	1～8	4以上	12以上	

7 その他

区分	名	開設 セメスター	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3～4	必要	－	高校免許のみ取得の場合、不要

教育職員免許「理科」修得必要単位一覧表

(令和7年度物理学科入学生用)

- 科目名，開設セメスター等は年度により変更される場合があるので，各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)			
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目， ※は主専攻プログラムの必修科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	1～2	2	2	
体育	健康スポーツ科学		2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A，スポーツ実習B及びスポーツ演習は，同一科目で合計2単位取得可)
	スポーツ実習A				
	スポーツ実習B				
	スポーツ演習				
外国語コミュニケーション	※コミュニケーションⅠA		2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得不可)
	※コミュニケーションⅠB				
	※コミュニケーションⅡA				
	※コミュニケーションⅡB				
数理，データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	※情報・データ科学入門		2	2	
合	計		8	8	

2 教科及び教科の指導法に関する科目

科目の区分		各科目に含めることが必要な事項	科目名 (理学部/教育学部開講科目, ○は免許 取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考		
教科に関する専門的事項	理科	物理学	○力学A 力学B 力学演習 物理数学B 解析力学 熱力学 電磁気学Ⅰ 電磁気学演習 物理数学C 電磁気学Ⅱ 量子力学Ⅰ 物理数学D 量子力学Ⅱ 量子力学演習 統計力学Ⅰ 統計力学Ⅱ 統計力学演習 物理学演習 物理数学A 物理学序論 電磁・量力演習 物理学数値計算法 エレクトロニクス 物理学概説A 物理学概説B 物理学実験法 物理学セミナー 先端物理学 固体の構造と物性 相対性理論 応用電磁力学 分子物理学 量子力学Ⅲ 固体物理学Ⅰ 原子核素粒子物理学 宇宙天体物理学 粒子実験物理学 物理数学E(群論) 連続体力学 相対論的量子力学 固体物理学Ⅱ	1～7	2	2	中学校・高校免許で28単位, 高校免許で24単位を超えて 修得した単位は,「大学が独 自に設定する科目」に充当 可能		
		化学	○化学概説A ○化学概説B	1 2	4	4			
		生物学	○生物科学概説A ○生物科学概説B	1 2	4	4			
		地学	○地球惑星科学概説A ○地球惑星科学概説B	1 2	4	4			
		物理学実験	○物理学実験Ⅰ ○物理学実験Ⅱ	5 6	6	6			
		化学実験	○化学実験A (注)	5	1				
		生物学実験	○生物学実験A	4	1				
		地学実験	○地学実験A	3	1				
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		○自然システム(理科)教育法Ⅰ ○自然システム(理科)教育法Ⅱ 自然システム(理科)教育実践論 △理科カリキュラム論 △理科授業プランニング論 △理科教材プランニング論	3 4 5 3 4 5	8		4	中学校・高校免許では,「理 科カリキュラム論」「理科授 業プランニング論」「理科教 材プランニング論」の3科目 の中から2科目選択必修
		合 計				31		24	

(注) 「化学実験A」を受講するまでに, 教養教育科目「化学実験法・同実験Ⅰ」及び「化学実験法・同実験Ⅱ」を修得しておく必要があります。
詳細は, 受講予定前年度のシラバスで確認してください。

3 教育の基礎的理解に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で10単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○教職入門	3	2	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○教育と社会・制度	4	2	2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○児童・青年期発達論	5	2	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	5	1	1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○教育課程論 教育方法学Ⅰ 教育方法学Ⅱ	5 2 2	2	2	
合	計		11	11	

上記の科目のほかに、人権・同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要します。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
道徳の理論及び指導法	○道徳教育指導法	5	2		本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で8単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
総合的な学習の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導法	6	1	1	
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2	
教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○教育方法・技術論及び情報活用教育論	4	2	2	
生徒指導の理論及び方法					
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
合	計		11	9	

5 教育実践に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、○は免許取得上の 必修科目、△は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育実習	○教育実習指導C(※)	4/6	1	1	
	△中・高等学校教育実習Ⅰ	6	4		
	△中・高等学校教育実習Ⅱ	7		2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2	
合	計		7	5	

(※)「教育実習指導C」は、中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター、高等学校教諭免許状取得希望者は6セメスターで受講すること。

6 大学が独自に設定する科目

科目名(理学部 / 教育学部開講科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」をもってあてる	1～8	4以上	12以上	

7 その他

区分	名	開設 セメスター	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3～4	必要	—	高校免許のみ取得の場合、不要

教育職員免許「理科」修得必要単位一覧表

(令和7年度化学科入学生用)

● 科目名、開設セメスター等は年度により変更される場合があるので、各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)			
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目, ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	1～2	2	2	
体育	健康スポーツ科学		2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A, スポーツ実習B及びスポーツ演習は, 同一科目で合計2単位取得可)
	スポーツ実習A				
	スポーツ実習B				
	スポーツ演習				
外国語コミュニケーション	※コミュニケーションⅠA		2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得不可)
	※コミュニケーションⅠB				
	※コミュニケーションⅡA				
	※コミュニケーションⅡB				
数理, データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	※情報・データ科学入門		2	2	
合	計		8	8	

2 教科及び教科の指導法に関する科目

科目の区分			科目名 (理学部/教育学部開講科目, ○は免許 取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教科に関する専門的事項	理科	物理学	○物理学概説A ○物理学概説B	1 2	4	4	中学校・高校免許で28単位, 高校免許で24単位を超えて 修得した単位は,「大学が独 自に設定する科目」に充当 可能
		化学	○基礎化学A ○基礎化学B 化学概説A 化学概説B 基礎物理化学A 基礎物理化学B 基礎無機化学 基礎有機化学 物理化学ⅠA 物理化学ⅠB 物理化学ⅡA 物理化学ⅡB 無機化学Ⅰ 無機化学Ⅱ 無機化学Ⅲ 有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 有機化学Ⅲ 物理化学演習 無機化学演習 有機化学演習 先端化学 反応動力学 分子構造化学 量子化学 生体高分子化学 分子光化学 無機固体化学 機器分析化学 有機金属化学 放射化学 有機分析化学 生物構造化学 生体物質化学 構造有機化学 生物化学 有機合成化学 反応有機化学 光機能化学 システムバイオロジー バイオインフォマティクス 計算化学・同実習 化学演習	1～7	4	4	
		生物学	○生物科学概説A ○生物科学概説B	1 2	4	4	
		地学	○地球惑星科学概説A ○地球惑星科学概説B	1 2	4	4	
		物理学実験	○物理学実験A	3	1		
		化学実験	○化学実験Ⅰ ○化学実験Ⅱ	5 6	10	10	
		生物学実験	○生物学実験A	4	1		
		地学実験	○地学実験A	3	1		
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○自然システム(理科)教育法Ⅰ ○自然システム(理科)教育法Ⅱ 自然システム(理科)教育実践論 △理科カリキュラム論 △理科授業プランニング論 △理科教材プランニング論	3 4 5 3 4 5	8	4	
		合 計			37	30	

中学校・高校免許では,「理
科カリキュラム論」「理科授
業プランニング論」「理科教
材プランニング論」の3科目
の中から2科目選択必修

3 教育の基礎的理解に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で10単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○教職入門	3	2	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○教育と社会・制度	4	2	2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○児童・青年期発達論	5	2	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	5	1	1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○教育課程論 教育方法学Ⅰ 教育方法学Ⅱ	5 2 2	2	2	
合 計			11	11	

上記の科目のほかに、人権・同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要します。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
道徳の理論及び指導法	○道徳教育指導法	5	2		本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で8単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
総合的な学習の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導法	6	1	1	
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2	
教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○教育方法・技術論及び情報活用教育論	4	2	2	
生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
合 計			11	9	

5 教育実践に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育実習	○教育実習指導C (※1)	4/6	1	1	
	△中・高等学校教育実習Ⅰ (※2)	6	4		
	△中・高等学校教育実習Ⅱ (※2)	7		2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2	
合 計			7	5	

(※1)「教育実習指導C」は、中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター、高等学校教諭免許状取得希望者は6セメスターで受講すること。

(※2)「中・高等学校教育実習Ⅰ・Ⅱ」は、GPA50.00以上で、かつ、チューターの許可を得た学生に限り履修が認められる。

6 大学が独自に設定する科目

科目名(理学部 / 教育学部開講科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」をもってあてる	1～8	4以上	12以上	

7 その他

区分	名	開 設 セメスター	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3～4	必要	－	高校免許のみ取得の場合、不要

教育職員免許「理科」修得必要単位一覧表

(令和7年度生物科学科入学生用)

● 科目名、開設セメスター等は年度により変更される場合がありますので、各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)			
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目, ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	1～2	2	2	
体育	健康スポーツ科学		2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A, スポーツ実習B及びスポーツ演習は、同一科目で合計2単位取得可)
	スポーツ実習A				
	スポーツ実習B				
	スポーツ演習				
外国語コミュニケーション	※コミュニケーションⅠA		2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得不可)
	※コミュニケーションⅠB				
	※コミュニケーションⅡA				
	※コミュニケーションⅡB				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	※情報・データ科学入門		2	2	
合	計		8	8	

2 教科及び教科の指導法に関する科目

科目の区分		科目名 (理学部/教育学部開講科目, ○は免許 取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教科に関する専門的事項	理科	物理学	○物理学概説A ○物理学概説B	1 2	4	4
		化学	○化学概説A ○化学概説B	1 2	4	4
		生物学	○基礎生物科学A ○基礎生物科学B 生物科学概説A 生物科学概説B 生物科学セミナー 微生物学 生化学A 生化学B 遺伝学A 遺伝学B 細胞生物学A 細胞生物学B 分子遺伝学A 分子遺伝学B 動物生理学A 動物生理学B 発生生物学A 発生生物学B 植物生理学A 植物生理学B 植物生態学A 植物生態学B 分子細胞情報学 情報生物学 動物形態制御学 比較発生学 内分泌学・免疫学 植物分類学 植物形態生理機能学 先端生物学 ゲノム生物学 再生生物学 発生生物学演習 細胞生物学演習 分子生理学演習 統合自然史科学演習 植物生理・発生学演習 分子遺伝学演習 分子形質発現学演習 ゲノム機能科学演習 ゲノム情報科学演習 進化発生学演習 島嶼生物学演習 植物遺伝子資源学演習 両生類生物学演習	1～8	4	4
		地学	○地球惑星科学概説A ○地球惑星科学概説B	1 2	4	4
		物理学実験	○物理学実験A	3	1	
		化学実験	○化学実験A (注)	5	1	
		生物学実験	○生物科学基礎実験Ⅰ ○生物科学基礎実験Ⅱ ○生物科学基礎実験Ⅲ ○生物科学基礎実験Ⅳ 植物地理学実習 海洋生物学実習A 海洋生物学実習B 宮島生態学実習 公開臨海実習 新・海洋生物教育臨海実習	1～6	18	18
		地学実験	○地学実験A	3	1	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○自然システム(理科)教育法Ⅰ ○自然システム(理科)教育法Ⅱ 自然システム(理科)教育実践論 △理科カリキュラム論 △理科授業プランニング論 △理科教材プランニング論	3 4 5 3 4 5	8	4
		合 計			45	38
						中学校・高校免許で28単位、 高校免許で24単位を超えて 修得した単位は、「大学が独 自に設定する科目」に充当 可能

(注) 「化学実験A」を受講するまでに、教養教育科目「化学実験法・同実験Ⅰ」及び「化学実験法・同実験Ⅱ」を修得しておく必要があります。
詳細は、受講予定前年度のシラバスで確認してください。

3 教育の基礎的理解に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で10単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○教職入門	3	2	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○教育と社会・制度	4	2	2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○児童・青年期発達論	5	2	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	5	1	1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○教育課程論 教育方法学Ⅰ 教育方法学Ⅱ	5 2 2	2	2	
合	計		11	11	

上記の科目のほかに、人権・同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要望します。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
道徳の理論及び指導法	○道徳教育指導法	5	2		本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で8単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
総合的な学習の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導法	6	1	1	
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2	
教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○教育方法・技術論及び情報活用教育論	4	2	2	
生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
合	計		11	9	

5 教育実践に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、○は免許取得上の必修科目、△は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育実習	○教育実習指導C(※)	4/6	1	1	
	△中・高等学校教育実習Ⅰ	6	4		
	△中・高等学校教育実習Ⅱ	7		2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2	
合	計		7	5	

(※)「教育実習指導C」は、中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター、高等学校教諭免許状取得希望者は6セメスターで受講すること。

6 大学が独自に設定する科目

科目名(理学部 / 教育学部開講科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」をもってあてる	1～8	4以上	12以上	

7 その他

区分	名	開設 セメスター	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3～4	必要	－	高校免許のみ取得の場合、不要

教育職員免許「理科」修得必要単位一覧表

(令和7年度地球惑星システム学科入学生用)

● 科目名，開設セメスター等は年度により変更される場合があるので，各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)			
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目， ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	1～2	2	2	
体育	健康スポーツ科学		2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A，スポーツ実習B及びスポーツ演習は，同一科目で合計2単位取得可)
	スポーツ実習A				
	スポーツ実習B				
	スポーツ演習				
外国語コミュニケーション	※コミュニケーションⅠA		2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得不可)
	※コミュニケーションⅠB				
	※コミュニケーションⅡA				
	※コミュニケーションⅡB				
数理，データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	※情報・データ科学入門		2	2	
合	計		8	8	

2 教科及び教科の指導法に関する科目

科目の区分			科目名 (理学部/教育学部開講科目, ○は免許 取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開 設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備 考
教科に関する専 門的事項	理科	物理学	○物理学概説A ○物理学概説B	1 2	4	4	中学校・高校免許で28単位, 高校免許で24単位を超えて 修得した単位は,「大学が独 自に設定する科目」に充当 可能
		化学	○化学概説A ○化学概説B	1 2	4	4	
		生物学	○生物科学概説A ○生物科学概説B	1 2	4	4	
		地学	○地球惑星科学概説A ○地球惑星科学概説B 地球惑星物質学基礎 地球惑星物質学基礎演習 地球惑星物質学演習II 地質図学 堆積学・古生物学I 岩石学 結晶光学演習 岩石学演習 岩石変形学II 固体地球化学 I 宇宙科学演習 地球惑星物質学I 地球惑星物質学演習I 地球惑星内部物理学 I 地球惑星内部物理学II 地球惑星内部物理学演習A 地球惑星内部物理学演習B 堆積学・古生物学II 岩石変形学I 宇宙地球化学 アストロバイオロジー 地球惑星物質学II 地球惑星内部物理学A 地球惑星内部物理学B 固体地球化学 II 先端地球惑星科学 地球テクトニクス 太陽系物質進化化学	1～6	4	4	
		物理学実験	○物理学実験A	3	1		
		化学実験	○化学実験A (注)	5	1		
		生物学実験	○生物学実験A	4	1		
		地学実験	○地球科学野外巡検A ○地球科学野外巡検B ○地球惑星システム学実習A ○地球惑星システム学実習B	1 4 5 5	8	8	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○自然システム(理科)教育法 I ○自然システム(理科)教育法 II 自然システム(理科)教育実践論 △理科カリキュラム論 △理科授業プランニング論 △理科教材プランニング論	3 4 5 3 4 5	8	4	
		合 計			35	28	

(注) 「化学実験A」を受講するまでに, 教養教育科目「化学実験法・同実験 I」及び「化学実験法・同実験 II」を修得しておく必要があります。
詳細は, 受講予定前年度のシラバスで確認してください。

3 教育の基礎的理解に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で10単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○教職入門	3	2	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○教育と社会・制度	4	2	2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○児童・青年期発達論	5	2	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	5	1	1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○教育課程論 教育方法学Ⅰ 教育方法学Ⅱ	5 2 2	2	2	
合	計		11	11	

上記の科目のほかに、人権・同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要します。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
道徳の理論及び指導法	○道徳教育指導法	5	2		本学部では中学校・高校免許で10単位、高校免許で8単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
総合的な学習の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導法	6	1	1	
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2	
教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○教育方法・技術論及び情報活用教育論	4	2	2	
生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
合	計		11	9	

5 教育実践に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	科目名 (教育学部開講科目、○は免許取得上の必修科目、△は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教育実習	○教育実習指導C(※)	4/6	1	1	
	△中・高等学校教育実習Ⅰ	6	4		
	△中・高等学校教育実習Ⅱ	7		2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2	
合	計		7	5	

(※)「教育実習指導C」は、中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター、高等学校教諭免許状取得希望者は6セメスターで受講すること。

6 大学が独自に設定する科目

科目名(理学部 / 教育学部開講科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」をもってあてる	1～8	4以上	12以上	

7 その他

区分	名	開設 セメスター	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3～4	必要	－	高校免許のみ取得の場合、不要

学芸員となる資格について

(対象学科：全学科)

学芸員とは

博物館法に則り博物館におかれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほかに、動物園、植物園、水族館、科学館などがあります。

学芸員の資格を得るためには、学士の称号を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があります。

資格について

学芸員の資格を得るための科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。

この特定プログラムの目標は、博物館に関する科目を開設し、美術、歴史・考古及び自然の領域に関わる博物館に勤務できる学芸員を育成しようとするものです。

本プログラムの詳細は、学生便覧（この冊子）の「特定プログラム」に関するハイプロのページを参照してください。

なお、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。

学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。

また、主専攻プログラム等の授業科目と学芸員資格取得特定プログラムの授業科目が、時間割上、重複する場合がありますので、各年度の時間割に留意してください。

測量士及び測量士補について

(対象学科：数学科、物理学科及び地球惑星システム学科)

測量士・測量士補とは

「基本測量（すべての測量の基礎となる測量）」、「公共測量（国又は地方公共団体の実施する測量）」に従事する時に必要な資格です。

測量士となる資格を有する方は、大学において、「測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し1年以上の実務の経験を有するもの」となっています（測量法第50条第1号）。

また、測量士補となる資格を有する方は、大学において、「測量に関する科目を修め、当該大学を卒業したもの」となっています。（測量法第51条第1号）

資格について

数学科、物理学科及び地球惑星システム学科は、測量法第50条第1号及び第51条第1号に規定する「測量に関する科目」に係る学科として認定を受けています。

数学科、物理学科及び地球惑星システム学科を卒業した方は、国土交通省国土地理院に申請すれば「測量士補」として、また、実務経験を経て同様に申請すれば「測量士」として登録されます。

登録についての詳細は、国土交通省国土地理院のホームページ等を参照してください。

毒物劇物取扱責任者について

(対象学科：化学科)

毒物劇物取扱責任者とは

毒物又は劇物を取り扱う場合には、企業等に専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることが義務づけられています。毒物劇物取扱責任者は、貯蔵場所等の管理、各種点検、事故の措置等の業務を行います。

資格について

化学科は「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課」(毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号)に該当しますので、化学科を卒業した方は無試験で毒物劇物取扱責任者になることができます。

なお、毒物劇物取扱責任者には、教育職員免許状のような免許状・免許証は無く、専用の証明書もありません。企業等に就職後毒物劇物取扱責任者になる場合は、卒業証明書又は成績証明書を担当行政機関に提出することになっています。

危険物取扱者（甲種）について

(対象学科：化学科)

危険物取扱者（甲種）とは

定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う化学関係施設では、危険物を取り扱うために危険物取扱者を置くことが義務づけられています。この危険物取扱者のうち、限定された危険物のみ取扱う場合は危険物取扱者（乙種）に、全種類の危険物を取扱う場合は危険物取扱者（甲種）の試験に合格する必要があります。

資格について

化学科は危険物取扱者（甲種）受験資格の「大学において化学に関する学科等」に該当しますので、化学科を卒業した方は出願時に卒業証明書等を提出することで（甲種）の受験が可能になります。

また、「化学」に関する科目を15単位以上取得して、在学中に取得することもできます。

V 諸 規 則

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 9 条)
 - 第 2 章 入学(第 10 条―第 18 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 19 条―第 27 条)
 - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条―第 31 条)
 - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条―第 35 条)
 - 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条―第 38 条)
 - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条―第 43 条)
 - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条―第 46 条)
 - 第 9 章 授業料(第 47 条―第 51 条)
 - 第 10 章 研究生、科目等履修生、短期国際交流学生及び外国人特別学生等(第 52 条―第 54 条)
 - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科 国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科

	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
	第二類(電気電子・システム情報系)
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
	第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科
情報科学部	情報科学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。
(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあつては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第 13 条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあつては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)とする。

3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあつては 18,000 円)とする。

(検定料の免除)

第 12 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願い出た者
- (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者
- (3) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

- 2 前項の規定にかかわらず、収容定員の充足状況等により、学士入学として入学を許可しないことがある。
- 3 前条及び第1項の規定にかかわらず、本学を退学(懲戒退学を除く。)し、又は除籍(第43条第2号による除籍を除く。)となった後、同一学部に入學を願ひ出た者については、退学又は除籍後4年以内に限り、選考の上、再入学として入学を許可することができる。ただし、退学又は除籍時に所属していた学部、学科又は類が改組され、退学又は除籍時に所属していた学部に入學を願ひ出ることができない場合は、当該学部と関連する学部の協議により決定した学部に入學を願ひ出ることができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、収容定員の充足状況等により、再入学として入学を許可しないことがある。
- 5 第3項の場合において、除籍となった者が選考に合格した場合は、第16条に規定する入学手続のほか、未納の入学料及び授業料に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第1項又は第3項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

- (1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円（夜間主コースにあつては 7,800 円）
- (2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入学共通テストの受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円（夜間主コースにあつては 7,800 円）
- (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額
- (4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額（編入学）

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

（教育課程の編成及び履修方法等）

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（授業の方法）

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（単位数の計算の基準）

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、森戸国際高等教育学院において開設するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める必要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の長の許可を得て、当該研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が、大学院医系科学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

- 第 47 条 授業料の年額は、535,800 円(夜間主コースにあつては 267,900 円)とする。ただし、第 22 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
 - 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
 - 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
 - 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
 - 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
 - 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者(第 4 号にあっては父母等)の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

(4) 死亡したとき 死亡した日の属する月の翌月以降の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生、短期国際交流学生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(短期国際交流学生)

第 52 条の 3 外国の大学等の学生で、外国の大学等の教育課程の一環として、本学が実施する研修を受けることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限る、選考の上、短期国際交流学生として入学を許可することができる。

2 外国の大学等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)

(2) 外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立されたものをいう。)

3 短期国際交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舍その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

- 3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成 16 年度にあつては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

- 4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については，この通則の施行後もなおその効力を有する。
- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。
- 7 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別表の規定にかかわらず，令和 2 年度から令和 8 年度までにあつては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和 2 年度	118	238	2,336	718	1,198	9,922
令和 3 年度	118	238	2,336	716	1,196	9,930
令和 4 年度				701	1,181	9,915
令和 5 年度				686	1,166	9,900
令和 6 年度				671	1,151	9,885
令和 7 年度				656	1,136	9,870
令和 8 年度				643	1,123	9,857

- 8 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別表の規定にかかわらず，令和 4 年度から令和 9 年度までにあつては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和 4 年度	118	238	2,336	714	1,194	9,928
令和 5 年度				699	1,179	9,913
令和 6 年度				684	1,164	9,898
令和 7 年度				669	1,149	9,883

令和 8 年度				656	1,136	9,870
令和 9 年度				643	1,123	9,857

- 9 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、別表の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 11 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和 6 年度	118	238	2,386	710	1,190	10,024
令和 7 年度				695	1,175	10,059
令和 8 年度				682	1,162	10,096
令和 9 年度				669	1,149	10,083
令和 10 年度				656	1,136	10,070
令和 11 年度				643	1,123	10,057

(略)

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部の医学科及び学部の入学定員並びに全学部の入学定員並びに法学部の法学科昼間コース、法学科夜間主コース及び学部の収容定員、経済学部の経済学科夜間主コース及び学部の収容定員、医学部の医学科及び学部の収容定員、工学部の第二類(電気電子・システム情報系)及び学部の収容定員、情報科学部の情報科学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 12 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	入学定員	収容定員					
		令和 7 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
法学部	法学科昼間コース		575					
	法学科夜間主コース		135					
	計		710					
経済学部	経済学科夜間主コース		185					
	計		795					
医学部	医学科	120	710	697	684	671	658	645
	計	240	1,190	1,177	1,164	1,151	1,138	1,125
工学部	第二類(電気電子・システム情報系)		376	386	396			
	計		1,820	1,830	1,840			
情報科学部	情報科学科		585	700	730			
	計		585	700	730			
総 計		2,428	10,114	10,191	10,218	10,245	10,232	10,219

別表(第3条関係)
収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	120		480
	国際共創学科	40		160
	計	160		640
文学部	人文学科	130	10	540
	計	130	10	540
教育学部	第一類(学校教育系)	137		548
	第二類(科学文化教育系)	82		328
	第三類(言語文化教育系)	73		292
	第四類(生涯活動教育系)	81		324
	第五類(人間形成基礎系)	52		208
	計	425		1,700
法学部	法学科 昼間コース	140	5	570
	夜間主コース	30	5	130
	計	170	10	700
経済学部	経済学科 昼間コース	150	5	610
	夜間主コース	45		180
	計	195	5	790
理学部	数学科	47	10	188
	物理学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・システム情報系)	100	3	406
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	468

	第四類(建設・環境系)	90	3	366
	計	455	15	1,850
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部	情報科学科	180	20	760
	計	180	20	760
総 計		2,413	80	10,204

○広島大学理学部細則

(平成 16 年 4 月 1 日学部長決裁)

広島大学理学部細則

(趣旨)

第 1 条 広島大学理学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通じて、自然科学の基礎を十分に修得させ、真理探究への鋭い感性と総合的判断力を培うことによって、社会のさまざまな分野で活躍することのできる、研究者、技術者、教育者等としての素養を備えた人材を養成する。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

学科名	教育研究上の目的
数学科	現代数学の理論の基礎・応用を学習し、幅広い知識を習得するとともに、高度な論理性と弾力的な数学的思考力を身に付けることによって、研究者、技術者、教育者等として社会の各方面で活躍することのできる人材を養成する。
物理学科	(1) 理学の基盤学問としての物理学の専門知識を主とした高度な教養を身に付け、真理を解き明かし、自然を探究する能力を持つ人材を養成する。 (2) 基礎学力と物理分野の高度な専門知識及びそれを使いこなす能力を持ち、研究者、技術者、教育者等として社会で活躍できる人材を養成する。
化学科	化学の基礎知識を体系化して習得し、その確固たる知力に裏打ちされた豊かな創造性及び国際性を併せ持った化学者としての素養を身につけた人材を養成する。さらに、最先端研究に従事することにより、研究者としての心構えや基礎を確立する。
生物科学科	生物科学の幅広い分野の基礎知識及び専門知識並びに実験、調査及び解析の諸技術を習得し、生物学的諸問題に対処できる基礎力を蓄えた人材を育成する。基礎的研究や応用的開発に従事する技術者、産業界における実務や理科教育等関連分野で活躍できる人材を養成する。
地球惑星システム学科	地球惑星科学に関する幅広い基礎知識を習得し、未解決問題の発見とその解決の能力を養い、環境問題、自然災害等に関わる社会的要請にも応え得る人材を養成する。

(教育課程)

第 3 条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

- 2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

学科名	主専攻プログラム名
数学科	数学プログラム
物理学科	物理学プログラム
化学科	化学プログラム
生物科学科	生物学プログラム
地球惑星システム学科	地球惑星システム学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第4条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

- 3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(主専攻プログラムの登録)

第5条 学生は、第3条第2項に規定する所属する学科の主専攻プログラムを登録するものとする。

- 2 前項の登録の時期は、入学時とする。

(履修手続)

第6条 各学期に開講する授業科目及び担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間内に所定の手続をしなければならない。ただし、他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の規定に従わなければならない。

- 2 他学部の学生は、本学部の授業科目を履修しようとするときは、前項本文の手続をしなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第8条 チューターは、1年間の修得単位数が25単位以下の学生(4年次生を除く。)に対し、勉学意欲の奮起等の履修指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第9条 履修科目の登録の上限については、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第10条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定できる単位数については、60単位の範囲内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定できる単位数については、60単位の範囲内とする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 11 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目の単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 11 条の 2 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、8 年とする。

(教育課程の修了)

第 12 条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第 1 及び別表第 2 に規定する単位を修得することによる。

(単位数の計算の基準)

第 13 条 授業科目の単位数の計算は、次の基準によるものとする。

(1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習(外国語科目を含む。)は、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(卒業研究)

第 14 条 卒業研究は、所定の単位を修得する見込みのある者が履修できる。

2 卒業研究を履修している者は、指導教員の承認を得て、論文題目届及び論文を、それぞれ所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

(試験)

第 15 条 試験は、各学期又は各タームに行い、日時及び方法は、授業担当教員が定める。

(追試験)

第 16 条 追試験は、原則として行わない。ただし、病気その他やむを得ない事由により試験が受けられなかった場合に限り、授業担当教員の判断により追試験を行うことがある。

(到達度の評価)

第 17 条 通則第 19 条の 5 に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

- 2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階で行う。

(教員免許)

第18条 学生は、所要の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

学科名	免許状の種類	免許教科の種類
数学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
物理学科	中学校教諭一種免許状	理科
化学科	高等学校教諭一種免許状	
生物科学科		
地球惑星システム学科		

- 2 前項の単位修得方法については、別に定める。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第19条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

- 2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(Hi-サイエンティスト養成プログラム)

第19条の2 本学部に、Hi-サイエンティスト養成プログラムを置く。

- 2 Hi-サイエンティスト養成プログラムの授業科目及び履修方法は、別表第3のとおりとする。

(休学)

第20条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第21条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第22条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

- 2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

- 3 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(登録プログラムの変更)

- 第 23 条 学生は、本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、転学科の許可を得なければならない。

- 2 学生は、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

- 第 24 条 本学部の卒業の要件は、本学部に 4 年以上在学し、かつ、別表に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

- 2 教授会は、前項の要件を満たした者の卒業の認定について、学長に意見を述べる。

(早期卒業)

- 第 25 条 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学士入学)

- 第 26 条 本学部への学士入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(再入学)

- 第 27 条 本学部への再入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学)

- 第 28 条 編入学については、広島大学編入学規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 5 号)の定めるところによる。

- 2 本学部への編入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

- 3 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(雑則)

- 第 29 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(略)

附 則(令和 7 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第 1(第 4 条第 2 項，第 12 条関係)

教養教育科目
数学プログラム

科目区分				要修得 単位数	授業科目等	単 位 数	履 修 区 分	標準履修セ メスター (注 1)	
平和科目				2	「平和科目」 から	各 2	選 択 必 修	1 セメスタ ーから	
大学教育基礎 科目	大学教育入門			2	大学教育入門	2	必 修	1 セメスタ ーから	
	教養ゼミ			2	教養ゼミ	2	必 修	1 セメスタ ーから	
	展開ゼミ (注 2)			(0)	展開ゼミ	1	自 由 選 択	1 セメスタ ーから	
共通科目	領域科目			8	「領域科目」 から(注 3)	1 又 は 2	選 択 必 修	1 セメスタ ーから	
	外国語 科目	英語(注 4) (注 6)	コミュニケーション基 礎 (注 5)	(0)	コミュニケー ション基礎Ⅰ	1	自 由 選 択	1 セメスタ ーから	
					コミュニケー ション基礎Ⅱ	1		2 セメスタ ーから	
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケー ションⅠA	1	必 修	1 セメスタ ーから	
					コミュニケー ションⅠB	1			
			コミュニケーションⅡ	8	2	コミュニケー ションⅡA	1	必 修	2 セメスタ ーから
						コミュニケー ションⅡB	1		
	初修外国語 (ドイツ語, フランス語, スペイン 語, ロシア語, 中国語, 韓国語のう ちから 1 言語選択)(注 6)			4	ベーシック外 国語Ⅰ	1	選 択 必 修	1 セメスタ ーから	
	ベーシック外 国語Ⅱ	1	1 セメスタ ーから						
	ベーシック外 国語Ⅲ	1	2 セメスタ ーから						

				ベーシック外国語Ⅳ	1		2 セメスターから
				Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ及びⅣは同一言語を選択すること			
情報・データサイエンス科目	4	2	情報・データ科学入門	2	必修	1 セメスターから	
		2	コンピュータ・プログラミング	2	選択必修	1 セメスターから	
			知能とコンピュータ	2		2 セメスターから	
			ゼロからはじめるプログラミング	2		2 セメスターから	
			データサイエンス基礎	2		2 セメスターから	
健康スポーツ科目	2	「健康スポーツ科目」から	1又は2	選択必修	1 セメスターから		
社会連携科目（注7）	(0)	「社会連携科目」から	1又は2	自由選択	1 セメスターから		
基盤科目	6		線形代数学Ⅰ	2	必修	1 セメスターから	
			線形代数学演習Ⅰ	1		1 セメスターから	
			線形代数学Ⅱ	2		2 セメスターから	
			線形代数学演習Ⅱ	1		2 セメスターから	
教養教育科目小計	34						

（注1） 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

（注2） 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

（注3） 『人文社会科学系科目群』から4単位、『自然科学系科目群』から4単位修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」，「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習（ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語）」の履修により修得した単位を算入することができる。

（注4） 要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

（注5） 修得した「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

（注6） 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

（注7） 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

物理学プログラム

科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター（注1）
平和科目	2	「平和科目」から	各2	選択	1 セメスターから

								必修	
大学教育基礎科目	大学教育入門			2	大学教育入門	2	必修	1 セメスターから	
	教養ゼミ			2	教養ゼミ	2	必修	1 セメスターから	
	展開ゼミ（注 2）			(0)	展開ゼミ	1	自由選択	1 セメスターから	
共通科目	領域科目			8	「領域科目」から（注 3）	1 又は 2	選択必修	1 セメスターから	
	外国語科目	英語（注 4）（注 5）	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	1 セメスターから	
			コミュニケーション基礎Ⅱ		1	2 セメスターから			
			コミュニケーションⅠ	6	コミュニケーションⅠA	1	必修	1 セメスターから	
					コミュニケーションⅠB	1			
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修	2 セメスターから	
					コミュニケーションⅡB	1			
		初修外国語（ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから 1 言語選択）（注 5）（注 6）	(0)	ベーシック外国語Ⅰ	1	自由選択	1 セメスターから		
				ベーシック外国語Ⅱ	1		1 セメスターから		
				ベーシック外国語Ⅲ	1		2 セメスターから		
				ベーシック外国語Ⅳ	1		2 セメスターから		
	情報・データサイエンス科目			4	2	情報・データ科学入門	2	必修	1 セメスターから
					2	コンピュータ・プログラミング	2	選択必修	1 セメスターから
					知能とコンピュータ	2	2 セメスターから		
ゼロからプログラミング					2	2 セメスターから			
データサイエンス基礎					2	2 セメスターから			
健康スポーツ科目（注 7）					(0)	「健康スポーツ科目」から	1 又は 2		自由選択
社会連携科目（注 8）			(0)	「社会連携科目」から	1 又は 2	自由選択	1 セメスターから		
基盤科目				10	10	微分積分学Ⅰ	2	必修	1 セメスターから

		微分積分学Ⅱ	2		2 セメスターから
		線形代数学Ⅰ	2		1 セメスターから
		線形代数学Ⅱ	2		2 セメスターから
		物理学実験法・同実験Ⅰ	1		3 セメスターから
		物理学実験法・同実験Ⅱ	1		3 セメスターから
	(0)	「基盤科目」から	1 又は 2	自由選択	1 セメスターから
教養教育科目小計		34			

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注3) 『人文社会科学系科目群』から4単位、『自然科学系科目群』から4単位修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」, 「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習（ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語）」の履修により修得した単位を算入することができる。

(注4) 自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ』の要修得単位として算入することができる。また、要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

(注5) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注6) 修得した「ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びⅣ」の単位については、計2単位まで『科目区分を問わない』に算入することができる。なお、アラビア語は「Ⅰ及びⅡ」のみ開講される。

(注7) 『健康スポーツ科目』の履修を推奨する。修得した『健康スポーツ科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注8) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

化学プログラム

科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター（注1）
平和科目		2	「平和科目」から	各2	選択必修	1 セメスターから
大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	1 セメスターから
	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	1 セメスターから
	展開ゼミ（注2）	(0)	展開ゼミ	1	自由選択	1 セメスターから
共通科目	領域科目	8	「領域科目」から（注3）	1 又は 2	選択	1 セメスターから

		地学実験法・同実験Ⅱ	1	3 セメスターから
		上記 4 科目から同一科目のⅠ及びⅡの 2 単位		
教養教育科目小計	42			

- (注 1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。
- (注 2) 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注 3) 『人文社会科学系科目群』から 4 単位、『自然科学系科目群』から 4 単位修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。
『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」, 「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習（ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語）」の履修により修得した単位を算入することができる。
- (注 4) 自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ』の要修得単位として算入することができる。また、要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。
- (注 5) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の「教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- (注 6) 修得した『健康スポーツ科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注 7) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

生物学プログラム

科目区分				要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター（注 1）
平和科目				2	「平和科目」から	各 2	選択必修	1 セメスターから
大学教育基礎科目	大学教育入門			2	大学教育入門	2	必修	1 セメスターから
	教養ゼミ			2	教養ゼミ（注 2）	2	必修	1 セメスターから
	展開ゼミ（注 3）			(0)	展開ゼミ	1	自由選択	1 セメスターから
共通科目	領域科目			12	「領域科目」から（注 4）	1 又は 2	選択必修	1 セメスターから
	外国語科目	英語（注 5）（注 6）	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	1 セメスターから
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1		2 セメスターから
				2	コミュニケーションⅠA	1	必修	1 セメスターから
					コミュニケーションⅠB	1		

		コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡ A	1	必修	2 セメスターから	
				コミュニケーションⅡ B	1			
	初修外国語 （ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから1言語選択） （注6）（注7）		(0)	ベーシック外国語Ⅰ	1	自由選択	1 セメスターから	
				ベーシック外国語Ⅱ	1		1 セメスターから	
				ベーシック外国語Ⅲ	1		2 セメスターから	
				ベーシック外国語Ⅳ	1		2 セメスターから	
情報・データサイエンス科目			4	2	情報・データ科学入門	2	必修	1 セメスターから
				2	ゼロからはじめるプログラミング	2	選択必修	2 セメスターから
					データサイエンス基礎	2		2 セメスターから
社会連携科目（注8）			(0)		「社会連携科目」から	1 又は 2	自由選択	1 セメスターから
基盤科目			2	2	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	必修	2 セメスターから
					生物学実験法・同実験Ⅱ	1		2 セメスターから
			2	2	一般化学	2	必修	1 セメスターから
			6	2	物理学実験法・同実験Ⅰ	1	選択必修	2 セメスターから
					物理学実験法・同実験Ⅱ	1		2 セメスターから
					化学実験法・同実験Ⅰ	1		2 セメスターから
					化学実験法・同実験Ⅱ	1		2 セメスターから
					地学実験法・同実験Ⅰ	1		3 セメスターから
					地学実験法・同実験Ⅱ	1		3 セメスターから
					上記6科目から同一科目のⅠ及びⅡの2単位			
教養教育科目小計			34					

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 「動物・生命理学分野」又は「植物分野」のいずれか1コースを選択するものとする。2コースを受講した場合は、単位が認められるのは1コース2単位に限る。

(注3) 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 『人文社会科学系科目群』から6単位以上、『自然科学系科目群』から4単位以上、合計12単位を修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」,「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習(ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語)」の履修により修得した単位を算入することができる。

(注5) 自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ』の要修得単位として算入することができる。また、要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

(注6) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注7) 修得した「ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びⅣ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。なお、アラビア語は「Ⅰ及びⅡ」のみ開講される。

(注8) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

地球惑星システム学プログラム

科目区分				要修得 単位数	授業科目等	単 位 数	履 修 区 分	標準履修セ メスター (注 1)			
平和科目				2	「平和科 目」から	各 2	選 択 必 修	1 セメスタ ーから			
大学教育基礎 科目 大学教育基礎 科目	大学教育入門			2	大学教育入 門	2	必 修	1 セメスタ ーから			
	教養ゼミ			2	教養ゼミ	2	必 修	1 セメスタ ーから			
	展開ゼミ（注 2）			(0)	展開ゼミ	1	自 由 選 択	1 セメスタ ーから			
共通科目	領域科目			8	「領域科 目」から（注 3）	1 又 は 2	選 択 必 修	1 セメスタ ーから			
	外国語科目	英語（注 4）（注 5）	コミュニケーション基礎	8	2	コミュニケー ーション基 礎Ⅰ	1	必 修	1 セメスタ ーから		
					2	コミュニケー ーション基 礎Ⅱ	1		2 セメスタ ーから		
			コミュニケーションⅠ		2	コミュニケー ーションⅠ A	1	必 修	1 セメスタ ーから		
					2	コミュニケー ーションⅠ B	1				
			コミュニケーションⅡ		2	コミュニケー ーションⅡ A	1	必 修	2 セメスタ ーから		
					2	コミュニケー ーションⅡ B	1				
			初修外国語 （ドイツ語，フランス語，スペイン 語，ロシア語，中国語，韓国語，ア ラビア語のうちから 1 言語選択） （注 5）			2	ベーシック 外国語Ⅰ	1	選 択 必 修	1 セメスタ ーから	
							ベーシック 外国語Ⅱ	1		1 セメスタ ーから	
							Ⅰ及びⅡは同一言語を選択する こと				

情報・データサイエンス科目	4	情報・データ科学入門	2	必修	1 セメスターから	
		ゼロからはじめるプログラミング	2		2 セメスターから	
	健康スポーツ科目（注 6）	(0)	「健康スポーツ科目」から	1 又は 2	自由選択	1 セメスターから
社会連携科目（注 7）	(0)	「社会連携科目」から	1 又は 2	自由選択	1 セメスターから	
基盤科目	4	微分積分学Ⅰ	2	選択必修	1 セメスターから	
		微分積分学Ⅱ	2		2 セメスターから	
		線形代数学Ⅰ	2		1 セメスターから	
		線形代数学Ⅱ	2		2 セメスターから	
		上記 4 科目から 2 科目 4 単位				
		8	4	物理学実験法・同実験Ⅰ	1	選択必修
	物理学実験法・同実験Ⅱ			1	2 セメスターから	
	化学実験法・同実験Ⅰ			1	3 セメスターから	
	化学実験法・同実験Ⅱ			1	3 セメスターから	
	生物学実験法・同実験Ⅰ			1	2 セメスターから	
	生物学実験法・同実験Ⅱ			1	2 セメスターから	
	地学実験法・同実験Ⅰ			1	1 セメスターから	
	地学実験法・同実験Ⅱ			1	1 セメスターから	
	上記 8 科目から同一科目のⅠ及びⅡを計 4 単位					
教養教育科目小計	34					

（注 1） 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合やターム科目として開講する場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

（注 2） 修得した『展開ゼミ』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

（注 3） 『人文社会科学系科目群』から 4 単位、『自然科学系科目群』から 4 単位修得する必要がある。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『人文社会科学系科目群』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

『人文社会科学系科目群』で必要な単位には、『外国語科目』の「Advanced English for Communication」，「インテンシブ外国語」及び「海外語学演習（ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語）」の履修により修得した単位を算入することができる。

（注 4） 自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ』の要修得単位として算入することができる。また、要修得単位数を

- 超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。
- (注5) 外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- (注6) 修得した『健康スポーツ科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注7) 修得した『社会連携科目』の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

別表第2(第4条第3項, 第12条関係)

専門教育科目
数学プログラム

科目区分	要修得単位数		授業科目等	単位数	履修区分	備考
専門基礎科目	33	5	情報数理概説	2	選択必修	
			物理学概説 A	2		
			物理学概説 B	2		
			化学概説 A	2		
			化学概説 B	2		
			生物科学概説 A	2		
			生物科学概説 B	2		
			地球惑星科学概説 A	2		
			地球惑星科学概説 B	2		
			数学英語演習	1		
		28	数学概説	2	必修	
			解析学Ⅰ	2		
			解析学Ⅰ 演習	1		
			解析学Ⅱ	2		
			解析学Ⅱ 演習	1		
			解析学Ⅲ	2		
			解析学Ⅲ 演習	1		
			解析学Ⅳ	2		
			解析学Ⅳ 演習	1		
			代数学Ⅰ	2		
			代数学Ⅰ 演習	1		
			代数学Ⅱ	2		
			代数学Ⅱ 演習	1		
			数学通論Ⅰ	2		
			数学通論Ⅰ 演習	1		
			数学通論Ⅱ	2		
			数学通論Ⅱ 演習	1		
			数式処理演習	2		
専門科目	54(注1)	10	数学情報課題研究(卒業研究)	各5	必修	
		2	先端数学	2	選択必修	
			先端物理学	2		
			先端化学	2		
			先端生物学	2		
			先端地球惑星科学	2		
			上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位			
		4組で16単位以上(注2)	代数学 A	2	選択必修	
			代数学 A 演習	2		
			代数学 B	2		
			代数学 B 演習	2		
			幾何学 A	2		
			幾何学 A 演習	2		
			幾何学 B	2		

		幾何学 B 演習	2			
		解析学 A	2			
		解析学 A 演習	2			
		解析学 B	2			
		解析学 B 演習	2			
		解析学 C	2			
		解析学 C 演習	2			
		解析学 D	2			
		解析学 D 演習	2			
		計算数学	2			
		計算数学演習	2			
		計算数理 A	2			
		計算数理 A 演習	2			
		確率・統計 A	2			
		確率・統計 A 演習	2			
			代数学 C	2		自由選択
			代数学 D	2		
			幾何学 C	2		
			幾何学 D	2		
			非線形数理	2		
			数理解析学 A	2		
			数理解析学 B	2		
			確率・統計 B	2		
			確率・統計 C	2		
			データ科学	2		
			代数学 E (注 3)	2		
			現象数理	2		
			複雑系数理	2		
			計算数理 B	2		
			数学インターンシップ	1		
			「数学特殊講義」(注 4)	各 2		
			「数学特別講義」(集中講義)(注 5)			
			理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」の授業科目で数学プログラム担当教員会が認めるもの			
			理学部他プログラムで開講される「専門科目」の授業科目で数学プログラム担当教員会が認めるもの			
専門教育科目小計	87					
科目区分を問わない	(注 6)					
合計	128					

(注 1) 『専門科目』の要修得単位数 54 を充たすためには、必修科目 10 単位及び選択必修科目計 18 単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から 26 単位以上を修得する必要がある。

なお、教育学部が開講する「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」を修得した場合は、『専門科目』に算入される。

(注 2) 「専門科目」の授業科目で、講義と演習が組になっているもの 11 組のうち、4 組以上について 16 単位以上を修得することが必要である。

(注 3) 「代数学 E」は 7 セメスター又は 8 セメスターに開講される。

(注 4) 『数学特殊講義』は、「代数学特殊講義」、「幾何学特殊講義」、「解析学特殊講義」、「確率統計特殊講義」等として開講される。

(注 5) 「数学特別講義」は、一定期間(5 セメスター以降、主に 7 セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注 6) 卒業要件単位数は 128 であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目 34 単位、専門教育科目 87 単位合計 121 単位)だけでなく、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、合計 128 単位以上修得することが必要である。ただし、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

・教育職員免許関係科目のうち「教科及び教科の指導法に関する科目」以外の科目

- ・「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のうち、「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」以外の科目
 - ・理学部他プログラム開講「専門基礎科目」及び「専門科目」（数学プログラム担当教員会が認めるものを除く）
 - ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」（数学プログラム担当教員会が認めるものを除く）
- 履修に関する条件は、数学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。
- この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、数学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。
- なお、教育学部で開講される「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」（各2単位）は、卒業要件単位（科目区分『専門科目』）に算入される。
- また、数学プログラム担当教員会が認めた場合には、授業科目履修表に掲げた履修時期より早く履修することができる。
- ※ 本プログラムに加えて所定の単位（詳細は学生便覧を参照のこと）を修得すれば、中学校教諭一種免許状（数学）、高等学校教諭一種免許状（数学）、測量士補、学芸員となる資格の取得が可能である。

物理学プログラム

科目区分	要修得単位数		授業科目等	単位数	履修区分	備考
専門基礎科目	82(注1)	4(注2)	数学概説	2	選択必修	
			情報数理概説	2		
			化学概説 A	2		
			化学概説 B	2		
			生物科学概説 A	2		
			生物科学概説 B	2		
			地球惑星科学概説 A	2		
			地球惑星科学概説 B	2		
			上記 8 科目から 2 科目 4 単位			
		35	力学 A	2	必修	
			力学 B	2		
			力学演習	2		
			物理数学 B	2		
			解析力学	2		
			熱力学	2		
			電磁気学Ⅰ	2		
			電磁気学演習	2		
			物理数学 C	2		
			電磁気学Ⅱ	2		
	量子力学Ⅰ		3			
	物理数学 D		2			
	量子力学Ⅱ		2			
	量子力学演習		2			
	統計力学Ⅰ		2			
	統計力学Ⅱ	2				
	統計力学演習	2				
		物理学演習(注3)	2	自由選択		
		物理数学 A(注3)	2			
		物理学序論(注3)	2			
		電磁・量力演習(注3)	2			
		物理学数値計算法(注3)	2			
		エレクトロニクス	2			
		物理学英語	2			
		物理学インターンシップ	1			
専門科目	19	物理学実験法	2	必修		
		物理学実験Ⅰ	3			
		物理学実験Ⅱ	3			
		物理学セミナー	3			
		卒業研究 A	4			
		卒業研究 B	4			
	2 以上	先端数学	2			

			先端物理学		2	選択必修	
			先端化学		2		
			先端生物学		2		
			先端地球惑星科学		2		
			上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位以上				
		10 以上 (注 6)	2 以上	相対性理論		2	選択必修
				原子核素粒子物理学		2	
				宇宙天体物理学		2	
				粒子実験物理学		2	
			2 以上	固体の構造と物性		2	
				分子物理学		2	
				固体物理学Ⅰ		2	
				固体物理学Ⅱ		2	
			2 以上	応用電磁力学		2	
				物理数学 E（群論）		2	
				連続体力学		2	
				量子力学Ⅲ		2	
				相対論的量子力学		2	
				「物理学特別講義」（注 4）			
			上記 14 科目から 10 単位以上				

(注1) 「専門基礎科目」及び「専門科目」の要修得単位数82を充たすためには、必修科目計54単位及び選択必修科目計16単位に加えて、選択必修科目(「専門基礎科目」の選択必修科目を除く。)及び自由選択科目から12単位以上を修得する必要がある。

(注2) 4単位を超過して修得した単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注3) 物理学プログラムの要望科目として履修を強く推奨する。

(注4) 「物理学特別講義」の履修については物理学プログラム履修要領を参照すること。集中形式の講義もあるので開講期間に注意すること。

(注5) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目34単位、専門教育科目82単位合計116単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに12単位以上修得することが必要である。

なお、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・2単位を超過して修得した『初修外国語』の「ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びⅣ」

- ・教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目

- ・「教科に関する専門的事項」のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」

- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(物理学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

(注6) 専門選択必修科目については、年度によって変更になる場合がある。

履修に関する条件は、物理学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、物理学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、測量士補、学芸員となる資格の取得が可能である。

化学プログラム

科目区分	要修得単位数		授業科目等	単位数	履修区分	備考
専門基礎科目	41	4	数学概説	2	選択必修	
			情報数理概説	2		
			物理学概説A	2		
			物理学概説B	2		
			生物科学概説A	2		
			生物科学概説B	2		
			地球惑星科学概説A	2		

			地球惑星科学概説 B	2	必修	
		上記 8 科目から「物理学概説 A」又は「物理学概説 B」を含む 2 科目 4 単位				
		37	基礎化学 A	2		
			基礎化学 B	2		
			基礎物理化学 A	2		
			基礎物理化学 B	2		
			基礎無機化学	2		
			基礎有機化学	2		
			物理化学 IA	2		
			物理化学 IB	2		
			物理化学 IIA	2		
			物理化学 IIB	2		
			無機化学 I	2		
			無機化学 II	2		
			無機化学 III	2		
			有機化学 I	2		
			有機化学 II	2		
			有機化学 III	2		
			無機化学演習	1		
			物理化学演習	1		
有機化学演習	1					
化学英語演習(同一名称 2 科目)	各 1					
専門科目	43(注 1)	2	先端数学	2	選択必修	
		先端物理学	2			
		先端化学	2			
		先端生物学	2			
		先端地球惑星科学	2			
		上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位				
		15 以上	生物構造化学	2	選択必修	
			生体物質化学	2		
			有機分析化学	2		
			有機合成化学	2		
			反応動力学	2		
			分子構造化学	2		
			量子化学	2		
			無機固体化学	2		
			機器分析化学	2		
			構造有機化学	2		
			反応有機化学	2		
			光機能化学	2		
			システムバイオロジー	2		
			生体高分子化学	2		
			分子光化学	2		
			有機金属化学	2		
			放射化学	2		
			生物化学	2		
			バイオインフォマティクス	2		
			計算法学・同実習	2		
			化学演習	1		
			化学インターンシップ	1		
			「化学特別講義」(注 2)			
			上記 23 科目から 8 科目 15 単位以上			
		18	化学実験Ⅰ	5	必修	
			化学実験Ⅱ	5		
			卒業研究	各 4		

		0～8	理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目(注3)	自由 選択	
専門教育科目 小計	84				
科目区分を問わない	2		(注4)		
合計	128				

(注1) 「専門科目」の要修得単位数 43 を充たすためには、必修科目計 18 単位及び選択必修科目計 17 単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から 8 単位以上を修得する必要がある。

(注2) 「化学特別講義」は、一定期間(5 セメスター以降)に集中形式で開講される。履修については化学プログラム履修要領を参照すること。

(注3) その他化学プログラム担当教員会が認めた授業科目も含まれる。詳細についてはチューターと相談のこと。

(注4) 卒業要件単位数は 128 であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目 42 単位、専門教育科目 84 単位 合計 126 単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに 2 単位以上修得することが必要である。ただし、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・ 教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目
- ・ 「教科に関する専門的事項」のうち、「物理学実験 A」、「生物学実験 A」、「地学実験 A」及び「化学実験 A」
- ・ 他学部他プログラム等が開講する『専門基礎科目』及び『専門科目』(化学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

履修に関する条件は、化学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、化学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、毒物劇物取扱責任者、学芸員となる資格の取得が可能である。

さらに、本プログラムを卒業すれば、危険物取扱者(甲種)資格の受験が可能となる。

生物学プログラム

科目区分	要修得単位数		授業科目等	単位数	履修区分	備考
専門基礎科目	13	6	数学概説	2	選択必修	
			情報数理概説	2		
			物理学概説 A	2		
			物理学概説 B	2		
			化学概説 A	2		
			化学概説 B	2		
			生物科学概説 A	2		
			生物科学概説 B	2		
			地球惑星科学概説 A	2		
			地球惑星科学概説 B	2		
			上記 10 科目から 3 科目 6 単位			
		7	基礎生物科学 A	2	必修	
			基礎生物科学 B	2		
			生物科学英語演習	1		
			生物科学セミナー	2		
専門科目	71(注 1)	26	生物科学基礎実験 I	4	必修	
			生物科学基礎実験 II	4		
			生物科学基礎実験 III	6		
			生物科学基礎実験 IV	4		
			卒業研究	各 4		
		2 以上	先端数学	2	選択必修	
			先端物理学	2		
			先端化学	2		
			先端生物学	2		
			先端地球惑星科学	2		

			上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位以上			
		30 以上	微生物学	2	選択必修	
			植物生態学 A	2		
			生化学 A	2		
			遺伝学 A	2		
			分子遺伝学 A	2		
			細胞生物学 A	2		
			動物生理学 A	2		
			動物形態制御学	2		
			植物分類学	2		
			発生生物学 A	2		
			植物生理学 A	2		
			生化学 B	2		
			遺伝学 B	2		
			分子細胞情報学	2		
			情報生物学	2		
			比較発生学	2		
			植物形態生理機能学	2		
			分子遺伝学 B	2		
			細胞生物学 B	2		
			発生生物学 B	2		
			動物生理学 B	2		
			植物生理学 B	2		
			植物生態学 B	2		
			内分泌学・免疫学	2		
			ゲノム生物学	2		
			再生生物学	2		
			上記 26 科目から 15 科目 30 単位以上			
		2	発生生物学演習	2	選択必修	
			細胞生物学演習	2		
			分子生理学演習	2		
			統合自然史科学演習	2		
			植物生理・発生学演習	2		
			分子遺伝学演習	2		
			分子形質発現学演習	2		
			ゲノム機能科学演習	2		
			ゲノム情報科学演習	2		
			進化発生学演習	2		
			島嶼生物学演習	2		
			植物遺伝子資源学演習	2		
			両生類生物学演習	2		
			上記 13 科目から 1 科目 2 単位（注 2）			
		1 以上	海洋生物学実習 A	1	選択必修	
			植物地理学実習	1		
			宮島生態学実習	1		
			上記 3 科目から 1 科目 1 単位以上（注 3）			
			海洋生物学実習 B	1	自由選択	
			公開臨海実習（注 4）	2		
			新・海洋生物教育臨海実習（注 5）	1		
			「生物科学特別講義」（注 6）	各 1 又は 2		
			生物科学インターンシップ	1		
			理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目			
		専門教育科目 小計	84			

科目区分を問わない	10	(注 7)			
合計	128				

- (注 1) 「専門科目」の要修得単位数 71 を充たすためには、必修科目計 26 単位及び選択必修科目計 35 単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から 10 単位以上を修得する必要がある。
- (注 2) 1 科目 2 単位を超えて修得した単位は『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注 3) 「海洋生物学実習 A」、「植物地理学実習」、「宮島生態学実習」は一定期間に集中的に行われ、それぞれについて受講人数の制限がある。なお、「植物地理学実習」及び「宮島生態学実習」は 2, 3 年次生を対象とし、交互に隔年で開講される。
- (注 4) 「公開臨海実習」は、一定期間に集中的に行われ、受講人数に制限がある。
- (注 5) 「新・海洋生物教育臨海実習」は、集中形式で年間 3 回開講され、受講人数に制限がある。
- (注 6) 「生物科学特別講義」は、一定期間(5 セメスター以降)に集中形式で開講される。
- (注 7) 卒業要件単位数は 128 であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目 34 単位、専門教育科目 84 単位 合計 118 単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに 10 単位以上修得することが必要である。
- ただし、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。
- ・12 単位を超過して修得した「領域科目」
 - ・「健康スポーツ科目」
 - ・教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目
 - ・「教科に関する専門的事項」のうち、「物理学実験 A」、「化学実験 A」、「生物学実験 A」及び「地学実験 A」
 - ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(生物学プログラム担当教員会が認めるものを除く)
- 履修に関する条件は、生物学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。
- この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、生物学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。
- ※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、学芸員となる資格の取得が可能である。

地球惑星システム学プログラム

科目区分	要修得単位数		授業科目等	単位数	履修区分	備考
専門基礎科目	84(注1)	19	物理学概説 A	2	必修	
			化学概説 A	2		
			生物科学概説 A	2		
			地球惑星科学概説 A	2		
			地球科学野外巡検 A	1		
			地球テクトニクス	2		
			地球惑星科学概説 B	2		
			地球惑星物質学基礎	2		
			地質図学	2		
			地球惑星科学英語 I	2		
	2 以上	数学概説	2	選択必修		
		情報数理概説	2			
		物理学概説 B	2			
		化学概説 B	2			
		生物科学概説 B	2			
		上記 5 科目から 1 科目 2 単位以上				
専門科目	33	堆積学・古生物学 I	2	必修		
		地球惑星内部物理学 I	2			
		固体地球化学 I	2			
		結晶光学演習	1			
		地球惑星物質学基礎演習	1			
		地球惑星内部物理学 II	2			
		地球惑星物質学 I	2			
		岩石学	2			

		岩石学演習	1		
		地球惑星物質学演習Ⅰ	1		
		地球科学野外巡検 B	1		
		地球惑星科学英語Ⅱ	2		
		地球惑星システム学実習 A	4		
		地球惑星システム学実習 B	2		
		卒業研究(注 2)	各 4		
		2 以上	先端数学	2	選択必修
			先端物理学		
			先端化学		
			先端生物学		
			先端地球惑星科学		
			上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位以上		
		20 以上	アストロバイオロジー	2	選択必修
			地球惑星物質学Ⅱ	2	
			堆積学・古生物学Ⅱ	2	
			宇宙科学演習	1	
			地球惑星内部物理学 A	2	
			固体地球化学Ⅱ	2	
			地球惑星物質学演習Ⅱ	1	
			太陽系物質進化学	2	
			地球惑星内部物理学演習 A	1	
			岩石変形学Ⅰ	2	
			地球惑星内部物理学 B	2	
			宇宙地球化学	2	
			岩石変形学Ⅱ	2	
			地球惑星内部物理学演習 B	1	
			「地球惑星システム学特別講義」(注 4)		
			測量学(注 3)	2	
			地球惑星システム学インターンシップ	1	
			理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目		
科目区分を問わない	10	(注 5)			
合計	128				

(注 1) 「専門基礎科目」及び「専門科目」の要修得単位数 84 を充たすためには、必修科目 52 単位及び選択必修科目 24 単位を修得することに加えて、選択必修科目及び自由選択科目から 8 単位以上を修得することが必要である。

(注 2) 「卒業研究」を履修するためには、卒業要件単位 128 単位のうち、「地球惑星システム学実習 A」及び「地球惑星システム学実習 B」を含めて 108 単位以上を修得していなければならない。

(注 3) 「測量学」は隔年に集中講義形式で開講される。

(注 4) 「地球惑星システム学特別講義」は、一定期間(5 セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注 5) 卒業要件単位数は 128 であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目 34 単位、専門教育科目 84 単位 合計 118 単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに 10 単位以上修得することが必要である。ただし、以下の科目の単位は含まない。教育職員免許関係科目の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・8 単位を超過して修得した「領域科目」

- ・教育職員免許関係科目のうち「教科に関する専門的事項」以外の科目

- ・「教科に関する専門的事項」のうち、「物理学実験 A」、「化学実験 A」、「生物学実験 A」及び「地学実験 A」

- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(地球惑星システム学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

履修に関する条件は、地球惑星システム学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、地球惑星システム学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位（詳細は学生便覧を参照のこと）を修得すれば，中学校教諭一種免許状(理科)，高等学校教諭一種免許状(理科)，測量士補，学芸員となる資格の取得が可能である。

別表第3（第19条の2第2項関係）

Hi-サイエンティスト養成プログラム

この表に掲げる授業科目の内，科目区分「基礎科目」の授業科目は所属主専攻プログラムの履修基準により卒業要件単位に算入することができる。科目区分「実践科目」については，卒業要件単位に算入することはできない（所属主専攻プログラム担当教員会が認めるものを除く）。

科目区分		要 修 得 単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定
基礎 科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修
	概説科目等 (注1)	4	数学概説（数学プログラム・数学分野）（注2）	2	選択 必修
			情報数理概説（数学プログラム・情報分野）	2	
			数学の未解決問題入門	1	
			物理学概説A（物理学プログラム）	2	
			物理学概説B（物理学プログラム）	2	
			化学概説A（化学プログラム）	2	
			化学概説B（化学プログラム）	2	
			生物科学概説A（生物学プログラム）	2	
			生物科学概説B（生物学プログラム）	2	
			地球惑星科学概説A（地球惑星システム学プログラム）	2	
			地球惑星科学概説B（地球惑星システム学プログラム）	2	
実践 科目	グローバル対策 セミナー	1	グローバル対策セミナーA	1	選択 必修
			グローバル対策セミナーB	1	
	科学リテラシー	2	科学リテラシー（注3）	2	必修
	科学英語セミナー	1	科学英語セミナー（注3）	1	
合計		12	自由課題研究（注4）	2	

（注1） 所属主専攻プログラム（分野）以外の主専攻プログラムが開設する2科目4単位を選択必修する必要がある。

（注2） 数学プログラム所属学生については，「数学概説（数学プログラム・数学分野）」が所属プログラム（分野）の基準となるので，「情報数理概説（数学プログラム・情報分野）」と，他の主専攻プログラムが開設する概説科目1科目2単位の計2科目4単位を修得した場合においても，要修得単位数を満たすとみなす。

（注3） 「科学リテラシー」及び「科学英語セミナー」を履修するためには，科目区分「基礎科目」の要修得単位数を満たし，かつ「グローバル対策セミナー」を修得し，その全ての科目において優れた成績を収める必要がある。

（注4） 「自由課題研究」を履修するためには，科目区分「基礎科目」の要修得単位数を満たし，かつ「グローバル対策セミナー」及び「科学リテラシー」，「科学英語セミナー」を修得し，その全ての科目において優れた成績を収める必要がある。また，所属学科長の推薦を得る必要がある。詳細は本プログラム履修要領を参照すること。

○広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せ

平成16年4月1日

学部長決裁

広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学理学部細則第9条の規定に基づき、広島大学理学部(以下「本学部」という。)において1年間又は1学期間に履修登録できる単位数の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2 対象となる学生は、本学部在籍する者とする。ただし、次の各号の一に該当する学生は、この申合せの対象とはならない。

- (1) 3年以上在籍している学生
- (2) 本学部編入学、再入学又は転学部した学生

(対象科目)

第3 履修登録できる単位数の上限の対象となる授業科目は、本学部主専攻プログラムで卒業の要件として履修する授業科目(以下「卒業要件科目」という。)とする。ただし、卒業要件科目であっても以下の科目は対象としない。

- (1) 本学部が開講する特別講義
- (2) 本学部が開講する「グローバル対策セミナーA」、「グローバル対策セミナーB」、「科学リテラシー」、「科学英語セミナー」、「自由課題研究」、「科学コミュニケーション概論A」、「科学メディアリテラシー」、「科学コミュニケーション演習Ⅰ」、「科学コミュニケーション演習Ⅱ」
- (3) 本学部が開講する概説科目
- (4) 教養教育科目として開講する集中講義
- (5) 他学部が開講する集中講義

(履修登録上限単位数)

第4 授業科目の履修登録単位数は、各年次において56単位を上限とする。ただし、前期の履修登録単位数は28単位を上限とし、後期の履修登録単位数は56単位から前期の履修登録単位数を差し引いた単位数を上限とする。

(理学部成績優秀者)

第5 次の各号に掲げる要件を満たしている者を、理学部成績優秀者として認定する。

- (1) 過去1年間に、学業に関する評価の取扱いについて(平成18年4月1日副学長(教育・研究担当)決裁)Ⅰ2に規定する平均評価点(GPA: Grade Point Average)の計算対象となる授業科目を36単位以上修得していること。

ただし、36単位未満であっても、数学科、物理学科、化学科及び地球惑星システム学科に所属する者については、それぞれ次の基準を満たす場合は、認定することができる。

- (i) 数学科 2年次のみで28単位以上修得していること。
- (ii) 物理学科 3年次のみで34単位以上修得していること。

(iii) 化学科 3年次のみで33単位以上修得していること。

(iv) 地球惑星システム学科 3年次のみで30単位以上修得していること。

(2) 次の算式による学年平均評価点(以下この号において「学年GPA」という。)が75点以上であること。

$$\text{学 年 G P A} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{当該年度の総登録単位数} \times 4} \times 100$$

小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(履修登録単位数の特例)

第6 理学部成績優秀者として認定された学生は、第4本文の規定にかかわらず、認定を受けた翌年度に履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修登録することができる。

(履修指導)

第7 学科は、履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修する理学部成績優秀者に対し、履修授業科目及び単位数等適切な履修指導を行うものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。
- 2 広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規(平成13年2月28日制定)は、廃止する。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の授業科目の履修登録単位数の上限については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則 (平成31.3.5 一部改正)

- 1 この申合せは、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ

平成16年4月1日

学部長決裁

広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学理学部細則第25条の規定に基づき、広島大学理学部(以下「本学部」という。))において3年以上在学し、本学部で定める卒業要件単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生の卒業(以下「早期卒業」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2 早期卒業の対象となる学生は、広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せ第5に規定する理学部成績優秀者のうち同申合せ第5第2号の算式による学年GPAが85点以上の者とする。ただし、本学部編入学、再入学又は転学部した学生は早期卒業の対象とはならない。

(早期卒業希望者の審査)

第3 1年次終了時に第2本文に該当する者のうち早期卒業を希望する者は、その旨学部長に申し出るものとする。

2 学部長は前項の申出に基づき、適格か否かについて教授会に諮るものとする。

(卒業研究受講の資格)

第4 教授会は、第3第2項により適格の認定を受けた学生に対し、2年次終了時に卒業研究受講のための資格判定を行う。

2 前項の資格を得るためには、本学部で定める卒業研究受講資格を得るための単位を修得し、1年次に引き続き2年次においても学年GPAが85点以上でなければならない。

(卒業の資格)

第5 教授会は、第4第1項の判定により有資格者となった学生に対し、3年次終了時に卒業の資格の判定を行う。

2 卒業するためには、本学部で定める卒業要件単位を修得し、1年次から3年次まで取得した卒業に要する科目の全てを対象とし、成績優秀な者でなければならない。

3 教授会は、前項の要件を満たした者の卒業の認定について、学長に意見を述べる。

(卒業の時期)

第6 早期卒業予定者の卒業の時期は、3年次の学年末とする。

(学習指導等)

第7 学科は、第3第2項により適格の認定を受けた学生の授業計画等に当たって、適切な措置及び学習指導を行うものとする。

2 第3第2項により適格の認定を受けた学生は、授業科目履修表に掲げた履修時期より早く履修することができる。

附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。
- 2 広島大学理学部における早期卒業認定に関する内規(平成13年2月28日制定)は、廃止する。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の早期卒業認定については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成27.3.19 一部改正)

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

○放送大学との単位互換について

平成18年4月1日

学部長決裁

理学部の学生が、放送大学で履修した授業科目、及び修得した単位を次のとおり取り扱う。

1 認定できる授業科目の範囲等について

(1) 外国語科目、体育実技及び卒業研究を除く放送大学で開講される授業科目。

(2) 前号の授業科目は、教養教育科目の領域科目として認定する。

なお、履修した授業科目の内容により、所属する主専攻プログラムにおいて卒業の要件として修得すべき単位に含まれない場合がある。

2 認定単位数について

各主専攻プログラムの履修基準のうち、領域科目の単位数の範囲とする。

○広島大学理学部における研究生の研究期間及び願い出期限の特例に関する申合せ

平成16年4月1日

学部長決裁

第1 この申合せは、広島大学研究生規則第5条の規定に基づき、広島大学理学部における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

第2 研究期間は、1月以上とし、毎月1日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。ただし、現職教育職員の研究終了日は学期の中途とすることができる。

第3 願い出期限は、研究開始日の15日前までとする。

附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

2 広島大学研究生規程理学部取扱内規（昭和51年1月26日制定）は、廃止する。

○広島大学理学部における外国人留学生の授業科目履修上の特例に関する申合せ

平成16年4月1日

学部長決裁

広島大学理学部細則第11条第1項及び第2項の規定に基づき、広島大学外国人留学生のための授業科目履修上の特例を次のように定める。

外国人留学生が日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目の単位を修得した場合に、卒業の要件として修得すべき単位のうち、当該授業科目の単位に代えることができる授業科目及び単位数は、次の範囲内で教授会の議を経て認定することができる。ただし、日本事情に関する授業科目は、外国語科目の単位として振替えることはできない。

(1) 外国語科目 8単位

(2) 外国語科目以外の教養教育科目 12単位

附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。
- 2 広島大学理学部外国人留学生の授業科目履修上の特例（昭和55年6月23日制定）は、廃止する。

（略）

附 則

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した外国人留学生の授業科目履修上の特例については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

広島大学学生交流規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)

第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)

第 4 章 雑則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部等の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があったときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(グローバル化担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。

この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、本学とアリゾナ州立大学との間で成立した大学間協議に基づきアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する学生を特別聴講学生として受け入れるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「2学年間」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者(広島大学3+1プログラム若しくは広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムに志願する者又はアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する者を除く。)は、次の各号(第4号にあっては、外国籍を有する者に限る。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国

の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 旅券の写し(旅券を有しない場合は、外国籍であることを証明する公的書類)
(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校 학생であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学3+1プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 3ターム 399,600円
- (2) 4ターム 532,800円

5 第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムの学生であるときは、207,200円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

6 第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生がアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校の学生であるときは、授業料は徴収しない。

7 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章 雑則

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

2 この規則に定めるもののほか、広島大学3+1プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

3 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

4 この規則に定めるもののほか、アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する学生を特別聴講学生として受け入れる際の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(令和6年6月18日規則第46号)

この規則は、令和6年6月18日から施行する。

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科等の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から研究科等が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科等の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科等の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、学位不授与通知書を交付する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して公表するものとする。
(学位記、申請書等及び通知書の様式)

第16条 学位記、第4条第3項の申請書等及び第11条の通知書の様式は、別記様式第1号から別記様式第11号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は研究科等が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(令和7年3月11日規則第21号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科等名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人間社会科学研究科	文学	文学
	心理学	心理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	ソーシャルデータサイエンス	マネジメント
	マネジメント	経営学
	経営学	国際協力学
	国際協力学	学術

	学術	教育学
	教育学	教育心理学
	教育心理学	
	教育データサイエンス	
先進理工系科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	情報科学	情報科学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
統合生命科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	農学	農学
	学術	学術
医系科学研究科	医科学	医学
	歯科学	歯学
	公衆衛生学	薬学
	薬科学	学術
	看護学	医科学
	保健学	歯科学
	口腔健康科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
		口腔健康科学
スマートソサイエティ実践科学研究院	学術	学術
		工学
		情報科学
		農学
		保健学
		医科学
		経済学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
人間社会科学研究所	教職修士(専門職)
	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式

(大学を卒業した場合)

		割 印
		第 号
卒業証書	学位記	
氏名		
年 月 日生		
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学 士(「専攻分野」)の学位を授与する		
年 月 日		
広島大学〇〇学部長		印
広島大学長		印

HIROSHIMA UNIVERSITY		No.
This is to certify that		
[Name]		
(Date of Birth: 〇〇, 〇)		
has fulfilled all requirements		
and has been admitted to the degree of		
Bachelor of 〇〇〇		
from the		
Bachelor's Program in 〇〇〇		
Department of 〇〇〇		
School of 〇〇〇		
on 〇〇, 〇.		
印	[Signature]	
	〇〇〇〇	
	President of the University	
	[Signature]	
	〇〇〇〇	
	Dean of the School of 〇〇〇	

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 4 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 7 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 6 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(高等教育の修学支援新制度による授業料の免除等)

第 1 条の 2 本学の学部学生として入学する者に対する入学料の免除及び学部学生に対する授業料の免除は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)その他関係法令の定めるところによる。

第 1 条の 3 本学の学部学生として入学する者及び学部学生には、第 2 条から第 9 条まで(第 3 条の 2、第 5 条の 3 及び第 5 条の 5 を除く。)の規定は、適用しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第 6 号)第 9 条第 3 項の規定により本学が授業料等減免対象者としての認定を行うことができない者については、この限りでない。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの

(2) 本学の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

(3) 学部等に学生として入学する者であって、入学前において本人又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受け、かつ、本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から 5 年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる者

- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第3条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。
- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
 - (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者
 - (3) 入学前において本人又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付期限までに納付が困難であると認められる者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
 - (2) 10月入学者 当該年度の2月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)
- 第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については、広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生に係る入学料の免除)

第3条の3 大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生で成績優秀なものに係る入学料の免除については、広島大学大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生の入学料及び授業料の免除に関する要項(令和7年2月18日学長決裁)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については、全額免除とする。

(卓越大学院プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の6 卓越大学院プログラム履修生の授業料免除については、広島大学卓越大学院プログラム規則(平成31年3月29日規則第30号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の7 博士課程リーダー育成プログラム履修生の授業料免除については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(国際連携専攻の学生のうち本学をホーム大学とする学生に対する授業料免除)

第5条の8 大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻及び大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生のうち本学をホーム大学とする学生で成績優秀なものの授業料免除については、広島大学大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻及び広島大学大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生のうち広島大学をホーム大学とする学生の授業料の免除に関する要項(令和6年3月11日学長決裁)の定めるところによる。

(大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生に対する授業料免除)

第5条の9 大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生で成績優秀なものの授業料免除については、広島大学大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生の入学料及び授業料の免除に関する要項の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、学生又は学資負担者が引き続き当該

地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる場合は、各期ごとの授業料の全額又は半額

- (4) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額
- (5) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。

3 第1項第2号及び第3号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) 学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が困難であると認められる場合
- (5) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

- (1) 前期分 当該年度の8月末日
- (2) 後期分 当該年度の2月末日

(大学院修士段階における授業料後払い制度に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 独立行政法人日本学生支援機構が行う第一種奨学金の貸与事業である大学院修士段階における授業料後払い制度に申請した者については、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

2 前項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

- (1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和7年2月18日規則第14号)

この規則は、令和7年2月18日から施行し、この規則による改正後の広島大学授業料等免除及び猶予規則の規定は、令和6年10月1日から適用する。

○広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科又は研究科等連係課程実施基本組織にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (4) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、所属学部等の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は1回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和7年3月11日 一部改正)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科等及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、研究科等連係課程実施基本組織、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の 3 年次以上に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度又は学期の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科等は、一の研究科等に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に前条第 1 項の申請があった日の属する学期までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科等の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科等の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科等の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、15 単位の範囲内で研究科等が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により、当該授業科目を開設する研究科等の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第1項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 第7条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科等に入学した場合に限り、15単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として当該研究科等の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科等が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等を含めるかどうかは、研究科等が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和7年3月7日 一部改正)

1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、令和4年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

(略)

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 4 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあっては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があったときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

- 2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

- 第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

(外国語技能検定試験等に係る認定の手続)

- 第7条 外国語技能検定試験等に係る既修得単位の認定を受けようとする者の申請に係る書類及び認定の審査の結果に係る通知については、第3条及び第5条第1項の規定にかかわらず、外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて(令和5年2月7日教育書本部全学教育統括部統括会議長決裁)の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

この細則は、令和5年6月28日から施行し、この細則による改定後の広島大学既修得単位等の認定に関する細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

○広島大学転学部の実扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の実扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の実扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第 3 条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1 月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第 4 条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第 5 条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第 6 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(配属年次)

第 7 条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

(在学年限)

第 8 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第9条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはできない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和3年1月29日 一部改正)

この細則は、令和3年1月29日から施行する。

○広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として学部に入學することができる者は、次の各号に掲げる者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

- (1) 通則第 11 条各号に規定する者(第 3 号に掲げる者を除く。)
- (2) 学部生を対象に開設する授業科目のうち本学が指定する授業科目の履修を希望する高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する者(次号に掲げる者を除く。)
- (3) 学部が実施する高大接続型プログラム又は入学前プログラムにおいて当該学部が指定する授業科目の履修を希望する通則第 11 条各号に規定する者(履修を希望する年度の翌年度の 3 月 31 日までに通則第 11 条各号に規定する入学資格を有することが見込まれる者を含む。)

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 条の 2 科目等履修生として大学院に入學することができる者は、大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

第 3 条の 3 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに前条の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入學を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入學を志願する者(以下「入學志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書
- (5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

- 2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第5条 前条の入学志願者に対しては、当該学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の教授会がその定める方法により、選考を行う。

- 2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

- 3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

- 2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

- 2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

- 2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第 12 条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第 13 条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第 14 条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 7 年 3 月 11 日規則第 22 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育・平和担当)、副学長(学生支援担当)、学部長、研究科長及び研究科等連係課程実施基本組織の長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内外に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年7月18日規則第191号)

この規則は、令和5年7月18日から施行し、この規則による改正後の広島大学学生表彰規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

○広島大学学生懲戒規則

(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 41 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3 月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3 月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の可否等の決定)

第 3 条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第 4 条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織（以下「学部等」という。）の長は、学生に対し、厳重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第 5 条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第 6 条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第7条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

- 2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。
- 3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な情況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条 学長は、第6条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあつては、広島大学ハラスメント等の防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。
- 3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。
- 5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第10条 学部等の長は、前条の通知があったときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。こ

の場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(懲戒の決定)

第 12 条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第 13 条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第 14 条 懲戒処分は、学生に処分通知書(別記様式第 1 号)を交付し、又は口頭により通知して行わなければならない。

2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める公示の手続を行い、公示された日から 2 週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第 15 条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第 16 条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第 17 条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第 18 条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第 19 条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第 20 条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式第 2 号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第 21 条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第 22 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(令和 6 年 4 月 1 日規則第 76 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人, 強盗, 不同意性交等, 誘拐, 放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行, 傷害, 万引きその他の窃盗, 横領, 恐喝又は詐欺行為	退学, 停学又は訓告
	麻薬, 覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培, 売買, 不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為, のぞき見, 盗撮行為等), わいせつ行為(公然わいせつ, わいせつ物頒布等), 性暴力行為(不同意わいせつ等)又はストーカー行為	退学, 停学又は訓告。学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)に在籍する幼児, 児童若しくは生徒又は18歳未満の者に対して行った場合は, 退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ, 又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ, 又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転, 暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告

研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造、改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学，停学又は訓告
非違行為等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学，停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁又は拘束	退学，停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学，停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊，汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	20歳未満の者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業，実習，研修等で知り得た個人情報の漏えい，紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幫助した場合	退学，停学又は訓告
	その他，本学の信用を著しく失墜させる行為	退学，停学又は訓告

○広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数
- (6) 団体の構成員の氏名及び連絡先

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するとき(ちらし・ビラ等の文書を配付する場合を含む。)は、責任者は、原則として 3 日前までに、学

部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 責任者の氏名
 - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板)

第7条 前条の規定にかかわらず、学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示又は立看板の掲出については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
 - (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
 - (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
 - (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、撤去すること。
- (行事及び集会)

第8条 学生又は学生団体は、学内において行事又は集会を行う場合は、授業、研究、診療、試験実施等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(遵守事項)

第9条 学生又は学生団体は、法令及び本学の諸規則を遵守するものとし、本学の秩序又は風紀を乱すことがあってはならない。

(準用)

第10条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生について準用する。

2 第2条の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生について準用し、第3条及び第4条の規定は、研究生及び科目等履修生について準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。

- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

(略)

附 則(令和2年7月21日規則第189号)

この規則は、令和2年7月21日から施行する。

○広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科及び研究科等連係課程実施基本組織にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生は、学生証を紛失したとき、若しくは著しく損傷したとき、若しくは記載事項に変更があったとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは、速やかに再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条第2項を除く。)の規定は、研究生、外国人研究生、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。

この場合において、第2条中「入学、転学部若しくは転学科をしたとき」とあるのは特別研究学生にあつては「受入れを認められたとき」と、特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあつては「受入れを許可されたとき」と、「所属の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織」とあるのは研究生にあつては「所属の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、外国人研究生にあつては「所属の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、原爆放射線医科学研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、短期国際交流学生にあつては「所属の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、原爆放射線医科学研究所、病院、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、日本語等予備教育生にあつては「森戸国際高等教育学院」と、第4条第1項中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)」第4条に定められた修業年限、研究科及び研究科等連係課程実施基本組織にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)」第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生及び外国人研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生及び特別聴講学生にあつては「許可された履修期間」と、短期国際交流学生及び特別研究学生にあつては「受入れ期間」と、日本語等予備教育生にあつては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により、研究生(外国人研究生を含む。)、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(令和 5 年 8 月 28 日 一部改正)

この細則は、令和 5 年 8 月 28 日から施行し、この細則による改正後の広島大学学生証取扱細則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

○広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては教育本部と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年4月1日規則第111号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号）第 3 条に定める支援の申し出を行い、当該学生が志望する、若しくは所属する学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科が試験等における特別措置の必要性を認めた者

C 特別措置の内容・方法等

- 1 ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議は、障害の有無に関係なく公平な評価を可能とするために大学入学共通テストにおける特別措置等を基準として、試験の特別措置の内容・方法についてガイドラインを定め学生及び教職員に公開する。
- 2 入学試験における特別措置の内容・方法については、前項に定めるガイドラインを基準として、当該学生と志望学部、研究科又は専攻科（以下「志望学部等」という。）が協議して決める。
- 3 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については、第 1 項に定めるガイドラインを基準として、当該学生及びチューター（指導教員）又はアクセシビリティセンター会議委員と授業担当教員が協議して決める。

D 特別措置の申請

- 1 入学試験における特別措置を希望する者は、原則として、出願受付開始日の 1 週間前までに、点字受験等、準備に時間を要する特別措置を希望する者は、出願受付開始日の 4 週間前までに、志望学部等に対して特別措置を申請することとする。
- 2 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置を希望する者は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部、研究科又は専攻科（以下、「開設学部等」という。）に、原則として履修登録確定後から 2 週間以内に特別措置を申請することとする。

なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。

- 3 入学試験における特別措置の申請を受けた志望学部等は、速やかに当該入試担当者に連絡する。
- 4 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の申請を受けた開設学部等は、速やかに当該授業の担当教員に連絡する。
- 5 特別措置の申請を受けた志望学部等又は開設学部等は、必要に応じて、特別措置の内容・方法についてダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議に助言を求めることとする。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

附 則(平成 17 年 11 月 1 日 一部改正)

この申合せは、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

附 則(令和 5 年 4 月 1 日 一部改正)

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項

(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

(1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動

(2) ピアサポーターによる学生相談支援活動

(3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動

(4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 4 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第 6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年7月18日 一部改正)

この要項は、令和5年7月18日から施行し、この要項による改正後の社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 9 日 一部改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3

条第 1 項，第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

(略)

附 則(令和 5 年 1 月 10 日規則第 4 号)
この規則は，令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

○広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 出身学校の所属学科長以上の長又は指導教員の発行する推薦書
- (5) 住民票の写し、在留資格を記載した住民票記載事項証明書又は在留カードの写し
(日本に居住する者の場合に限る。)
- (6) 旅券の写し(旅券を有しない場合は、外国籍であることを証明する公的書類。外国に居住する者の場合に限る。)

2 外国人研究生として志願する者が、志願する学部若しくは研究科に特別聴講学生として在学中の場合又は広島大学 3+1 プログラムの特別聴講学生として在学中の場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類により願い出ることができる。

(1) 外国人研究生許可願

(2) 履歴書

(3) 在留カードの写し

(受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(教授会を置かない学部等にあつては、これに代わる機関)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、原則として1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに外国人研究生研究継続許可願により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

- 2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

第12条 削除

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類の提出を要しない。

- 2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

- 3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生(広島大学学生交流規則(平成16年4月1日規則第7号)第2条第2項に規定する特別聴講学生をいう。)が、履修期間終了後から当該学期末まで、外国人の研究生として学部、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し、受入れを許可された場合は、当該者に係る検定料、入学料及び研究料は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

- (1) 履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し、学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者
 - (2) 履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者
 - (3) 履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後、本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)
- 2 前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは、研究の許可を取り消す。
- (1) 本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。
 - (2) 本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。
 - (3) 本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。
 - (4) 本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項第3号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは、研究許可の取消しは行わない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(令和 6 年 6 月 18 日規則第 47 号)

この規則は、令和 6 年 6 月 18 日から施行する。

○広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメント等が職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメント等の防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「パワー・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 この規則において「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、妊娠・出産に関する言動又は妊娠・出産、育児・介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

5 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

- 6 ハラスメントの行為者とされた者の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。
- (1) ハラスメントの行為者とされた者が第2項から前項までの行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。
 - (2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。
- 7 この規則において「性暴力等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第3項各号及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文科科学大臣決定)に定める児童生徒性暴力等と同等の行為を行うこと。
 - (2) 第2項に定めるセクシュアル・ハラスメントのうち、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令に定める犯罪行為に該当する行為を行うこと。
- 8 この規則において「ハラスメント等」とは、ハラスメント及び性暴力等をいう。
(防止及び啓発)
- 第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメント等の発生を防止するための啓発に努める。
(相談体制)
- 第4条 大学におけるハラスメント等に関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。
- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメント等の被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。
(調査体制)
- 第5条 学長は、ハラスメント等の事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 調査会は、被害を受けたとする者、ハラスメント等の行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
 - 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
 - 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
 - 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(調査結果の告知及び不服申立て)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対して、速やかに書面により調査結果を告知するものとする。

2 前項の告知を受けた者は、当該告知内容について不服がある場合は、告知を受けた日の翌日から2週間以内に、書面により学長に不服を申し立てることができるものとする。
ただし、当該事案に関して、広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)に基づく懲戒に係る審査を受ける者は、不服を申し立てることはできない。

3 学長は、前項本文の不服申立てがあった場合は、不服を申し立てた者に対して、申立て内容の検討結果について書面により通知するものとする。

4 前項の通知内容に対する不服申立ては、認めない。

(措置の決定及び実施)

第7条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導等の必要な措置を決定し、実施する。

2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会に付議する。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 大学は、ハラスメント等に関する相談、当該相談への対応に対する協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした職員及び学生等に対し、そのことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメント等の防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附 則(令和6年3月26日規則第70号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)の許可を受けなければならない。

2 入構の許可を受けた者は、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証、利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 2 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 東広島キャンパスに通勤する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 東広島キャンパスに通学する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

- (3) 商用等のため構内を訪れる業者
- (4) 東広島キャンパスに通勤する職員又は通学する学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。
 - イ 職員にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
 - ロ 学生にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの
- (5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者
- (6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者 理事が定める期間
 - (2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、理事は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。
- (1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間
 - (2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月
 - (3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月
- 4 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が自動車により臨時に入構する必要がある場合は、当該各号に定めるところにより入構させることができる。
- (1) 本学の職員又は学生 職員証又は学生証を提示の上、臨時構内駐車証を交付する。
 - (2) 外来者 用務先を申し出の上、臨時構内駐車証を交付する。
(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という。)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。
- 3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,000円

(2) 駐車場を利用する期間半年	3,000 円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、理事が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。

(1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額

(3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

(4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5) 職員が東広島キャンパスから本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
 - (2) 構内駐車証の交付を受けている場合は、運転席前面に置くこと。
 - (3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
 - (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
 - (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
 - (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
- (指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。
 - (2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- (放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(令和 4 年 8 月 19 日 一部改正)

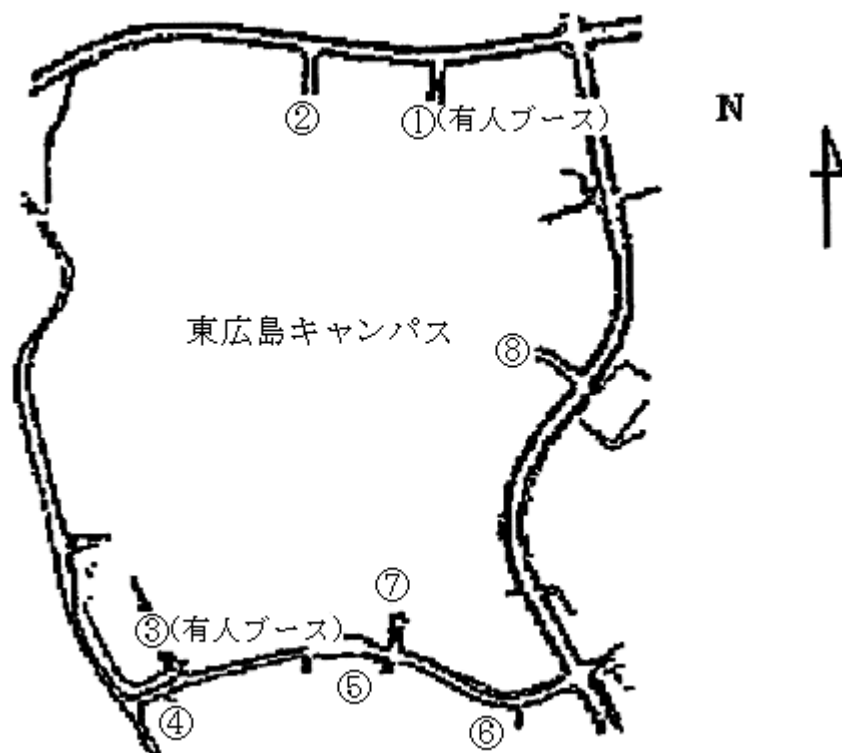
この細則は，令和 4 年 8 月 19 日から施行し，この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別紙第1(第5条第2項関係)

区分	申請者	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請書の受付及び 交付担当(以下「受付担当」という。)	交付申請書等
自動車	職員 (第4条第1号に該当する者)	職員証又は学生証	理事が定める期間	財務・総務室財務 部会計グループ	理事が定める様式
	学生 (第4条第2号に該当する者)				
	商用等のため構内を訪れる業者 (第4条第3号に該当する者)	利用登録証			構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	職員証又は学生証	随時		理事が定める様式
	教育, 研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者 (第4条第5号に該当する者)	構内駐車証(別記様式第2号)			
	職員 学生 (第4条第6号に該当する者)	職員証又は学生証			
	職員 学生 外来者	臨時構内駐車証(別記様式第3号)			
	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者		構内駐車証等を紛失した時	第1ゲート及び第3ゲート 当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	紛失届(別記様式第4号)

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート①(18:00～6:00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30～21:00)を開放する。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6:00～21:00)の規制は行わない。

○学業に関する評価の取扱いについて

平成 18 年 4 月 1 日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の 5 段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は以下のとおりとする。

評価	評点 (100 点満点)	評価指標	合否
秀	90 点以上	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 特に優れた成果を収めている。	合格
優	80～89 点	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 優れた成果を収めている。	合格
良	70～79 点	シラバスで計画された学修目標を達成し, 良好な成果を収めている。	合格
可	60～69 点	シラバスで計画された学修目標を達成している。	合格
不可	60 点未満	シラバスで計画された学修目標を達成していない。	不合格

- ② 0～100 点の点数評価とする。

60 点未満は不合格とする。

- ③ ただし, 特別な理由により, 5 段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

- ④ ③の特別な理由については, プログラム担当教員会等で判断する。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の 3 段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については、以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。
- (3) 5 段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い、その評価は、次のいずれかによるものとする。

1. 秀、優、良、可及び不可の 5 段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は以下のとおりとする。

評価	評点 (100 点満点)	評価指標	可否
秀	90 点以上	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し、特に優れた成果を収めている。	合格
優	80～89 点	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し、優れた成果を収めている。	合格
良	70～79 点	シラバスで計画された学修目標を達成し、良好な成果を収めている。	合格
可	60～69 点	シラバスで計画された学修目標を達成している。	合格
不可	60 点未満	シラバスで計画された学修目標を達成していない。	不合格

2. ただし、特別な理由により、5 段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。
3. 2.の特別な理由については、プログラム担当教員会等で判断する。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。

2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付することができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付することができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱いは、令和 2 年度から適用する。
2. 令和元年 10 月 1 日以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、Ⅰ 1.(1)の③、④及びⅡの 3.の取扱いを除き、なお従前の例による。

(略)

(注) (令和 5 年 5 月 23 日一部改正)

この改正は、令和 5 年 5 月 23 日から適用する。

○気象警報の発表，公共交通機関の運休，事件・事故又は弾道ミサイル発射等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発表，公共交通機関の運休，事件・事故又は弾道ミサイル発射等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1 授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育・平和担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

(1) 広島地方気象台から，特別警報が広島市中区，広島市南区又は東広島市のいずれかに対して発表された場合は，その市に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし，東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は，一斉休講は行わない。

(2) 広島県に弾道ミサイルが落下した場合，全キャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

2 理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で，各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお，霞キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(4)までの場合により一斉休講とするときは，東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

一斉休講とする授業時限の範囲とその判断時刻の目安は 3. のとおりとする。

(1) 広島地方気象台から，大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市中区，広島市南区又は東広島市のいずれかに対して発表された場合

(2) 台風の接近等により，あらかじめ広島市中区，広島市南区又は東広島市のいずれかに対して，大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合

(3) JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4) 弾道ミサイルや破壊された弾道ミサイルの破片が広島県を含む地域に落下する恐れがあるなど，学生・職員の安全確保の必要がある場合

(5) 学生・職員が，大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(6) その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

3 一斉休講する授業時限の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時限の範囲	判断時刻
8:45 から 12:10 までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50 から 17:05 までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30 から 19:40 までに開始される授業	16:00 頃まで

4 一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は、次のとおりとする。

- (1) インターンシップや野外実習、ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で、受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合は、当該授業を実施できる。
- (2) 双方向システムによる授業で、配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は、配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付、レポート提出等により当日の授業を補完し、受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に、配信元の授業を実施できる。
- (3) オンラインによる授業で、以下のいずれかに該当する場合は、開設部局の長等の判断により当該授業を実施できる。なお、授業担当教員は、受講者の不利益とならないよう、授業実施について必要な連絡を行うものとする。
 - ・同時双方向型の授業で、受講者全員が自宅等で受講可能なことが予め確認できる場合
 - ・オンデマンド型の授業の場合

5 一斉休講の解除

理事は、気象警報の解除、キャンパス内の安全確保、公共交通機関の運転再開等により授業の実施が可能であると判断したときは、一斉休講を解除し、授業等を再開する日及び授業時限を決定する。

第2 第1以外の取扱い

第1の取扱いに基づき、開設部局等の長は授業を休講とすることかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第3 その他

第2にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

第4 適用

この取扱いは、令和6年1月23日から適用する。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めていますが、学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

1. 申立手続

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

2. 申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

3. 申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。

4. 担当事務窓口一覧

(1) 教養教育科目：

- ・教育推進グループ【総合科学部事務棟 1F】
- ・霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）
※法学部法学科昼間コース・医学部・歯学部・薬学部の学生に限る。
- ・東千田地区支援室（学生支援担当）
※法学部法学科夜間主コース・経済学部経済学科夜間主コースの学生に限る。

(2) 大学院共通科目：教育推進グループ【総合科学部事務棟 1F】

(3) 専門教育科目

該当科目の開講学部／研究科／学位プログラム等		担当事務窓口
総合科学部		総合科学系支援室（学士課程担当）
文学部		人文社会科学系支援室（文学事務室）（学士課程担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科		教育学系総括支援室（学士課程担当）
法学部（昼間コース／夜間主コース）		東千田地区支援室（法学部昼間コース担当・法学部夜間主コース担当）
経済学部（昼間コース）		人文社会科学系支援室（経済学部担当）
経済学部（夜間主コース）		東千田地区支援室（経済学部夜間主コース担当）
理学部		理学系支援室（学士課程担当）
医学部 ※2／歯学部／薬学部／医系科学研究科		霞地区学生支援グループ（医学部担当・歯学部担当・薬学部担当・大学院担当）
工学部／情報科学部		工学系総括支援室（工学部担当・情報科学部担当）
生物生産学部		生物学系総括支援室（学士課程担当）
人間社会科学部研究科	人文学プログラム	人文社会科学系支援室（文学事務室）（大学院課程担当）
	法学・政治学プログラム	東千田地区支援室（法学・政治学プログラム担当）
	経済学プログラム	人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）
	ソーシャルデータサイエンスプログラム マネジメントプログラム	東千田地区支援室（夜間大学院担当）
	国際平和共生プログラム 国際経済開発プログラム 国際教育開発プログラム	国際協力学系支援室
	人間総合科学プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	心理学プログラム 教師教育デザイン学プログラム 教育データサイエンスプログラム 教育学プログラム 日本語教育学プログラム 教職開発プログラム	教育学系総括支援室（大学院課程担当）
	実務法学プログラム ※2	東千田地区支援室（法科大学院担当）
	広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻	国際協力学系支援室
	数学プログラム 物理学プログラム 地球惑星システム学プログラム 化学プログラム	理学系支援室（大学院課程担当）
先進理工系科学研究科	量子物質科学プログラム	理学系支援室（先端）（学生支援担当）
	理工学融合プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	情報科学プログラム 応用化学プログラム 化学工学プログラム 電気システム制御プログラム 機械工学プログラム 輸送・環境システムプログラム 建築学プログラム 社会基盤環境工学プログラム スマートイノベーションプログラム	工学系総括支援室（大学院課程担当）
	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻	国際協力学系支援室
統合生命科学研究科	生物工学プログラム	理学系支援室（先端）（学生支援担当）
	食品生命科学プログラム 生物資源科学プログラム	生物学系総括支援室（大学院課程担当）
	生命環境総合科学プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	基礎生物学プログラム 数理生命科学プログラム 生命医科学プログラム	理学系支援室（大学院課程担当）
	スマートソサイエティ実践科学研究所	国際協力学系支援室
森戸国際高等教育学院／IDEC 国際連携機構		留学交流グループ【学生プラザ 3F／2F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1		教育推進グループ【学生プラザ 3F】

※1 特定プログラムなど、森戸国際高等教育学院及び IDEC 国際連携機構以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

※2 別途申立制度を定めている学部・研究科等を示す。

成績評価に対する異議申立書

申立日： 年 月 日

所属学部・研究科等名称	
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度		講義コード	
開講学部・研究科等			
授業科目名			
授業担当教員名			
現在の成績評価			
申立内容・理由			

- ※ 本申立書と併せて学業成績証明書を提出すること。
- ※ 回答は、原則 My もみじの個人掲示により連絡する。
- ※ 申立日から2週間以内に回答がない場合は、該当の担当事務窓口に連絡すること。

VI そ の 他

○広島大学理学部関係の沿革

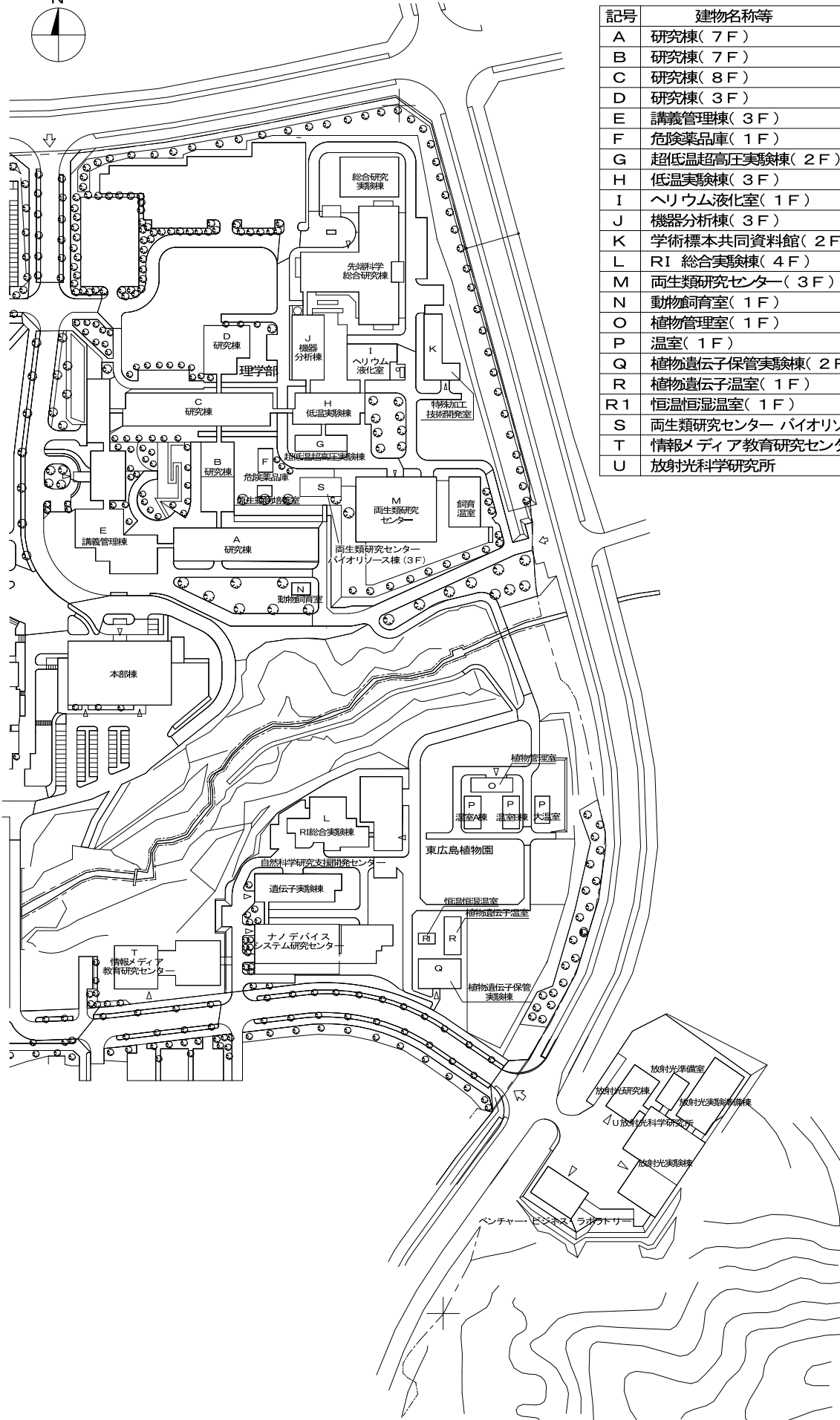
◇理学部は、元広島文理科大学(昭和4年創設)の数学科、物理学科、化学科、生物学科、地学科及び附属臨海実験所を基盤として、組織されたものである。

- 昭和4年4月1日 広島文理科大学設置(官立文理科大学官制(勅令第37号))
設置当時の構成のうち、現在の理学部関係の学科は、次のとおり。
数学科(数学専攻)
物理学科(物理学専攻)
化学科(化学専攻)
生物学科(動物学専攻・植物学専攻)
- 昭和8年6月3日 附属臨海実験所設置(官立文理科大学官制(勅令第144号))
- 昭和18年11月24日 地学科地質鉱物学専攻設置(官立文理科大学官制(勅令第878号))
- 昭和19年8月23日 附属理論物理学研究所設置(官立文理科大学官制(勅令第515号))
- 昭和24年5月31日 広島大学設置(昭和24年法律第150号)
その学部は、理学部ほか5学部と定められた。
なお、大学の附置研究所として、理論物理学研究所が置かれた。
理学部設置当時の構成は、次のとおり。
数 学 科……5講座
物 理 学 科……6講座
化 学 科……6講座
生 物 学 科……6講座(動物学専攻、植物学専攻に分かれる。)
地 学 科……3講座
附属臨海実験所
- 昭和28年4月1日 広島大学大学院理学研究科(修士課程・博士課程)設置
(昭和28年法律第25号)(昭和28年政令第51号)
理学研究科設置当時の構成は、次のとおり。
数 学 専 攻(修士課程・博士課程)
物 理 学 専 攻(修士課程・博士課程)(理論物理学研究所を含む。)
化 学 専 攻(修士課程・博士課程)
動 物 学 専 攻(修士課程・博士課程)
植 物 学 専 攻(修士課程・博士課程)
地質学鉱物学専攻(修士課程・博士課程)
- 昭和29年4月1日 地学科に岩石学講座増設

- 昭和 29 年9月7日 国立大学の学部に置かれる講座(大学院に置かれる研究科の基礎となるものとする。)の種類及びその数は、次のとおり定められた。
(昭和 29 年省令第 23 号)
- 理 学 部
- 数 学……5講座
- 物理学……6講座
- 化 学……6講座
- 生物学……6講座
- 地 学……4講座
- 昭和 32 年4月1日 附属微晶研究施設設置(昭和 32 年省令第7号)
- 昭和 34 年4月1日 化学科に高分子化学講座増設(昭和 34 年省令第7号)
- 昭和 35 年4月1日 理論物理学研究所に研究部門「場の理論・時間空間構造」増設
- 昭和 36 年4月1日 数学科に数理統計学講座増設(昭和 36 年省令第8号)
- 昭和 39 年4月1日 物性学科増設(昭和 39 年省令第 12 号)
- 昭和 40 年4月1日 物性学科に磁性体講座, 界面物性講座及び金属物性講座増設
(昭和 40 年省令第 20 号)
理論物理学研究所の研究部門「重力・時間空間理論」を「重力理論」に, 「場の理論・時間空間構造」を「場の理論」に改称, 「時間空間理論」増設
(昭和 40 年省令第 21 号)
- 昭和 41 年4月1日 物性学科に放射線物性講座及び半導体講座増設
(昭和 41 年省令第 23 号)
- 昭和 42 年4月1日 数学科に整数論講座及び位相数学講座を, 物性学科に非金属物性講座及び高分子物性講座を増設(昭和 42 年省令第 3 号)
- 昭和 42 年6月1日 附属両生類研究施設設置(昭和 42 年省令第 11 号)
- 昭和 43 年4月1日 数学科に微分方程式講座増設(昭和 43 年省令第 17 号)
理学研究科物性学専攻(修士課程)増設
(昭和 43.3.30 学大第 32 の 16 号)
- 昭和 44 年4月1日 数学科に確率論講座, 化学科に反応有機化学講座及び天然物有機化学講座増設(昭和 44 年省令第 14 号)
- 昭和 45 年4月1日 化学科に構造化学講座増設(昭和 45 年省令第 14 号)
理学研究科物性学専攻(博士課程)(昭和 43.3.30 学大第 32 の 16 号)
- 昭和 46 年4月1日 化学科に錯体化学講座増設(昭和 46 年省令第 19 号)
- 昭和 48 年4月 12 日 理論物理学研究所に研究部門「宇宙論」増設(昭和 48 年省令第 8 号)
- 昭和 49 年4月 11 日 附属宮島自然植物実験所設置(昭和 49 年省令第 13 号)
- 昭和 52 年4月 18 日 附属植物遺伝子保管実験施設設置(昭和 52 年省令第 11 号)

○昭和 56 年4月1日	附属両生類研究施設に「生理生態学研究部門」(客員部門)増設
○昭和 59 年4月1日	附属両生類研究施設に「進化生化学研究部門」増設(10 年時限)
○昭和 62 年5月 21 日	生物学科に分子遺伝学講座増設(昭和 62 年省令第 19 号)
○昭和 63 年4月8日	生物学科に細胞構築学講座増設(昭和 63 年省令第 16 号)
○平成元年5月 29 日	物性学科に光物性講座増設(平成元年省令第 25 号) 附属両生類研究施設に「形質発現機構研究部門」増設 (平成元年文高大第 191 号)
○平成2年6月8日	理論物理学研究所廃止(京都大学基礎物理学研究所に統合) (平成 2 年政令第 130 号)
○平成3年9月 30 日	理学部が東広島市統合移転地に移転を完了(一部の附属施設を除く。)
○平成4年1月 31 日	附属両生類研究施設が東広島市統合移転地に移転を完了
○平成4年3月 31 日	附属植物遺伝子保管実験施設が東広島市統合移転地に移転を完了
○平成4年4月1日	地学科を地球惑星システム学科に改組(平成 4 年省令第 9 号)
○平成4年4月 10 日	地球惑星システム学科の地史学講座を地球環境進化学講座に, 岩石学講座を地球造構学講座に, 鉱物学講座を地球惑星物質学講座に, 鉱床学講座を地球惑星物質循環学講座にそれぞれ改称(平成 4 年省令第 16 号)
○平成5年4月1日	生物学科を生物科学科に改称(平成 5 年省令第 10 号) 生物科学科に置かれる講座は, 「発生生物学講座, 原生生物学講座, 情報生理学講座, 分類・生態学講座, 機能生化学講座及び細胞構築学講座」となった。(平成 5 年省令第 18 号) 地球惑星システム学科に地球惑星内部物理学講座増設 (平成 5 年省令第 18 号) 理学研究科遺伝子科学専攻(修士課程)(独立専攻)設置 (平成 5 年文高第 113 号) 理学研究科の動物学専攻及び植物学専攻を生物科学専攻に改称 (平成 5 年学高第 16 号) 理学研究科に遺伝子発現機構学講座, 分子形質発現学講座及び遺伝子化学講座設置(平成 5 年省令第 18 号)
○平成6年4月1日	附属両生類研究施設の「進化生化学研究部門」が時限到来により廃止
○平成6年6月 24 日	附属両生類研究施設に「種形成機構研究部門」増設(10 年時限)
○平成7年4月1日	理学研究科遺伝子科学専攻(博士課程)(独立専攻)設置
○平成8年4月1日	理学研究科の地質学鉱物学専攻が地球惑星システム学専攻に改称 (平成 8 年学高第 10 の 3 号)
○平成8年5月 11 日	附属微晶研究施設廃止(平成 8 年省令第 18 号)
○平成9年4月1日	理学研究科に粒子線科学講座設置(平成 9 年省令第 15 号)

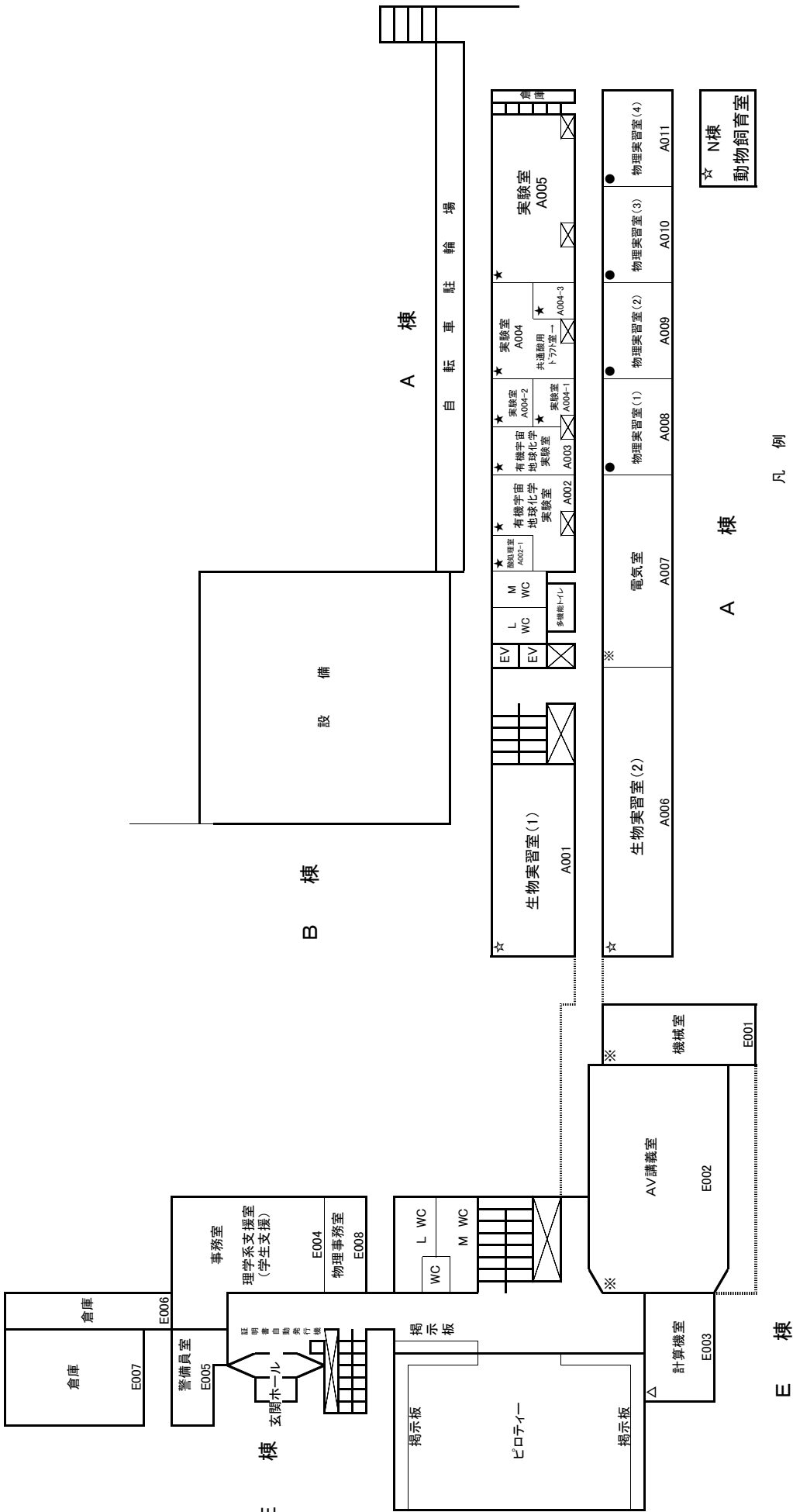
- 平成 10 年 4 月 1 日 物理学科と物性学科を物理科学科に改組
理学研究科の物理学専攻と物性学専攻を物理科学専攻に改組
- 平成 11 年 4 月 1 日 附属両生類研究施設に「分化制御機構研究部門」増設
附属両生類研究施設の「形質発現機構研究部門」が時限到来により廃止
理学研究科の改組(大学院重点化)
(数学専攻, 化学専攻, 数理分子生命理学専攻)
- 平成 12 年 4 月 1 日 理学研究科の改組(大学院重点化)
(物理科学専攻, 生物科学専攻, 地球惑星システム学専攻)
学部附属施設の研究科附属施設への移行
(臨海実験所, 宮島自然植物実験所, 両生類研究施設, 植物遺伝子保管実験施設)
- 平成 16 年 4 月 1 日 国立大学法人「広島大学」に移行
附属両生類研究施設の「種形成機構研究部門」が時限到来により転換され, 「多様化機構研究部門」増設
- 平成 18 年 4 月 1 日 数学専攻の協力講座「総合数理講座」基幹講座化
数理分子生命理学専攻の協力講座「応用数理講座」廃止
- 平成 19 年 4 月 1 日 附属理学融合教育研究センター設置
- 平成 25 年 3 月 1 日 附属両生類研究施設の研究活動の活性化と研究者の流動化を目的とし, 「発生研究グループ」「遺伝情報・環境影響研究グループ」「進化多様性・生命サイクル研究グループ」「生理生態学研究部門(客員研究部門)」に再編成
- 平成 28 年 10 月 1 日 学内共同教育研究施設として広島大学両生類研究センター設置(旧理学研究科附属両生類研究施設)
- 平成 29 年 4 月 1 日 物理科学科を物理学科に改称
- 平成 31 年 4 月 1 日 生物科学専攻および数理分子生命理学専攻を統合生命科学研究科へ移行
附属臨海実験所, 附属宮島自然植物実験所および附属植物遺伝子保管実験施設を統合生命科学研究科へ移行
- 令和 2 年 4 月 1 日 数学専攻, 物理科学専攻, 化学専攻および地球惑星システム学専攻を先進理工系科学研究科へ移行
- 令和 3 年 4 月 1 日 附属理学融合教育研究センターを附属未来創生科学人材育成センターへ改称



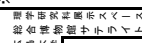
記号	建物名称等
A	研究棟（ 7 F ）
B	研究棟（ 7 F ）
C	研究棟（ 8 F ）
D	研究棟（ 3 F ）
E	講義管理棟（ 3 F ）
F	危険薬品庫（ 1 F ）
G	超低温超高压実験棟（ 2 F ）
H	低温実験棟（ 3 F ）
I	ヘリウム液化室（ 1 F ）
J	機器分析棟（ 3 F ）
K	学術標本共同資料館（ 2 F ）
L	RI 総合実験棟（ 4 F ）
M	両生類研究センター（ 3 F ）
N	動物飼育室（ 1 F ）
O	植物管理室（ 1 F ）
P	温室（ 1 F ）
Q	植物遺伝子保管実験棟（ 2 F ）
R	植物遺伝子温室（ 1 F ）
R1	恒温恒湿温室（ 1 F ）
S	両生類研究センター バイオリソース棟（ 3 F ）
T	情報メディア教育研究センター（ 3 F ）
U	放射光科学研究所

B1階

(令和7年4月1日現在)

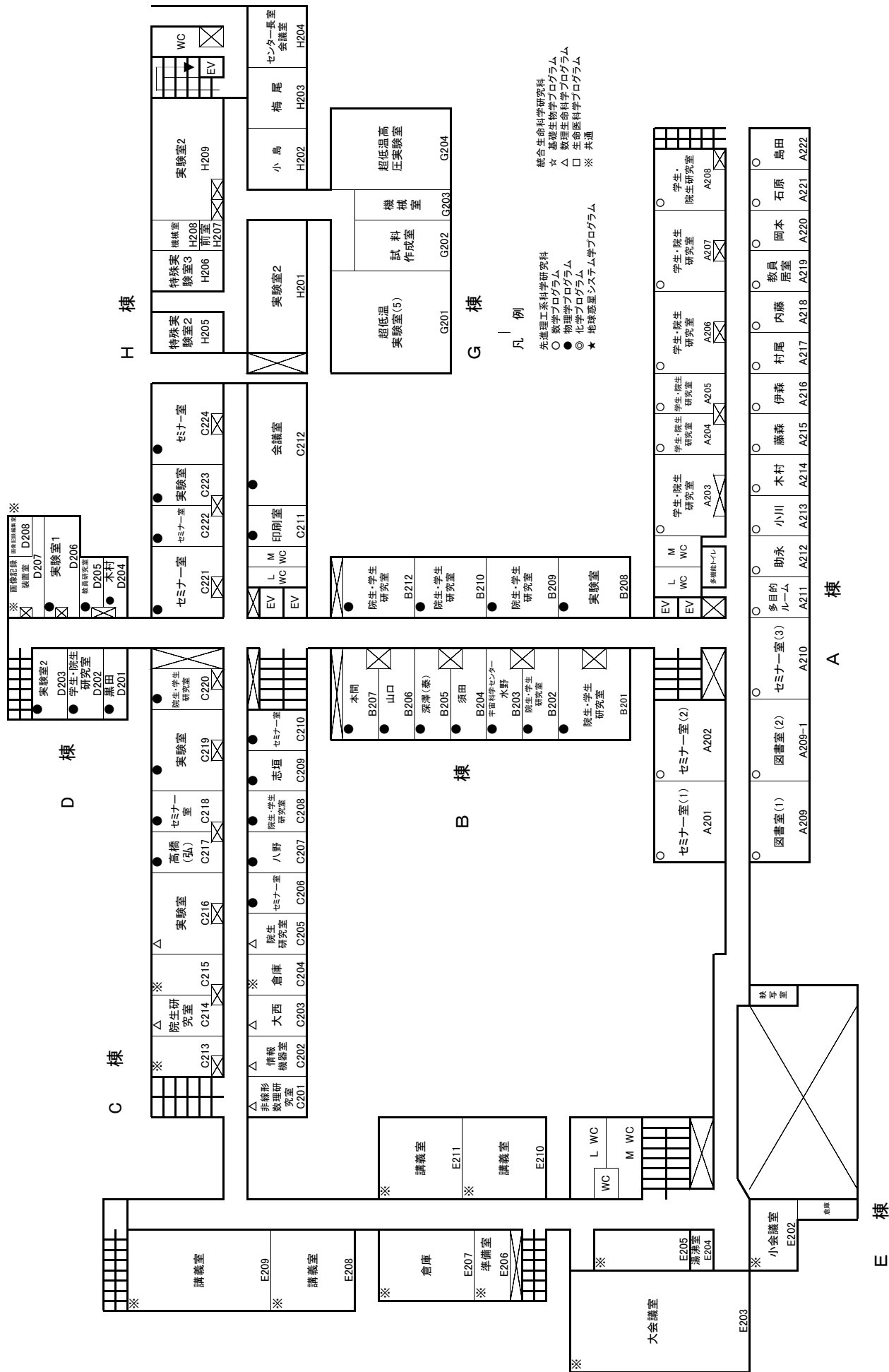


(令和7年4月1日現在)



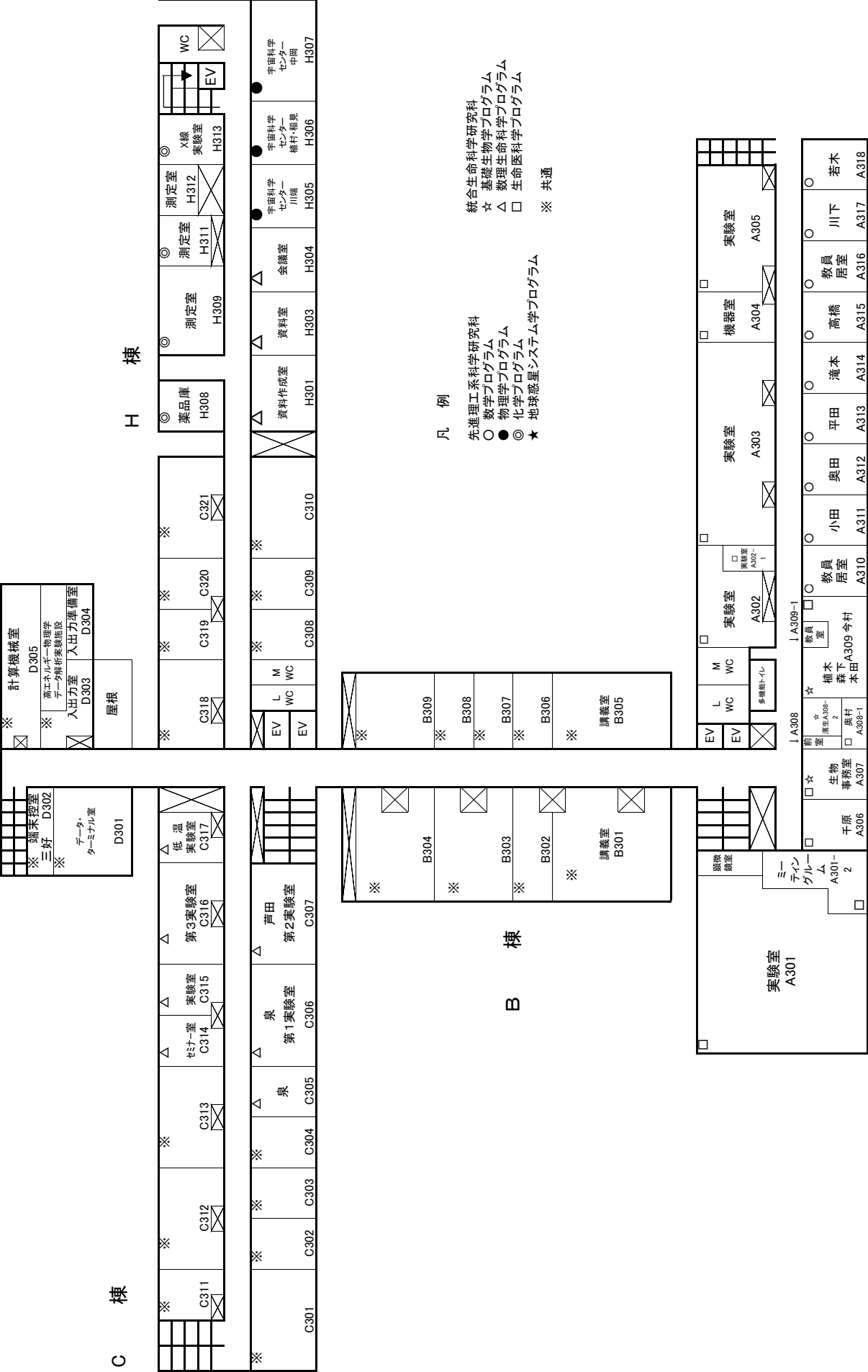
研究棟・講義管理棟 2階

(令和7年4月1日現在)

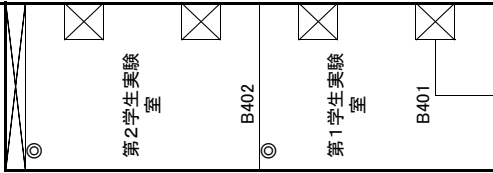
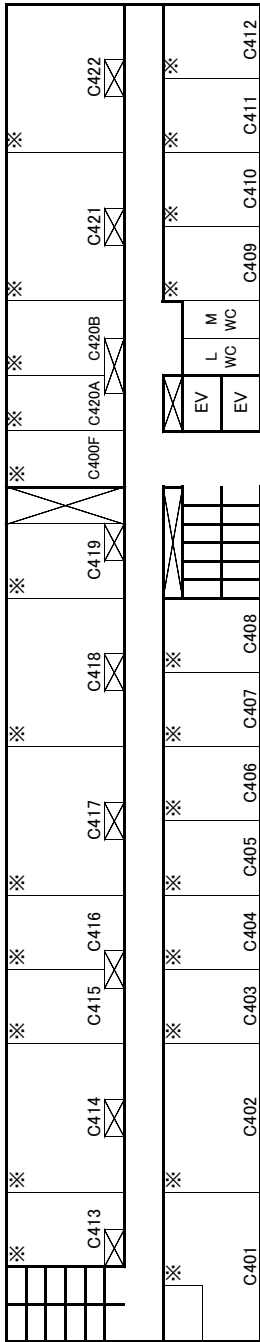


研究棟 3階

(令和7年4月1日現在)



研究棟 4階
(令和7年4月1日現在)



棟

例

研究科

4

ラム

$$\frac{1}{2}$$

★地球の生み出すムネのムネ

7.

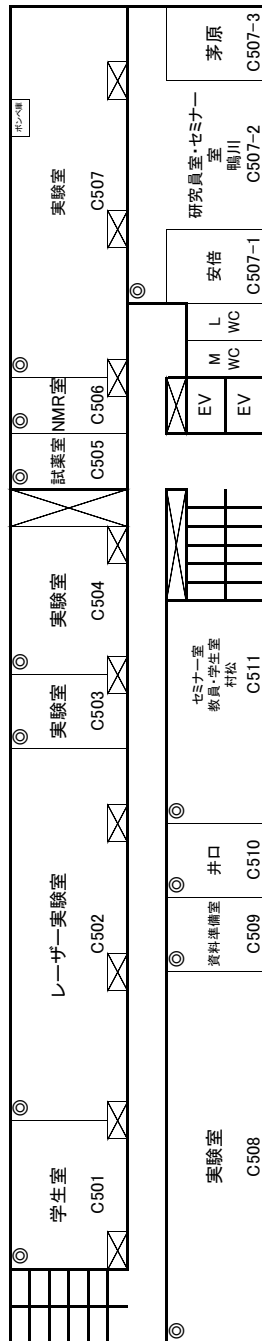
75

4

●※

研究棟 5階
(令和7年4月1日現在)

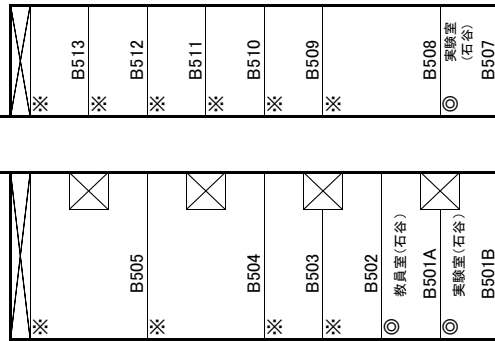
C 棟



凡 例

- 統合生命科学研究科
☆ 基礎生物学プログラム
△ 数理生命科学プログラム
□ 生命医科学プログラム
※ 共通
- 先進理工系科学研究科
○ 数学プログラム
● 物理学プログラム
◎ 化学プログラム
★ 地球惑星システム学プログラム

B 棟

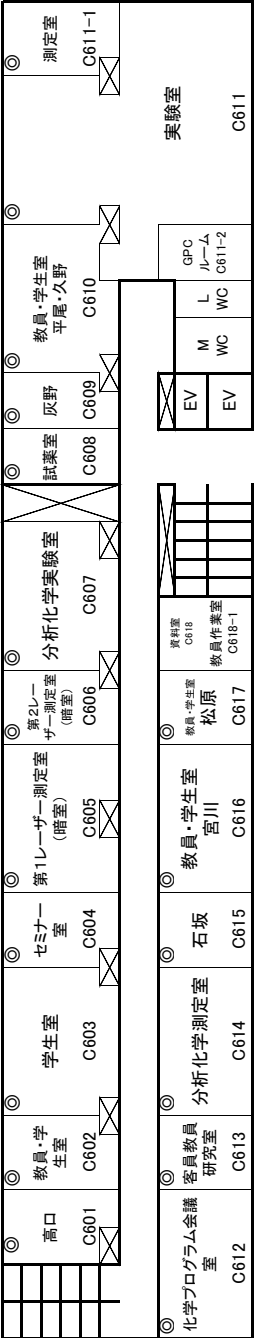


A 棟

研究棟 6階

(令和7年4月1日現在)

C 棟

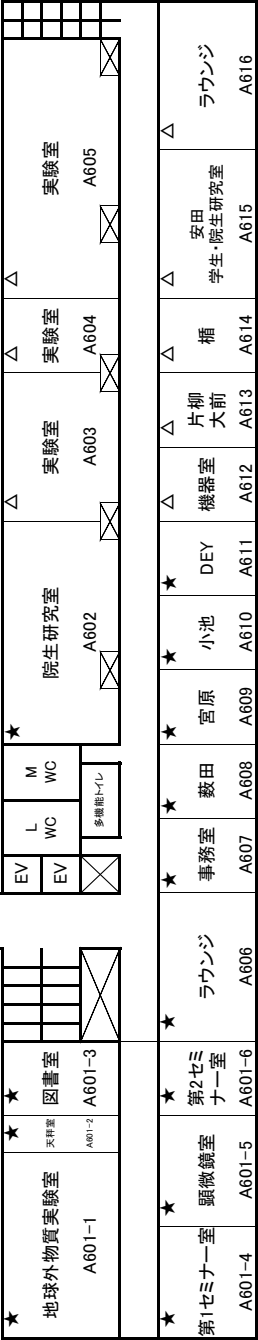
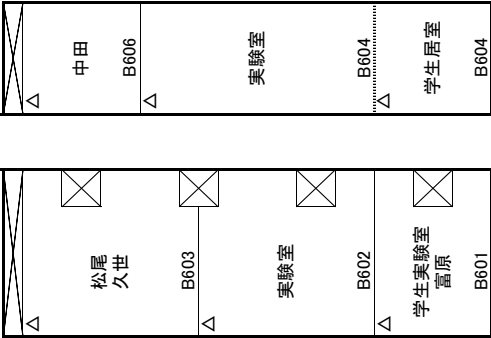


凡 例

- 統合生命科学研究所
- ☆ 基礎生物学プログラム
- △ 教理生命科学プログラム
- 生命医科学プログラム
- ※ 共通

- 先進理工系科学研究科
- 数学プログラム
- 物理学プログラム
- ◎ 化学プログラム
- ★ 地球惑星システム学プログラム

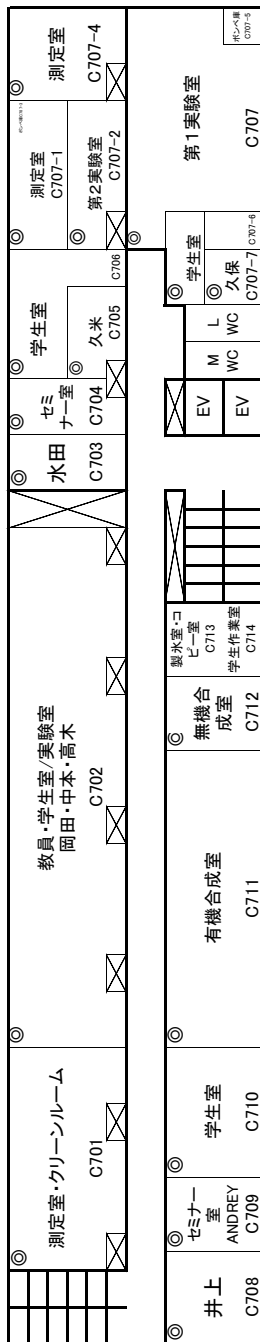
B 棟



A 棟

研究棟 7階
(令和7年4月1日現在)

C 棟

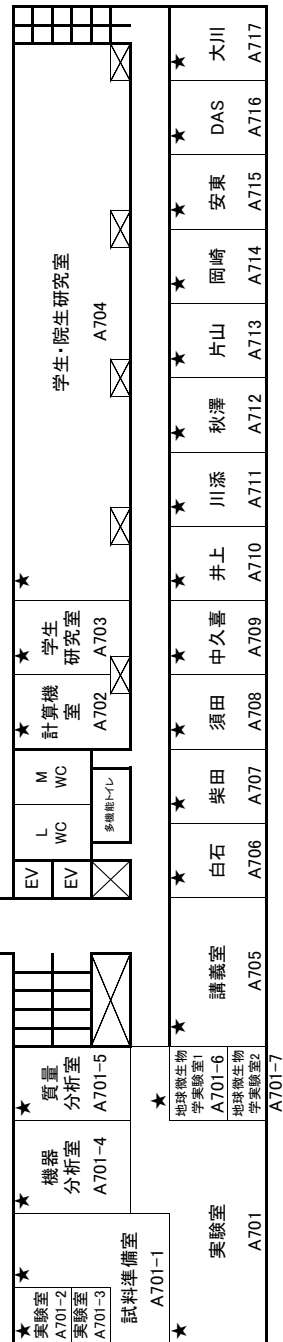
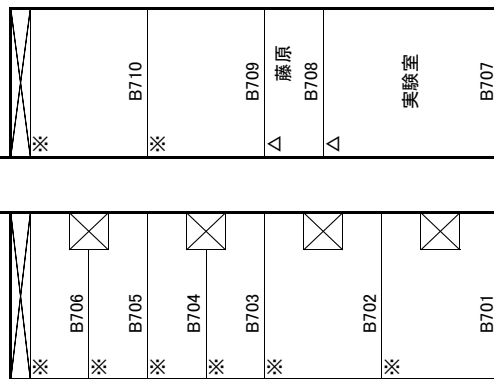


凡 例

- 統合生命科学研究科
☆ 基礎生物学プログラム
△ 数理生命科学プログラム
□ 生命医科学プログラム
※ 共通

- 先進理工系科学研究科
○ 数学プログラム
● 物理学プログラム
◎ 化学プログラム
★ 地球惑星システム学プログラム

B 棟

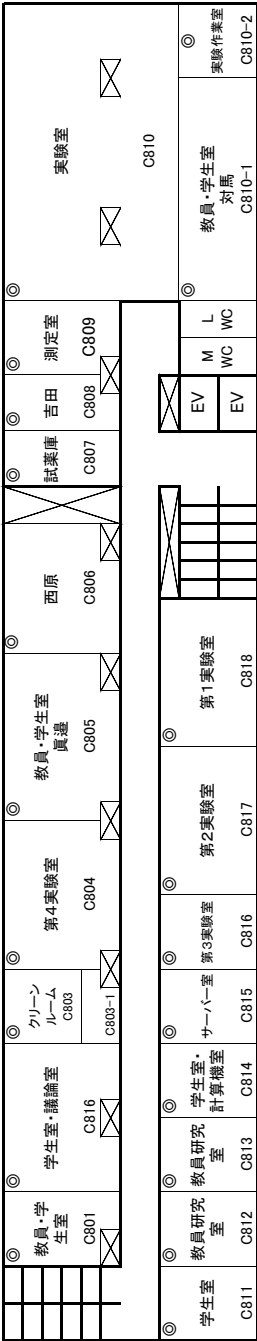


A 棟

研究棟 8階

(令和7年4月1日現在)

C棟



凡例

- 先進理工系科学研究科
- 数学プログラム
- 物理学プログラム
- ◎ 化学プログラム
- ★ 地球惑星システム学プログラム
- 統合生命科学研究科
- ☆ 基礎生物科学プログラム
- △ 数理生命科学プログラム
- 生命医科学プログラム
- ※ 共通

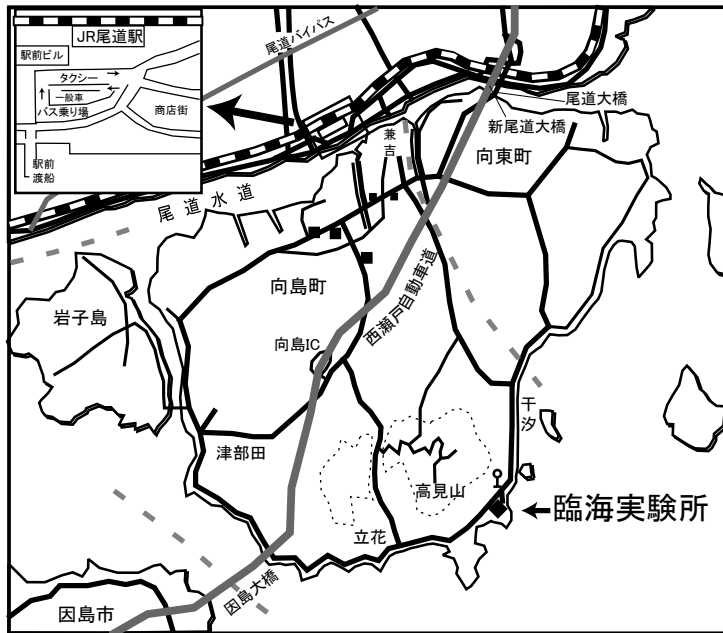
臨海実験所位置および平面図

オノミチシ ムカイシマチョウ

〒722-0073広島県尾道市向島町2445

電話 0848-44-1143

Fax 0848-44-5914



宿泊棟 2階

406	WC 男
405	WC 女
404	409
403	
402	
401	

宿泊棟 1階

306	WC 男
	WC 女
305	シャワー室(男)
リネン室	シャワー室(女)
304	
303	
302	
301	

研究棟 2階

212
実習室

210	209	208	207
5実	ストック	WC 男	WC 女
	ルーム		

211	214
実験暗室	厨房
	213
	食堂

206/205	204	203	202	201
4実	3実	2実	1実	講義室

海産動物飼育舎

屋外水槽

研究棟 1階

118	117
工具室	8実
116	115
7実	6実

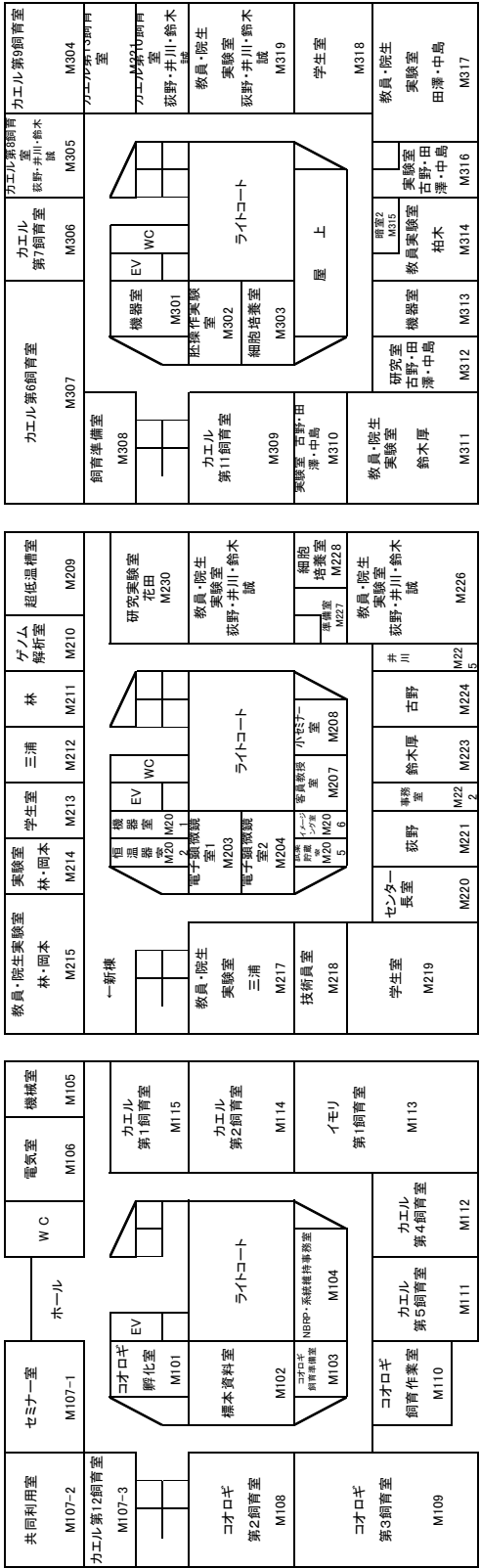
110	109	108	107
5研	恒温室	WC 男	WC 女
106	105	104	103
4研	3研	2研	1研
			所長室

114	113
電機室	機械室
112	111
暗室	図書室
	101
	事務室

両 生 類 研 究 セ ン タ ー 平 面 図

Tel 082-424-7328 Fax 082-424-0739

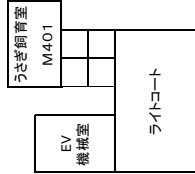
【本棟】



1階 平面図

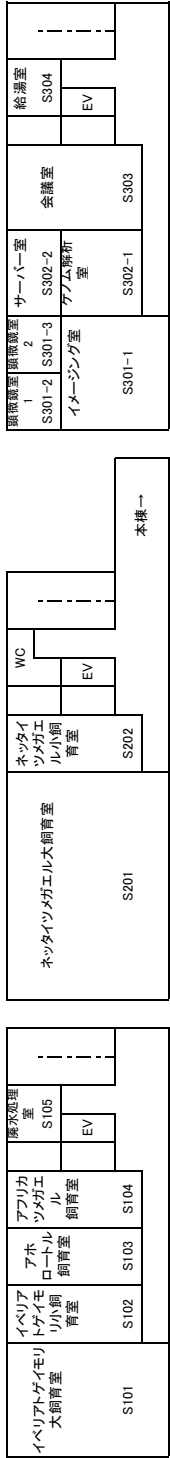
2階 平面図

3階 平面図



4階 平面図

【新棟】



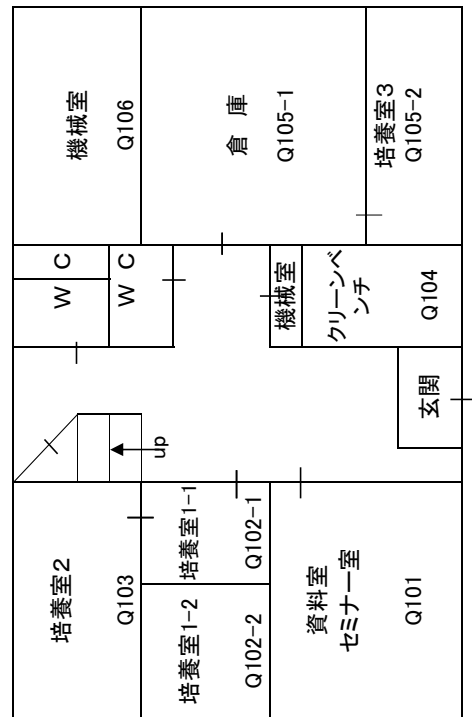
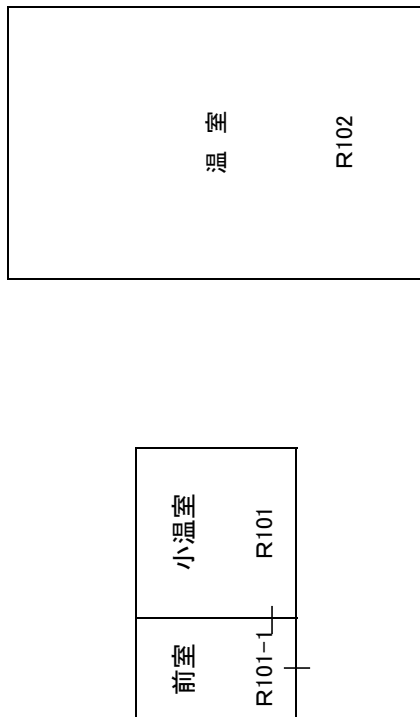
1階 平面図

2階 平面図

3階 平面図

植物遺伝子保管実験施設 平面図

Tel 082-424-2471 Fax 082-424-0738



2F 平面図

1F 平面図

植物管理棟 平面図

Tel 082-424-2842

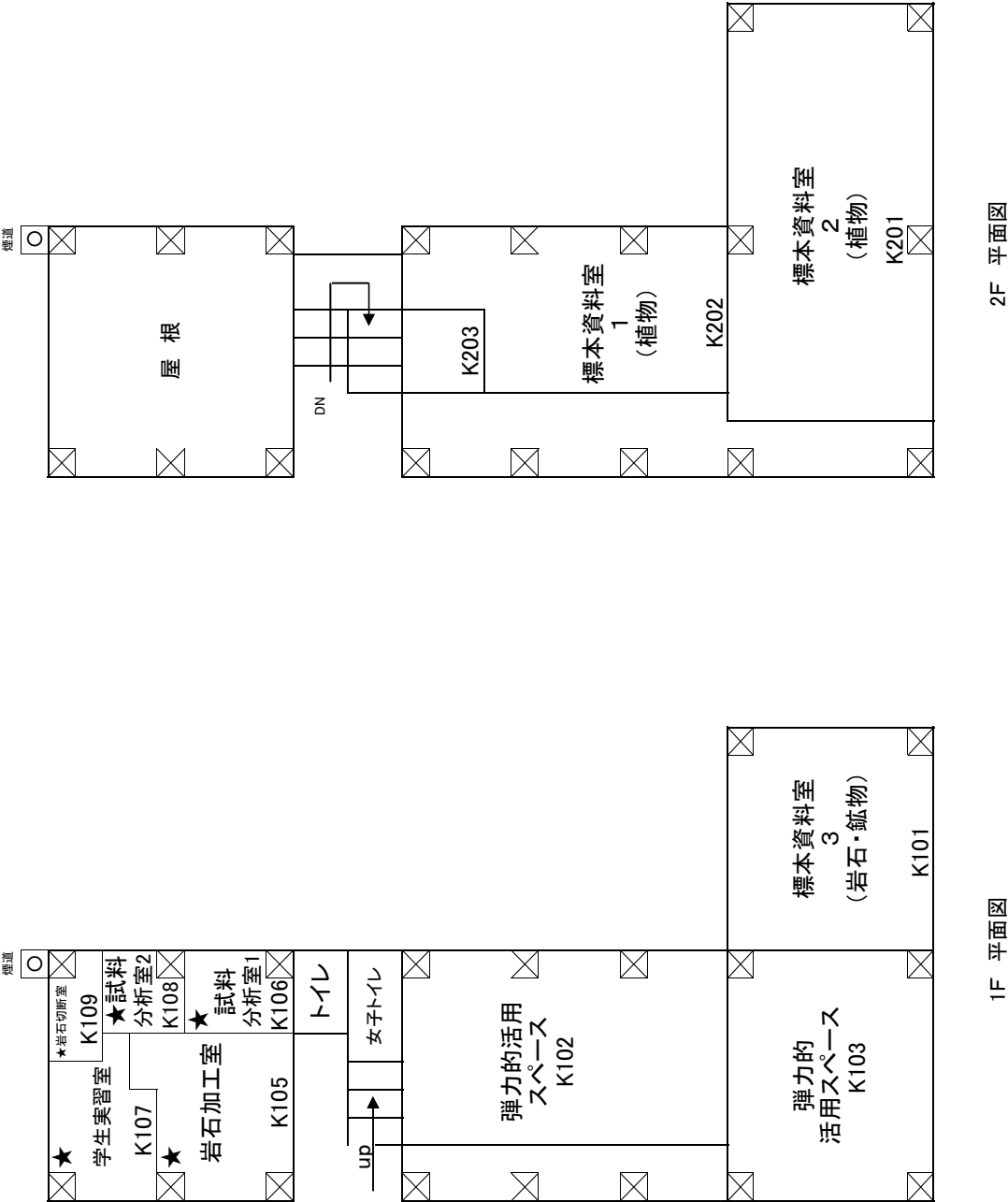
標本・資料 室 O101	植物管理室 O102		倉庫 O103	機械室 O104		
	前室			脱 便所	シャワー O104-1	衣

温室 P-104
温室 P-103
温室 P-102
温室 P-101

温室 P-204
温室 P-203
温室 P202
温室 P-201

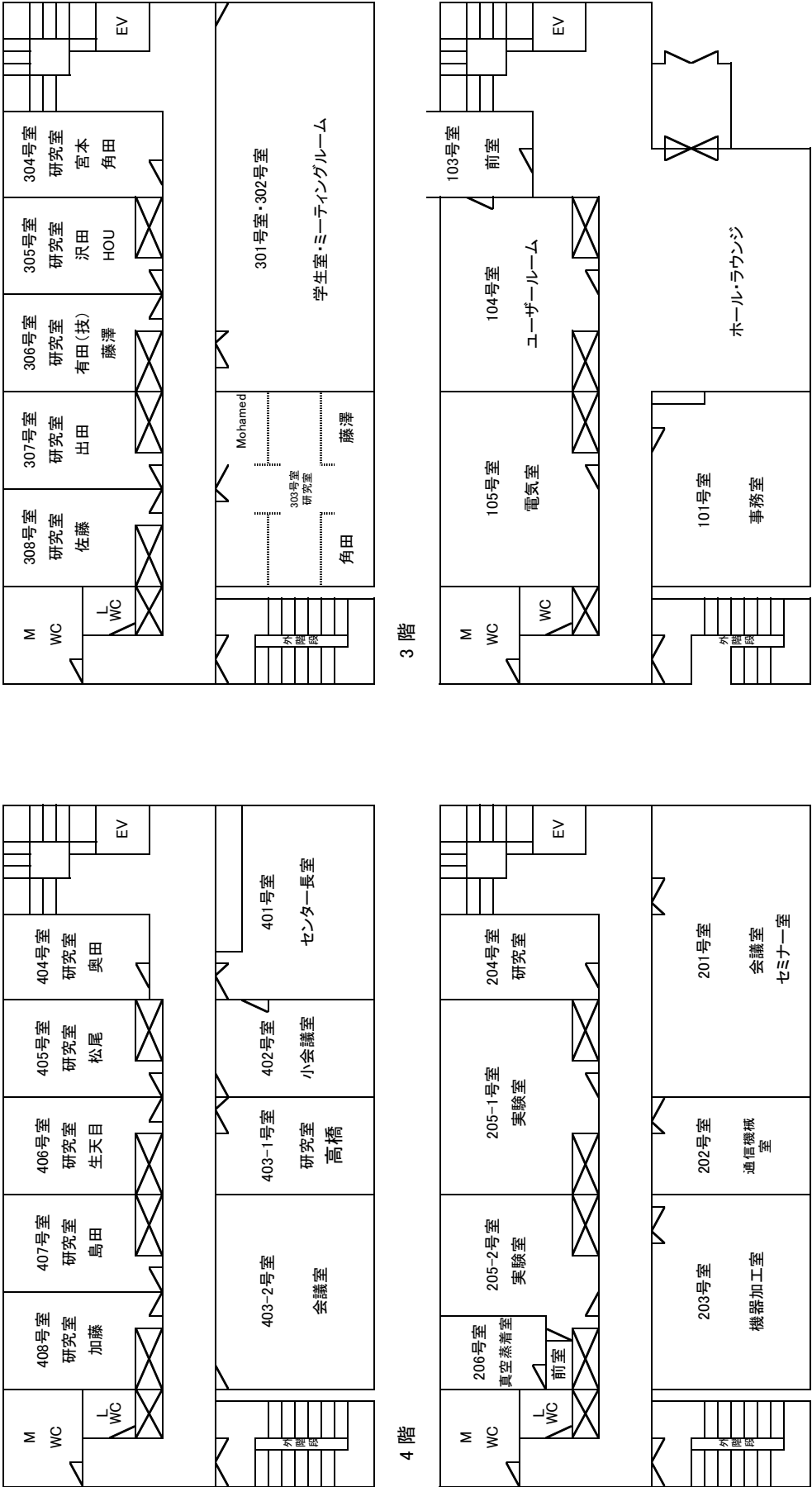
大温室 P302
大温室 P301

学術標本共同資料館 平面図



放射光科学研究所研究棟平面図

〒739-0046
東広島市鏡山二丁目313番地
電話 082-424-6293
FAX 082-424-6294



1 階

2 階

3 階

4 階

自然科学研究支援開発センター

機器共用・分析部/物質科学部

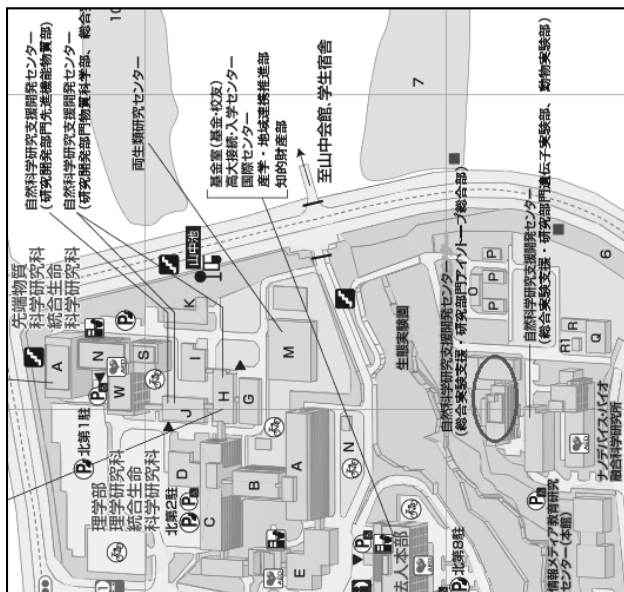
電話 082-424-7486 Fax 082-424-7486

階段	J301 元素分析室1			J303 分光実験室1		J304 分光実験室2	J305 分光実験室3
	J302 暗室	PS	EPS				
J306 元素分析室2		J307 元素分析室3				J309 機器分析実験室	
						J310 データ解析室	

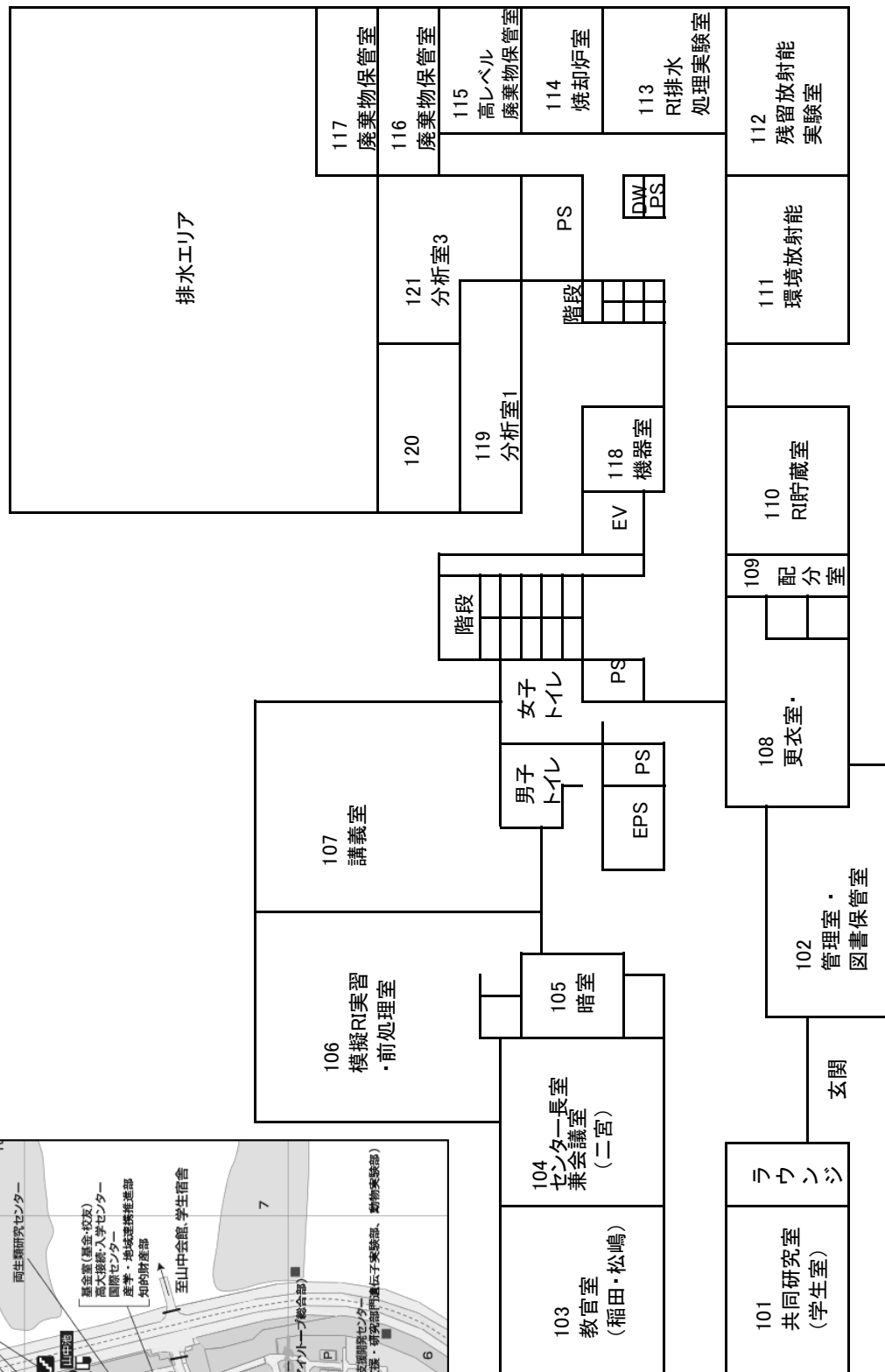
階段	男子トイレ	J201 教員実験室 (齋藤)	J202 機器分析実験室1		J203 材料解析 システム室1	J204 材料解析 システム室2
			PS	EPS		
	女子 トイレ					
	J206 分析講習室・利用者実験室		J207 データ解析・管理室		J208 機器分析実験室2	J209 機器分析実験室3

階段	J101 超高分解能核磁気共鳴装		J102 ヘリウム 回収室		J103 構造解析 システム室1		J104 構造解析 システム室2			
		PS	EPS							
玄関	J105 事務室		J106 センター		J107 構造解析 システム室3		J108 質量分析計室		J109 分子解析 システム室	

自然科学研究支援開発センター 総合実験支援・研究部門 アイソトープ総合部



Tel 082-424-6290 Fax 082-424-0700



1F

先端科学総合研究棟・総合研究実験棟平面図

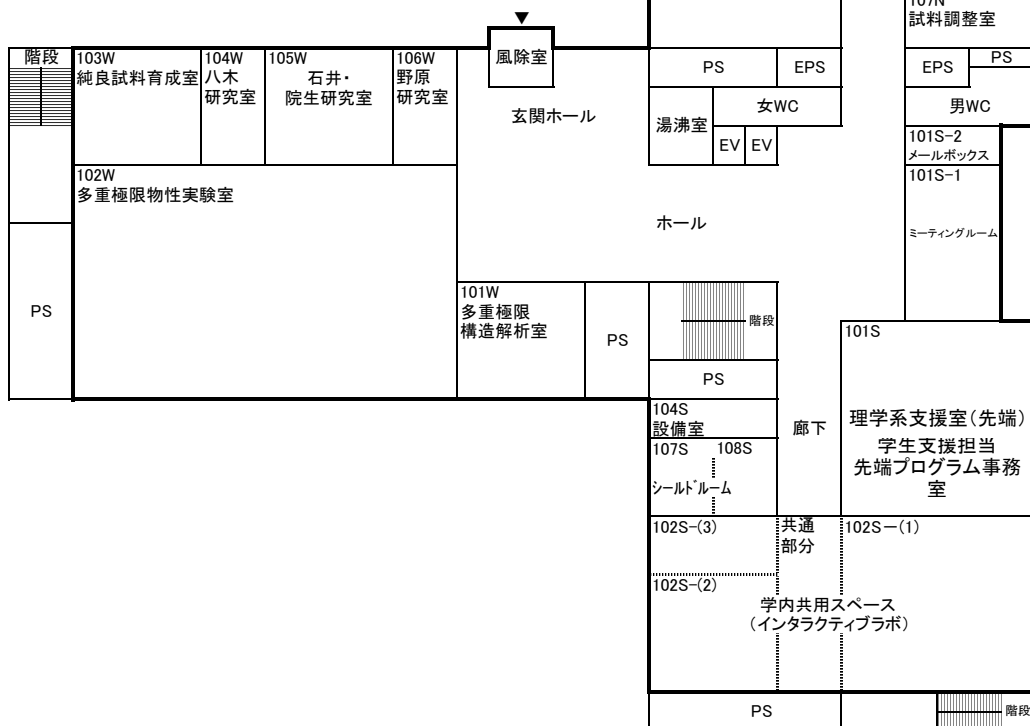
〒739-8530 東広島市鏡山1丁目3番1号

(物理学科関係教員部分のみ掲載)

総合研究実験棟 1F



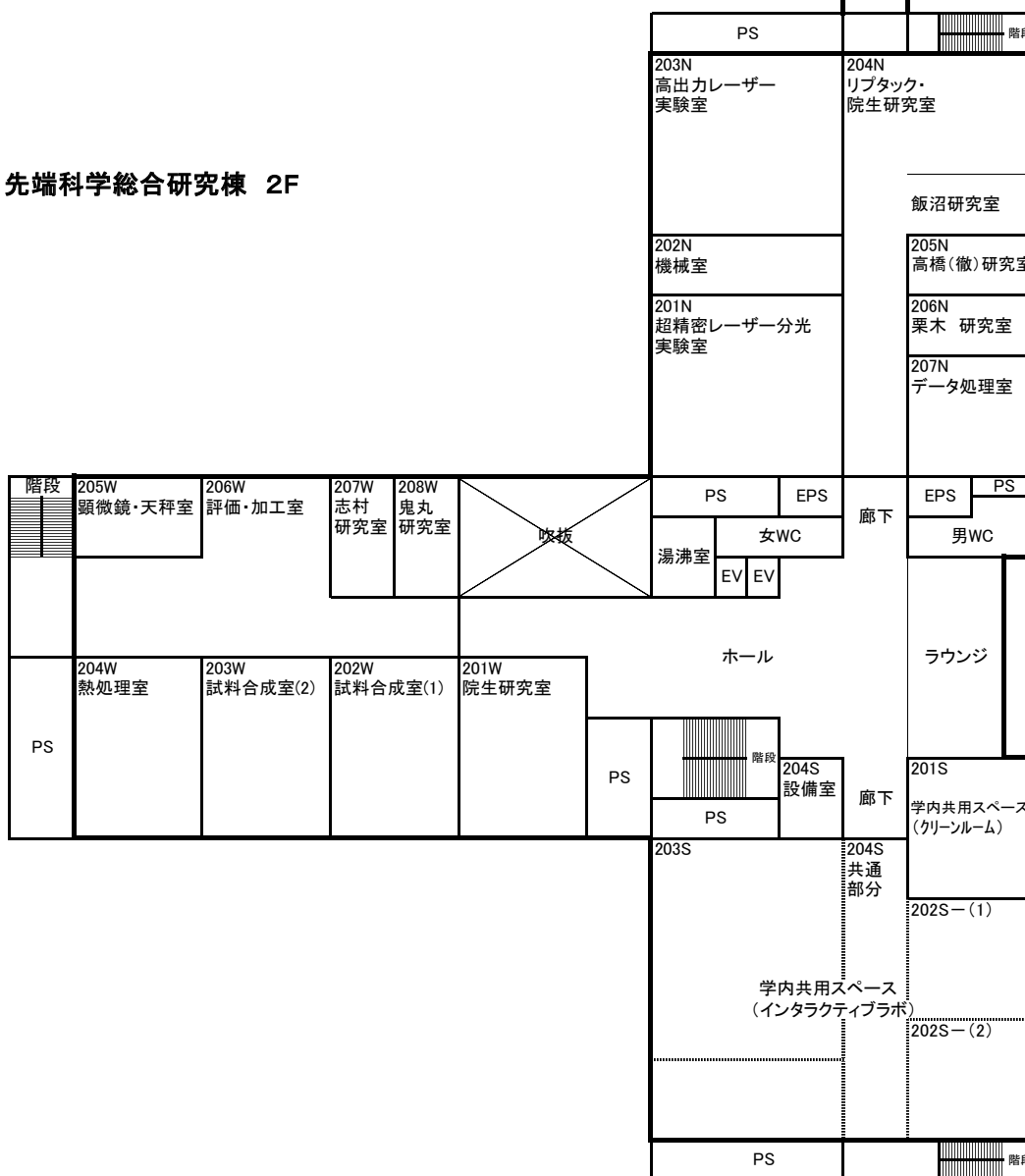
先端科学総合研究棟 1F



総合研究実験棟 2F



先端科学総合研究棟 2F



総合研究実験棟 3F

階段	302A 教員 研究室	303A 教員 研究室	304A 教員 研究室	305A 教員 研究室	306A 教員 研究室	307A 教員 研究室	PS	ラウンジ	
							湯沸室		
								ホール	男WC
PS	301A-1 院生研究室		301A-2 教員・院生研究室		301A-3 教員・院生研究室		EPS		PS
									女WC
									EV
									屋外バルコニー

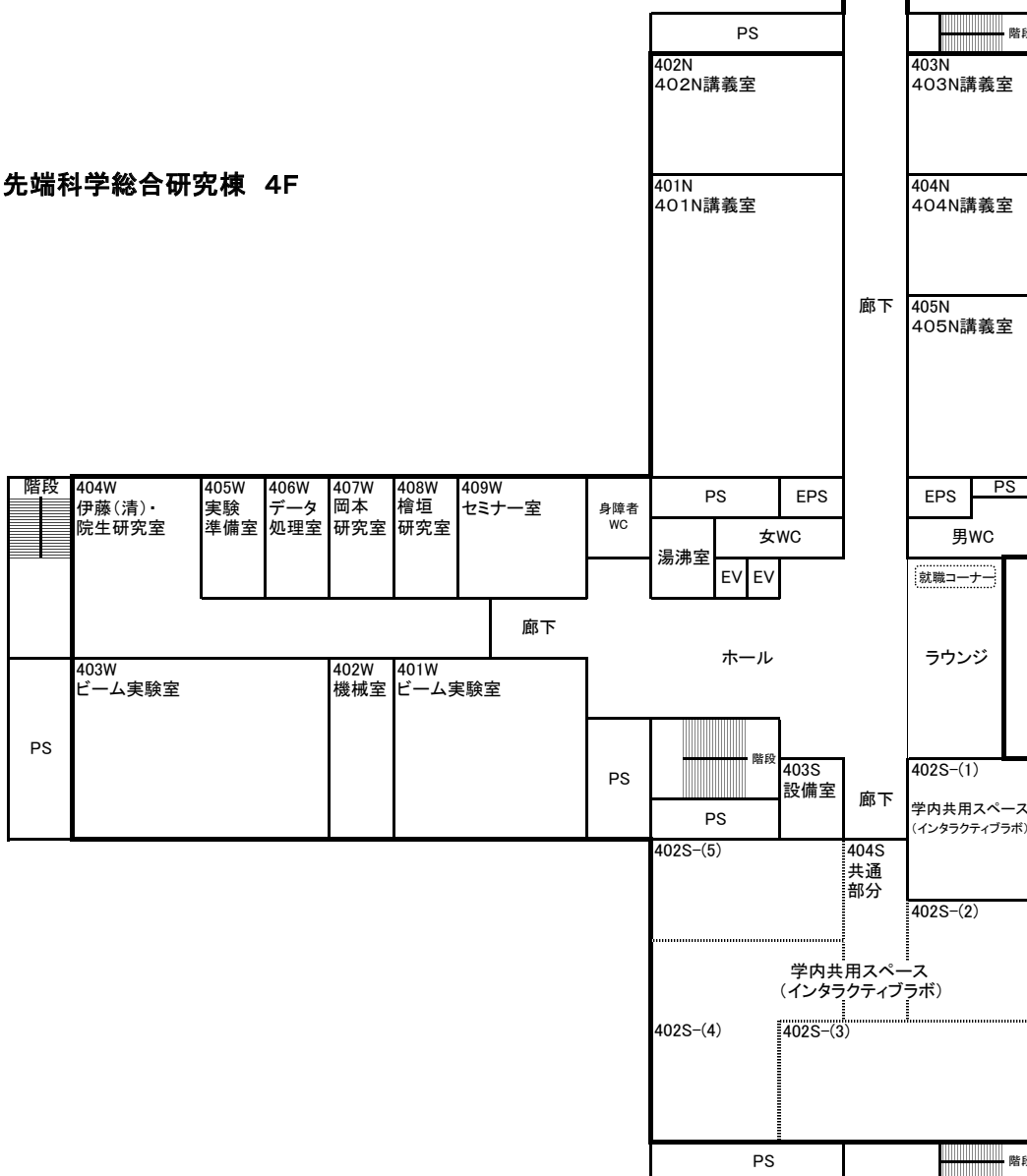
先端科学総合研究棟 3F

先端科学総合研究棟 3F										PS		階段	
										304N 実験室資料室		305N 教員・院生研究室	
										303N 院生研究室		306N 教員研究室	
										302N 院生研究室		307N 教員研究室	
										301N サーバー室		308N 院生研究室	
										PS		EPS	
										湯沸室		女WC	
										EV		EV	
										ホール			
廊下										階段		305S 設備室	
PS										PS		PS	
307W 田中(新) 研究室										306W 教員 研究室		305W 嶋原 研究室	
304W 小セミナー 室										303W 多田 研究室		302W 樋口 研究室	
301W 教員 研究室										PS		301S 会議室	
渡り廊下										304S 学内共用スペース (インタラクティブラボ)		302S 会議室	
自然科学研究支援開発センター 低温・機器分析部門										303S-2) 学内共用スペース (インタラクティブラボ)		303S-1) 学内共用スペース (インタラクティブラボ)	
										PS		階段	

総合研究実験棟 4F



先端科学総合研究棟 4F



総合科学部平面図 研究棟C8F
(数学科関係教員部分のみ掲載)

	C801	C802	C803	C804		C805	C806	C807		C808		C809	C810			
	小鳥居 教 員 実験室	渋谷 教 員 実験室	橋 本 教 員 実験室	学生学習室		飯 間 教 員 実験室	飯 間 教 員 実験室	数学総合 演 習 室		数理情報会議室 ・視聴覚実験室		図書室 (閲覧室)	図書室			
C811	C812	C813	C814	C815	C816	C817	C818	C819	C820	C821	C822	C823	トイレ	EV		EV
総合数理教員 室	数理情報実験 室	小鳥居 教員室	橋 本 教員室	飯 間 教員室	飯 間 教 員 実験室	水 町 教員室	水 町 教 員 実験室	渋谷 教員室	飯 間 教 員 実験室	総合数理 教 員 実験室	印刷室	自然探究 領域事務室 (数理情報)	トイレ			



経済学部棟
(物理学科関係教員部分のみ掲載)



・経済学部	研究棟3階	306	両角
		307	石川
		309	野中
	研究棟4階	427	坂井
		428	木坂
		430	岡部
		431	西澤